

Ⅲ 令和2年度 事務事業評価書

事業名	県庁モバイルワーク推進事業		部課(室)	総務部 行政経営企画課	事業 開始年度	H30
総合計画	10の事項	11	計画推進の基盤づくり	中項目	2	行財政改革の推進
	小項目			施策		

1 事業のねらい・目的

モバイルワーク導入により、仕事の生産性の向上（県民サービス向上、業務効率化等）を図る。

2 事業概要

○ モバイルワークの試験導入（90台）

- 出張先等からモバイル端末等を通じて、庁内システムに安全にアクセスできる環境を構築する。
- モバイルワーク導入により、出張、現地業務における県民サービスの向上や、業務の効率化を図る。
- 導入結果を全庁的に情報共有し、各部におけるモバイルワークを活用した効果的、効率的な施策立案、事業運営を推進する。

②セキュリティを考慮したネットワーク

- 「情報漏洩」「なりすまし」「覗き見」等、特許IP全般に配慮したネットワークが必要
- 仮想化された専用ネットワークであつてもインターネットを通過するものは好ましくない

凡例

- : 既存のネットワーク
- : 新増設のネットワーク
- : 情報の流れ

①システム
・リモートアクセス
・セキュリティ対策

②ネットワーク (閉域網)

③端末

①端末を安全に接続する仕組み

- ・庁内の情報を端末に直接送信しない
- ・端末にデータを残さない
- ・2種類以上の情報を組み合わせた認証（なりすましの防止）
- ・盗難で端末の監視・制御が可能
- ・端末紛失時に遠隔で初期化可能

③効果的・安全な管理が可能な端末

- ・セキュリティを考慮し端末は貸出し（BYOD不可）
- ・文書作成や資料の閲覧に優れた操作性

【事業スキーム図】

行政経営企画課

執行委任

情報政策課

システム、端末等の調達・管理

端末配布、実施状況調査等

モバイルワーク導入所属

実施計画、実績報告

技術的支援、助言等

○県民サービスの向上

- ・説明・指導の質の向上
- ・レスポンスの向上
- ・処理時間の短縮
- ・緊急時の迅速な対応

○業務効率化

- ・転記作業削減
- ・職場への移動時間の削減
- ・すきま時間の活用
- ・出張準備の削減

<導入業務>

- 訪問・指導
- 企業訪問・PR
- 工事施工管理等
- 監査、検査
- 許認可等
- 情報収集
- 広報

3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
モバイルワークにより生産性が向上した業務数	目標	17	17	17	試験導入を踏まえて検討		
	実績	17	23	調査中			

【指標の考え方】

事前調査により導入効果が高いと見込まれる17業務についてモバイルワークを導入し、業務の生産性向上を図る。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

平成30年度の導入効果を踏まえて、令和元年度は23業務についてモバイルワークを導入し、端末1台あたりの効率化効果時間が約10.5時間/月あり、業務の生産性向上が図られた。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>モバイルワークの導入先を入れ替えながら、さまざまな業務で検証したところ、下記のとおり事業の有効性を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真や動画等のデータをモバイル端末で閲覧しながらわかりやすく説明できたほか、申請書等の資料作成や修正をその場で行うことにより、説明や相談、指導の質の向上が図られ、県民サービスが向上した。（22職場） ・出張先での資料の整理や協議録の作成、関係機関との連絡調整への活用や、帰庁後の事務作業時間の削減、質問等への迅速な対応により、業務の効率化が図られ、生産性が向上した。（26職場）
	<p>【事業の効率性】</p> <p>リース契約している端末90台の範囲内で導入先を入れ替えたり、令和元年10月からは業務を限定せずに、部局・所属単位で端末を共同運用する方法も導入する等、様々な方法で効率的に検証を行った。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	15,647	15,685	178,084	時間	930	1,488	930
（うち一般財源）	15,647	15,685	178,084	人件費（千円）	3,821	6,009	3,756

6 見直しの内容	<p>継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）</p> <p>終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）</p>		
【上記の理由】	<p>令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策の観点から在宅勤務においても活用できるよう、4月補正及び6月補正で予算計上し、端末を910台追加導入したため。</p> <p>4月補正 67,045千円 R2年5月から 410台導入 6月補正 45,288千円 R2年12月から 500台導入</p>		
【見直し内容】	<p>今年度、当初導入していた端末90台の効果の検証を行い、令和3年度からこの検証結果を踏まえて本格導入を行う予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的に取り組むこととした在宅勤務に用いるため、追加で910台導入し、合計1,000台のモバイル端末を使用したモバイルワークの本格導入を実施することとした。（端末台数の増加により、令和3年度の事業費162,399千円の増額）</p> <p>在宅勤務は感染症流行や災害発生時の業務の円滑な継続に加え、職員のワーク・ライフ・バランスの推進や、集中できる環境で生産性の高い、効率的な業務の遂行が可能になるなど、より質の高い行政サービスの提供にも資すると考えられることから、モバイル端末の活用により、定着を図っていききたい。</p> <p>出張業務でのモバイル端末の活用については、今年度まで導入したいずれの業務においても一定の生産性向上が図られていることから、今後は業務を限定することなく広く使用を認めることとする。</p> <p>上記を踏まえて、令和3年度以降は、「在宅勤務及び出張業務におけるモバイル端末の平均稼働率」を成果指標とし、運用していく。</p>		

(様式1号)

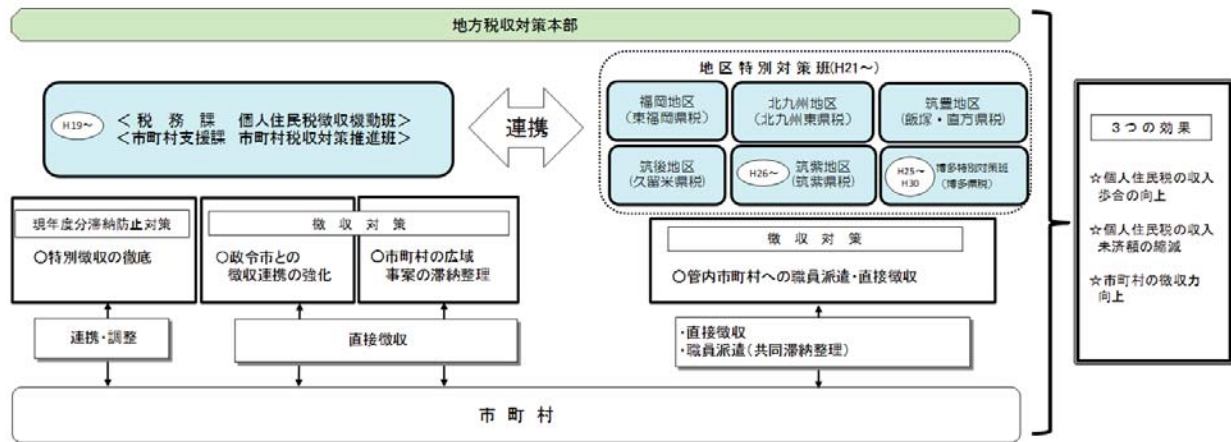
R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	県税収入確保特別対策事業 (個人住民税対策強化事業)	部課(室)	総務部 税務課	事業 開始年度	H23
-----	-------------------------------	-------	------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	11	計画推進の基盤づくり	中項目	2	行財政改革の推進
	小項目			施策		

1 事業のねらい・目的	市町村の税の徴収力向上を支援するとともに、個人県民税の収入未済額を縮減するため、滞納の防止から徴収までを総合的に取り組むもの。
2 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的税収対策 ○ 課税対策と徴収対策が一体となった集中的・専門的な組織による取り組み <ul style="list-style-type: none"> ①特別徴収制度の実施促進の取組み (現年度滞納防止対策) <ul style="list-style-type: none"> ・滞納がほとんど発生しない特別徴収 (収入歩合99.84%)への移行を図るため、平成29年度課税分から個人住民税に係る特別徴収義務者の「一斉指定」を実施。事業者への周知・広報や関係団体への協力要請、市町村への支援を行い、制度を定着させることにより、効果の拡大を図る。 ②政令市との徴収連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・政令市(北九州市・福岡市)の全区と徴収連携を実施することにより繰越滞納事案の滞納整理を促進する。 ③広域に係る個人住民税の滞納対策 <ul style="list-style-type: none"> ・広域滞納事案(県外及び市町村区域外)の集中的専門的滞納整理。 ④徴収連携の強化事業 <ul style="list-style-type: none"> (1)5特別対策班による市町村の徴収支援(職員派遣・直接徴収) (2)地方税収対策福岡県連絡会議による意識喚起 (3)県内13地区税務連絡協議会徴収対策会議による実践的対策策定 <p>※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により県外出張等を縮小したため、4月補正で旅費を削減(△945千円)</p>

【事業スキーム図】



3 事業目標等

個人県民税の増収効果額

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	累計
個人県民税の増収効果額 (H23ベースによる算定)	目標	10億	12億	12億	12億	12億	58億
	実績	13億	18億	22億	31億	23億	107億

【指標の考え方】

・平成26年度の組織強化の際に設定した、個人県民税の増収効果額(特別徴収推進による効果を含む)を指標とする。

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	累計
個人県民税の増収効果額 (H28ベースによる算定)	目標	7億	6億	7億	7億	8億	35億
	実績	20億	13億	10億			43億

【指標の考え方】

・福岡県財政改革プラン2017の際に設定した、個人県民税の増収効果額(特別徴収推進による効果を含む)を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・増収効果額は平成26年度以降、継続して目標を上回り、順調に推移している。
- ・平成29年度は、特別徴収義務者の一斉指定の実施により、増収効果額が大きく伸びた。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

・地方税収対策本部で毎年確実に徴収している

地方税収対策本部の徴収額

(億円)

地方税収対策本部	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
徴収額合計	2.3	2.9	7.2	9.7	9.9	10.4	11.2	13.1	14.2	16.8	15.3	13.4	10.8

・個人県民税の現年度課税分の収入歩合は上昇傾向、翌年度に繰り越される収入未済額は減少傾向

個人県民税（現年度課税分）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
収入歩合(%)	97.8	97.1	97.4	97.4	97.6	97.5	97.7	97.5	97.7	97.9	98.1	98.8	98.8	98.8
収入未済額(億円)	17.9	43.8	43.2	42.5	36.6	36.8	36.2	38.9	37.1	33.9	31.0	20.9	15.8	16.1

・対策本部の取組みにより、平成19年度の税源移譲後増加していた滞納繰越分収入未済額は平成24年度以降減少

個人県民税（滞納繰越分）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
収入歩合(%)	20.4	21.5	28.0	24.7	24.9	24.9	28.1	29.2	34.0	36.3	37.3	37.7	33.0	30.4
徴収額(億円)	12.9	13.8	25.1	25.6	28.4	29.4	33.6	34.6	38.3	36.9	33.9	30.4	21.4	16.6
収入未済額(億円)	44.9	45.8	60.1	71.6	79.9	82.0	78.4	73.1	63.9	56.1	49.0	43.4	38.4	33.9

・平成24年度～26年度に実施した特別徴収未実施事業者への個別訪問の取り組み及び平成29年度から実施した特別徴収義務者の一斉指定により、特別徴収実施率は上昇

特別徴収未実施事業所に対する個別訪問件数

成果指標		H24	H25	H26	H27	累計
特別徴収未実施事業所に対する個別訪問件数	目標	2,500件	2,500件	2,500件	2,500件	10,000件
	実績	4,524件	3,295件	3,755件	—	11,574件

特別徴収実施率（特別徴収に係る給与所得者数／給与所得者総数）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
特別徴収実施率	73.5%	74.9%	76.0%	77.0%	78.2%	84.9%	85.8%	86.1%	86.1%
(参考) 全国平均特徴率	72.8%	73.8%	76.0%	79.0%	81.3%	83.2%	84.4%	85.0%	調査中
(参考) 全国順位	20位	20位	27位	34位	37位	21位	21位	24位	調査中

【事業の効率性】

・県が個人住民税の徴収に係る方針・対策を一本化することで、県全体（県と市町村）の連携が図られ、効果的・効率的な徴収対策が実践できる。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	16,270	23,239	▲945	22,923	時間	58,373	58,373	58,373
(うち一般財源)	16,270	18,185	▲945	17,869	人件費(千円)	239,797	235,711	235,711

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

・個人県民税の収入未済額は平成24年度以降、連続して減少しているものの依然として多額であり、また、県税全体の収入未済額に占める割合も6割を超えている状況であるため、当該事業の取組みを更に拡充していく必要がある。

【見直し内容】

・平成29年度課税分から実施した個人住民税に係る特別徴収義務者の「一斉指定」を定着させることにより新たな滞納発生を防止し、徴収対策として市町村と県との徴収連携を継続して実施するとともに、市町村の相互併任体制を確立させるための組織的な働きかけを行うことで近隣市町村間の連携を促進することにより、収入未済額の圧縮を図る。

事業名	情報バリアフリー向上事業		部課(室)	総務部 県民情報広報課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	4	障がいのある人の権利擁護

1 事業のねらい・目的

障がいのある人が県の機関を訪れるにあたり最初に必要とされるのは、適切なコミュニケーションの確保である。そのため、県が障がいのある人との適切なコミュニケーションを行うことができるよう体制を整備する。

2 事業概要

広報窓口案内業務における障がいのある人へのサービス充実
 (1) 各戸配布広報紙の点字版作成
 県政情報を広報する中心的媒体である各戸配布広報紙「福岡県だより」の点字版を作成し、視覚に障がいのある人への情報提供を拡充する。
 (2) 「ふくおかインターネットテレビ(知事記者会見)」における字幕付与
 県政発信の重要な機会である知事記者会見の「ふくおかインターネットテレビ」での配信に際して、字幕を付与し、聴覚に障がいのある人への情報提供を拡充する。

【事業スキーム図】

(1) 各戸配布広報紙の点字版作成

```

    graph LR
      A[県] -- ①委託契約 --> B[点字版製作者  
(社会福祉法人福岡県盲人協会)  
③点字版製作]
      B -- ②原稿送付 --> A
      B -- ④点字版送付(郵送) --> C[視覚に障がいのある人]
    
```

(2) 「ふくおかインターネットテレビ(知事記者会見)」における字幕付与

```

    graph LR
      A[県] -- ①委託契約 --> B[インターネットテレビ製作者  
③動画製作、字幕付与、公開]
      B -- ②原稿送付 --> A
    
```

3 事業目標等

【事業目標】
 県が、障がいのある人との適切なコミュニケーションを行うことができるよう体制を整備するため、希望する全世帯へ「福岡県だより」の点字版を配布することを目標とする。

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
		各戸配布広報紙の点字版作成部数	目標	—	600	600	600	700
	実績	0	600	600	600	526		

【指標の考え方】
 希望する世帯数全てに配布できるよう、必要部数の確保を図る。なお、必要部数については、社会福祉法人福岡県盲人協会が所管する配布希望リストをもとに設定している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 目標700部に対して、実績は526部であり、目標達成していない状況。未達成の理由は、配布希望者の死亡や転居の件数が、新規配布希望者の人数を上回っているため。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】												
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚に障がいのある人の多様なニーズに応えるため、点字版を作成している。 ・ 知事記者会見は会見の翌朝には視聴できるようにするなど、迅速な情報発信を行っており、聴覚に障がいのある人への配慮として、平成28年4月分から字幕を付与している。 												
	【事業の効率性】												
	<ul style="list-style-type: none"> ・ (各戸配布広報紙「福岡県だより」の点字版は現在、社会福祉法人福岡県盲人協会が作成、視覚に障がいのある人への送付を行っており、他に製作者者がいないため、経費の削減は困難である) ・ 経費を上昇させることなく実施している中、動画再生数は増加しており、効率性は向上している。 												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月平均動画再生数(回)</td> <td>24,903</td> <td>28,626</td> <td>36,587</td> <td>48,353</td> <td>347,754</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R1	R2	月平均動画再生数(回)	24,903	28,626	36,587	48,353	347,754
	H28	H29	H30	R1	R2								
月平均動画再生数(回)	24,903	28,626	36,587	48,353	347,754								
	※再生数については、知事記者会見を含む全ての動画の再生数。また、R2の再生数については上半期。												

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	4,744	6,208	7,000	時間	60	60	60
(うち一般財源)	4,744	6,208	7,000	人件費(千円)	247	246	246

6 見直しの内容
<p> <input type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>○ 平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、行政機関には差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務化された。障がいがある人に対する情報提供体制の充実を図ることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいがある人もない人も共に生きる福岡県を今後も目指していく必要があり、さらなる取組みが必要である。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>○ 広報ラジオ番組「FM福岡 福岡県だより」なども活用し、視覚に障がいのある人に対し、各戸配布広報紙の点字版の周知を図るとともに、市町村に対し視覚障がい者手帳保持者への周知依頼を行いさらなる需要の掘り起しにつなげる。</p> <p>○ 福岡県庁Twitterに加え、平成29年度から新たに取り組んでいるLINE公式アカウントなども活用し、聴覚に障がいのある人に対し、インターネットテレビ番組(知事記者会見)の周知を図る。</p> <p>○ 様々な障がいのある人に対応できるよう、障がい者関係団体あてのアンケート調査を通して、視覚に障がいのある人が求める情報の把握に努める。</p> <p>○ 北九州市内を管轄する北九州市視覚障害者就労支援センターあいず、福岡市内を管轄する福岡市視覚障害者福祉協会に対し会員への周知依頼を行い、さらなる需要の掘り起しにつなげる。</p> <p>○ 聴覚に障がいのある方への県政情報の発信力を強化するため、知事記者会見において、手話同時通訳者を配置。</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	九州ロゴマーク活用推進事業	部課(室)	総務部 県民情報広報課	事業 開始年度	R1
-----	---------------	-------	----------------	------------	----

総合計画	10の事項	11 計画推進の基盤づくり	中項目	1 地方分権の推進
	小項目		施策	

1 事業のねらい・目的

「九州ロゴマークの活用による九州のブランド力向上」

- 平成30年5月、九州地域戦略会議において「九州ロゴマーク」を決定。
- 九州地方知事会、九州地域戦略会議の取組み等、九州・山口が一体となった幅広い分野の取組みにおいて、九州ロゴマークを積極的に活用する。そのためにも、九州ロゴマークそのものの周知を、令和元年度から当面3年間、徹底的に図る。
- 本事業を通じ、本県が九州ロゴマークの活用・周知の積極的な取組みを率先的に実施し、九州・山口各県等への活動の波及を目指す。

2 事業概要

1 九州・山口共同事業

(1) 九州が一体となった取組みにおける九州ロゴマークの活用 (負担金)

- 九州地方知事会や九州地域戦略会議でのイベント等の取組みにおいて活用できるPRグッズの制作費等。

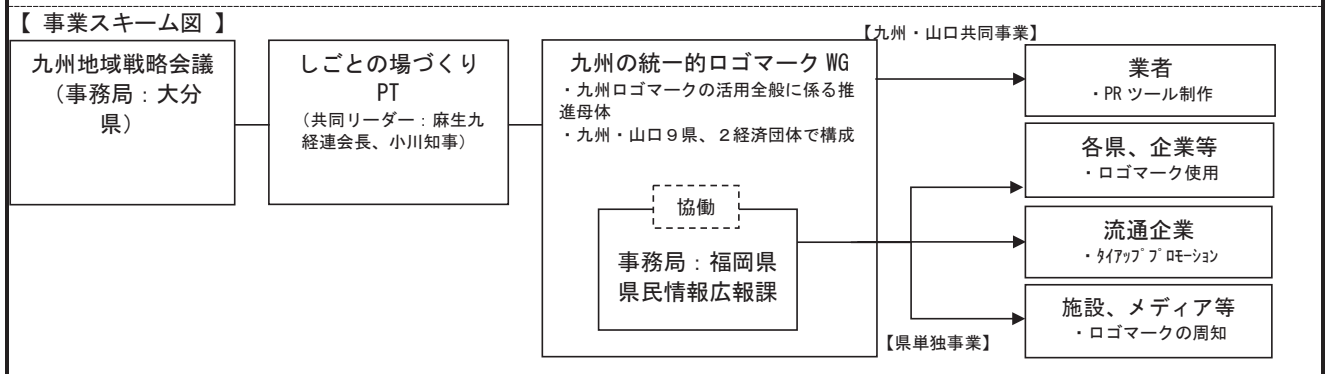
2 県単独事業

(1) 流通企業とのタイアッププロモーション

- 九州外の百貨店等における「九州フェア」といった催事の場合を活用し、店頭販促物等の九州ロゴマークの活用や九州が一体となって取り組む事業等の情報発信を行う。

(2) 九州ロゴマークの周知

- 令和元年度から当面3年間は集中的に九州ロゴマークそのものの周知を図る期間として、WG各団体においてノウハウを共有しながら、各団体において周知に取り組む。



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3
①九州地方知事会、九州地域戦略会議の事業等での活用割合	目標	—	65%	83%	100%
	実績	48%	92%		
②外国人旅行者を対象とした調査における「九州」の認知度 (訪日外国人旅行者の意向調査)	目標	—	29%	31%	34%
	実績	27%	27%		
③県政モニターアンケートによる認知度	目標	—	4.3%	8.6%	12.9%
	実績	—	19%		

【指標の考え方】

- 九州地方知事会 (政策連合)、九州地域戦略会議 (JEWELSプラン) の取組みで、九州ロゴマークを活用する割合を100%に引き上げる。 ※本指標は、九州地方知事会、九州地域戦略会議の重要業績評価指標 (KPI) と同じ。
- 「九州」の認知度は、㈱日本政策銀行及び (公財) 日本交通公社が行っている調査において、「日本の観光地の認知度」における「九州」の認知度を、欧米豪の認知度が高い長崎県 (34%) 並みに引き上げる。
- モニターの認知度は、同様にロゴマークを活用して認知度向上を目指している「ふくおかエコ農産物」の認知度 (12.9%) まで、より短期間で引き上げる。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

指標①③については、令和元年度の目標を達成。指標②については、海外へのPRが不足したため、未達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 観光PRや農林水産物の輸出など、九州が一体となって実施する取組み等で活用し、九州の魅力、活力、一体感を国内外に広く訴えることにより、九州のブランド力向上が図られる。
	【事業の効率性】 新型コロナウイルス感染症の影響及び事業ノウハウの蓄積により、出張方法の見直しを実施。加えて、タイアップ先百貨店の内訳を見直すことにより経費を削減し、令和元年度よりも効率的に事業を実施。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	22,593	19,943	14,981	時間	6,750	6,750	6,750
（うち一般財源）	11,755	11,581	8,179	人件費（千円）	27,729	27,257	27,257

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 海外での九州の認知度は低く、九州ロゴマークを活用した九州のブランド力向上の取組みをさらに進める必要があるため。
【見直し内容】 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響及び事業ノウハウの蓄積により、出張方法を見直す。 ○ 令和2年度の実施状況を踏まえ、タイアップ先百貨店の内訳を見直す。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	特別広報事業 (戦略的広報展開事業)	部課(室)	総務部 県民情報広報課	事業 開始年度	H17
-----	-----------------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	11	計画推進の基盤づくり	中項目	1	地方分権の推進
	小項目			施策		

1 事業のねらい・目的

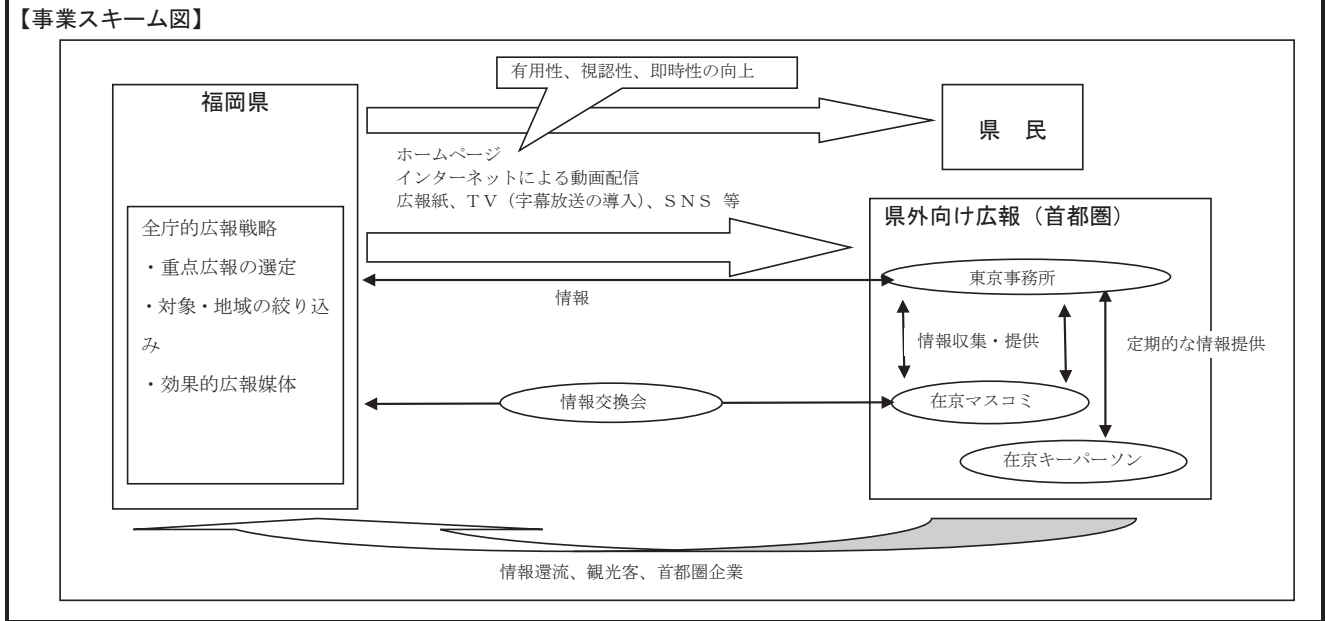
県広報は、本県の施策や魅力を発信していくことにより、県民に対しては施策の浸透や理解、生活利便性の向上を、県外に向けては観光、企業誘致、県産品販促等につなげ、県を日本、アジアの経済・文化・情報の中心地として持続的に発展させていくことを目的として展開している。

県広報を効率的・効果的に実施するため、県の全体的な広報方針・広報計画を策定し、紙媒体やテレビ・ラジオでの広報に加え、インターネットによる動画配信等を行い、総合的な広報体制の構築を図る。

2 事業概要

県全体の総合的な広報戦略を展開する。

- ① 県の推進している施策・事業の中から、重点広報テーマ・事業、対象地域、広報媒体等を盛り込んだ全庁的な広報方針の策定
- ② インターネットによる動画配信の実施
- ③ 産業政策、観光、福岡ブランドにテーマを絞った首都圏広報活動の強化
- ④ SNSを活用した効果的な広報



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
動画再生数(月平均)	目標	20,000	22,000	22,000	26,000	33,000	40,000	43,000	43,000
	実績	28,187	20,137	24,903	28,626	36,587	48,353	347,754	

※令和2年度実績は上半期。R1実績上段の括弧書きは令和元年4月から11月末までの実績。

【指標の考え方】

- 動画再生数を指標とし、目標を設定する。
- 平成30年度からfacebookを活用した「お知らせ動画」の配信を開始し、これも再生回数に含めてカウント。堅調に再生数を伸ばしている。
- 令和3年度の目標値は、令和元年4月から11月までの実績値が41,066と令和2年度目標値を下回っていることを踏まえ、令和2年度目標値を据え置く(43,000)。
- ※令和元年12月から新型コロナ感染者増加の影響により急激に視聴が増加(R1.12~R2.3平均値62,924)しており、平時とは異なると考えられることから、目標値設定の参考からは除外する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和2年度上半期までの再生数は、新型コロナウイルス感染症に伴う知事の記者会見、メッセージ動画を配信した影響などから大きく増加しており、令和2年度目標に到達する見込みである。
- 今後、新型コロナウイルス感染症がどのように展開するかによって大きく変動する可能性があるものの、引き続き動画コンテンツの充実を図るとともに効果的なお知らせ動画の配信を行い、動画再生数の増加を目指したい。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 時間や場所の制限なく視聴できるインターネットの特性を生かし、県の事業や魅力を県内外や海外に発信している。 ○ 多くの人の興味を引くよう、次のような工夫を重ねており、動画再生数の増加につながっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の動画情報を県HPのトップページ上に表示させたり、観光・匠の技・グルメチャンネルの動画を県観光情報サイト（クロスロードふくおか）に表示させたり、また民間の無料動画サイト（YouTube）からも視聴できるようにするなど、他サイトとも連携し、動画再生数向上を図っている。 ・ 知事記者会見は会見の翌朝には視聴できるようにするなど、迅速な情報発信を行っている。 ・ 蓄積する動画を見やすくするため、画面のリニューアルや検索機能の追加、人気動画ランキングの表示を行うなど、利用しやすいように工夫している。 ・ いつでもどこでも気軽に視聴できるよう、携帯端末での視聴に対応している。 ・ 聴覚に障がいのある人への配慮として、知事記者会見（平成28年4月分）については字幕を付与している。 ・ 一部動画についてドローンによる撮影を行い、通常見ることのできない視点からの映像を動画に盛り込むなど、より多くの人に動画を見てもらえるよう工夫している。
	<p>【事業の効率性】</p> <p>（ふくおかインターネットテレビでの動画配信（H17～））</p> <p>以下によりインターネットテレビの動画再生数増加及び認知度向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SNSでの広告機能付き動画「お知らせ動画」の活用（H29～） ○ リポーターを起用した体験型動画などを制作（R2～）。 <p>（インターネット広告の実施）</p> <p>年齢や性別等の属性に応じた配信が可能な「プッシュ型」でのSNS広告やユーザーの過去の閲覧履歴などに応じて広告が表示される「ウェブ広告」を実施（R2～）。</p> <p>（県公式LINEアカウントの利便性向上）</p> <p>ユーザー自身が必要な情報を選べるようLINEリッチメニューを追加、セグメント配信を導入（R2～）。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1決算	R2当初	R3当初
歳出	13,586	56,576	56,130	時間	5,287	5,287	5,287
（うち一般財源）	13,586	56,576	56,130	人件費（千円）	21,719	21,349	21,349

6 見直しの内容	<input type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）		
	<input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）		

<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットが急速に普及する中、広く迅速に情報を発信できるインターネット広報の役割は増大しており、今後もこの傾向は続くと考えられるため、さらなる取組みが必要である。
<p>【見直し内容】</p> <p>（ふくおかインターネットテレビのリニューアル）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現状、インターネットテレビには平成17年度の「とびうめ放送局」開設以降に制作された動画が全て掲載されている。これら動画のうち一定年数以上経過した動画をアーカイブ化しひとまとめにするとともに、残る動画の分類を見直すことで、県民にとってより視聴しやすいサイトになるようリニューアルを検討する。 <p>（LINEアカウント利便性の更なる向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度に導入予定のLINEリッチメニュー、セグメント配信の内容をさらに充実させることで、よりターゲットに応じた広報とする。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	県庁地下食堂改修事業		部課(室)	総務部 総務事務厚生課	事業 開始年度	R1
総合計画	10の事項	11 6	計画推進の基盤づくり 誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	2 1	行財政改革の推進 生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	— 1	県民の健康の保持増進	施策	— 1	健康づくりの推進

1 事業のねらい・目的

老朽化した県庁地下食堂を改修し、県民の健康づくりに役立つ場として活用する。

2 事業概要

○改修内容

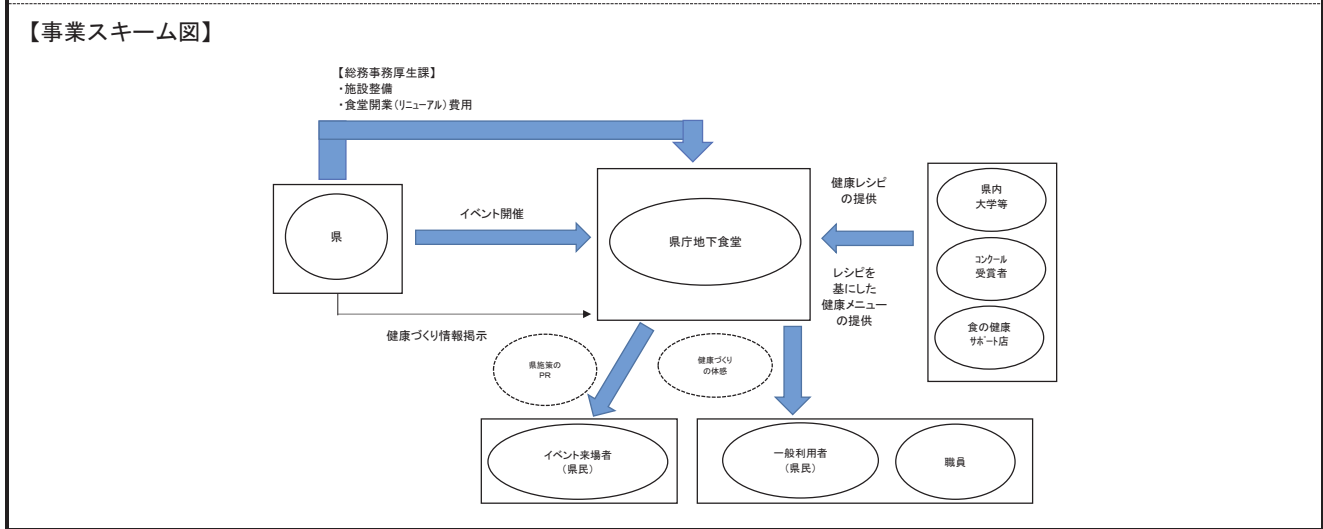
- ・厨房設備の更新
- ・食堂ホールの拡大及び木質化
- ・食堂ホールに情報コーナー、共用会議室、打合せスペースを新たに設置

○食事提供に加えて、健康や食をテーマにしたイベント実施の場として活用

《現在考えられる主なイベント案》

- ①食事付き健康セミナー（例：スロージョギングの体験会、身体測定会、食事摂取教室 等）の開催
- ②各団体が開催する「レシビコンクール」受賞作品の実食提供
- ③県内の特産品をPRする試食会の開催
- ④「ふくおかの食で健康」メニューの実食提供
- ⑤県の施策PRランチフェアの開催（例 ビンクリボンランチ 等）
- ⑥障がい者が描いた絵画の掲示
- ⑦県内伝統工芸品等のPR展示

○運営事業者に対する負担軽減策
初度調度品（食器・調理器具又は食券販売機）については県で購入



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2
県庁地下食堂改修に係る実施設計及び運営事業者の公募	目標	—	実施設計 運営事業者の公募	—
	実績	—	運営事業者選定	—
県庁地下食堂改修工事	目標	—	—	改修工事
	実績	—	—	R3.2月竣工予定

【指標の考え方】

- ・県庁舎地下1階に設置している職員食堂の改修工事を実施し、県民レストラン『けんちょう Food Marche』としてリニューアルオープンする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和元年度は、運営事業者の企画提案公募を実施し、ロイヤルコントラクトサービス(株)を運営事業者に選定。
- ・令和2年度は、ロイヤルコントラクトサービス(株)と協議を行い、年度中のリニューアルオープンを予定。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・食堂営業時間（11：00～14：00）を除き、9：00～17：00の時間帯は、会議や打合せスペース、イベント会場として活用。 ・常設の情報コーナーを設置し、健康づくり、地産地消、食育に係る情報を発信。
	【事業の効率性】

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	10,566	274,545	—	時間	100	304	—
（うち一般財源）	2,666	68,645	—	人件費（千円）	411	1,228	—

6 見直しの内容	継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input checked="" type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止)		
【上記の理由】 ・地下食堂改修工事の完了に伴い、事業目的を達成するため。			
【見直し内容】			

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	防災危機管理体制強化推進事業 (防災情報伝達推進事業)		部課(室)	総務部防災危機管理局 防災企画課	事業 開始年度	H18
-----	--------------------------------	--	-------	---------------------	------------	-----

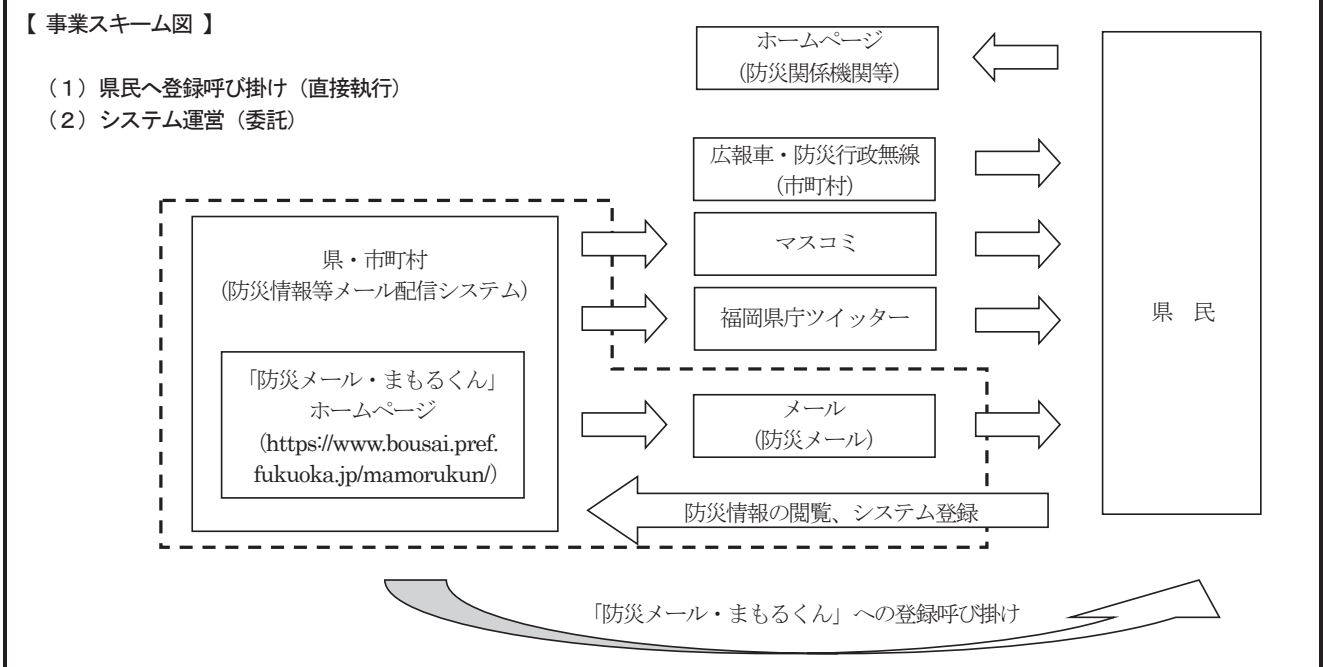
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	1	災害に強いまちをつくる
	小項目	1	防災・減災対策の推進	施策	1	防災危機管理体制の強化

1 事業のねらい・目的

災害時における県民への防災情報伝達手段を拡充し、防災情報の迅速・確実な伝達を行う。

2 事業概要

(1) 防災気象情報、避難勧告等の避難情報、地域の安全情報、災害時の安否確認通知などをメールで配信
 (2) メールで配信した情報の詳細内容や、避難場所等を地図上で確認できる避難支援マップ等をホームページで提供
 (3) 避難情報の発表時にマスコミに自動的に情報を配信 → マスコミはテロップへの表示等により県民へ伝達
 (4) 避難情報及び防災気象情報(地震情報、各種警報等)の発表時に、福岡県庁ツイッターに自動的にアラートを投稿
 (5) 市町村にも配信権限を付与することで、市町村から住民へ直接防災情報を伝達する手段としても活用



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3
配信所要時間	目標	5分以下	5分以下	5分以下	5分以下
	実績	約 3.3分	約 3.6分	約 3.9分	
(参考) 配信速度	—	34,200件/分	34,200件/分	34,200件/分	34,200件/分
(参考) 「防災メール・まもるくん」登録者数	—	113,591件	123,033件	131,718件	

R2実績は9月末時点

【指標の考え方】

- 情報伝達の迅速化の観点から、配信所要時間 5分以下を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 配信所要時間は目標値内に保たれている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・「防災メール・まもるくん」を使ったメール配信により、自治体から県民に対する直接的な情報伝達や、マスコミに対する情報提供を通じたテレビへのテロップ表示等の迅速化など、災害時における迅速な情報伝達に効果を発揮している。 ・県及び市町村から配信されるメールは年間約1,200件となっており、情報発信ツールとして有効に活用されている。 ・簡易な操作で、いつでも直接県民に防災情報を提供できる点でメール配信は効果的である。
	【事業の効率性】 ・効率よく登録者を増やす工夫として、一般的な防災意識の普及・啓発に加え、市町村の広報や県広報誌への掲載、リーフレットの配布、各種イベントを通じた周知・啓発の実施等に取り組んだ。

5	事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
	歳出	5,802	5,855	5,855	時間	948	948	948
	（うち一般財源）	5,802	5,855	5,855	人件費（千円）	3,895	3,829	3,829

6	見直しの内容
	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
	【上記の理由】 ・ 様々な情報手段を使って、気象情報や避難勧告等の情報を迅速かつ確実に県民に伝達することは非常に重要であり、本事業は継続する必要がある。 ・ 登録者数の維持のため、普及啓発活動についても改善を行う。
	【見直し内容】 ・ 福岡県庁ツイッターを利用した緊急情報の配信等により、幅広い年齢層へ向けて広報を行う。 ・ コンビニやスーパーマーケットなどの企業へのリーフレット、ポスター配架を行い、広報先の拡大を進める。 ・ 若年層へのPRのため、インターネットを活用した広報を行う。

事業名	防災意識重点強化事業		部課(室)	総務部防災危機管理局 防災企画課	事業 開始年度	R1
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	1	災害に強いまちをつくる
	小項目	1	防災・減災対策の推進	施策	1	防災危機管理体制の強化

1 事業のねらい・目的

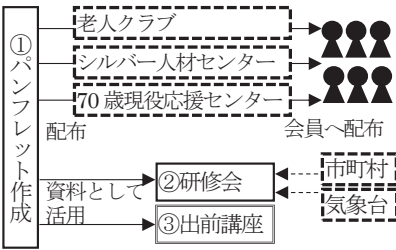
今後発生する災害において、人的、物的被害を最小限に食い止めるため、防災意識を重点的に強化する必要がある特定の対象者に向けて、それぞれの特性に応じて内容を厳選した分かりやすい資料を用いて説明会や研修会等を行うことにより、地域全体の力で適切な災害対応ができるようにする。

2 事業概要

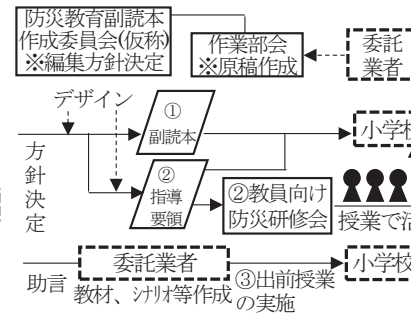
対象者等	取組内容	
1. 高齢者	① 防災意識啓発パンフレット作成 ② 研修会開催 ③ 県政出前講座	高齢者向けに簡潔かつ見やすいパンフレットを作成 市町村、気象台と合同で高齢者対象の研修会を開催 出前講座のテーマに「災害時の適切な避難行動」を追加
2. 子ども	① 小学生向け副読本作成 ② 教員向け研修会開催 ③ 出前授業	災害の基礎知識や対応方法などをまとめた副読本を作成 教員向けに副読本の指導用冊子を作成し、研修会を開催 防災局員が希望する小学校に出向き、出前授業を実施
3. 在留外国人 (居住者、観光客)	① 「外国人のための防災ハンドブック」改定 ② 観光客向けリーフレット作成	県防災ハンドブックの内容を踏まえ、上記改訂版を作成 緊急時の情報をまとめた、携帯しやすいリーフレットを作成
4. 中小企業	① セミナー開催	企業の防災対策に必要な内容に特化したセミナーを開催
5. 防災ハンドブック 見直し	① 増補改訂版作成	平成30年度の災害の課題等を踏まえた改訂版を作成

【事業スキーム図】

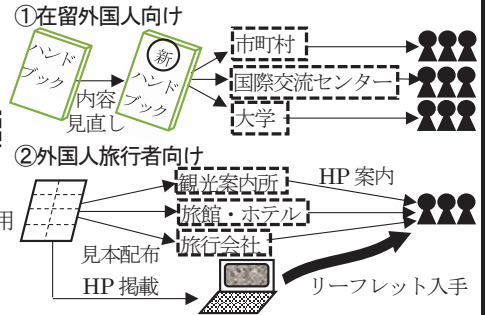
1) 高齢者



2) 子ども



3) 外国人



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3
高齢者を対象とした研修会の実施市町村数	目標	10市町村	25市町村	25市町村
	実績	11市町村	(コロナ感染症により中止)	
小学生向け授業用副読本を活用した学校の割合	目標	—	20%	30%
	実績	—		
教員向け防災研修会の実施地域数	目標	8地域	8地域	8地域
	実績	2地域	2地域 (R3.1月現在)	
小学生向け出前授業の実施学校数	目標	—	30校	30校
	実績	—	13校 (R3.1月現在)	
中小企業向けセミナー参加者数	目標	800人	800人	800人
	実績	202人	173人	

【指標の考え方】

R1年度から3年かけて、県内全域で特定の対象者に対する防災意識啓発を重点的に行う。

- ・高齢者向け研修会は、3年間で県内全市町村での研修会開催を目標に実施。
- ・小学生向けの副読本は、3年間で4冊子を作成。全ての小学校に配布。
- ・活用学校の割合は、本県において『災害安全』の指導を総合的な学習の時間に行っている小学校（政令市除く）の割合（14.5% (H27)）を参考に設定（「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（文科省）」参照）。
- ・教員向けに、毎年、各副読本の説明（研修会）を実施。県内を8地域（2政令市、6教育事務所）に分け、全ての小学校を対象に実施。
- ・出前授業の実施学校数は、3年間で各市町村1校以上の開催を目標に実施。
- ・中小企業向けセミナーは、県内を4地域（福岡、北九州、筑豊、筑後）に分け、各地域200名の参加を目標に実施。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のとおり申込取消や目標回数の見直しを行ったことなどにより目標未達成。

- ・高齢者向け研修会：中止
- ・小学生向け出前授業：新型コロナウイルス感染症拡大により、学校からの申込取消等が発生したため。
- ・中小企業向けセミナー：定員を減少させた上で、収容率50%で実施

4
有効性
・
効率性

【事業の有効性】

- ・高齢者：災害時に適切な避難行動を取り、人的被害を軽減する。
- ・子ども：災害時に適切に対応することができる子どもを育成する。
- ・外国人：災害時に孤立することなく行政からの支援を受けられる。
- ・中小企業：被災後の事業再開の動きが迅速になる。
- ・ハンドブック：数多くの災害の教訓を蓄積し、県民に周知することで、地域防災力の向上が期待できる。

【事業の効率性】

- ・特定の対象者に対し、それぞれの特性に応じた取組みを行うことで、地域全体としてより一層の防災意識の向上に繋がり、人的・物的被害の軽減を図ることができる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	16,994	12,468	9,089	時間	3,119	3,119	3,119
（うち一般財源）	16,994	12,468	9,089	人件費（千円）	12,813	12,595	12,595

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・本県でも年々在留外国人が増加している中で、近年、毎年大規模災害が発生している。
- ・日本語のコミュニケーション能力や災害に対する知識が十分でない外国人が、発災時に確実に災害情報を取得した上で避難等適切に対応できるよう、平時の啓発活動が必要である。

【見直し内容】

- ・国際局と連携し、15圏域の全てにおいて、在留外国人を対象とした防災出前講座を実施する。
- ・小学生向け副読本作成は、3年間で風水害対策編及び地震・津波対策編をそれぞれ高学年用と低学年用を作成することとしており、最終年度のR3年度には、既に作成している高学年用を踏襲する作りとなるため、予算を減額する。

事業名	国民保護体制推進事業		部課(室)	総務部防災危機管理局 防災企画課	事業開始年度	H17
-----	------------	--	-------	---------------------	--------	-----

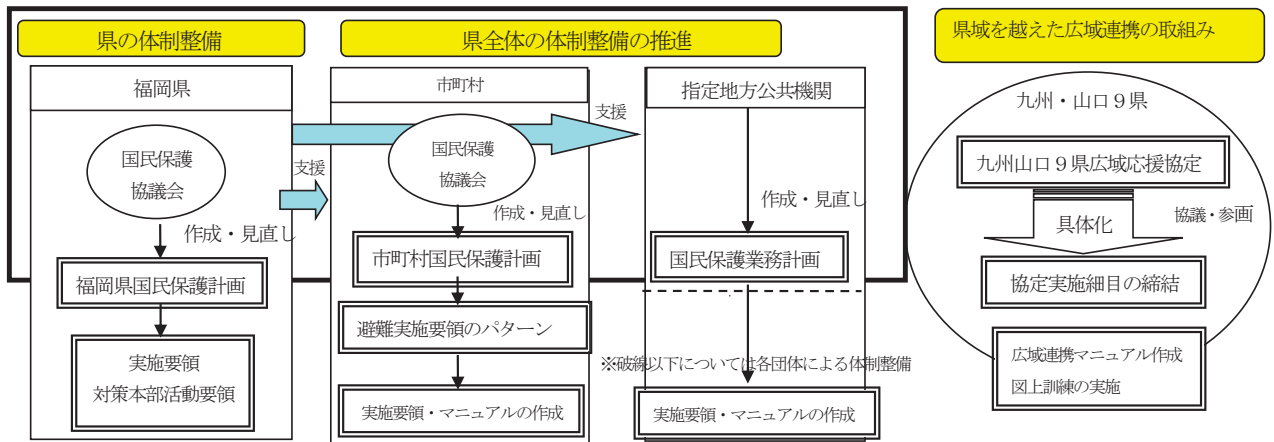
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	7	テロ対策の推進

1 事業のねらい・目的

福岡県内における国民保護に関する体制の整備推進を行うとともに、市町村国民保護体制の整備に対する支援を行い、併せて、避難、救援などに関して、県国民保護計画を具体化するものとして実施要領を作成し、事態発生時において迅速かつ適切な対応ができるようにする。さらに、九州・山口各県との協議を行い、県域を越えるような広域的な避難、救援措置などについての連携体制の強化を図る。

- 2 事業概要**
- 福岡県全体としての国民保護体制整備の推進
 - 県計画の見直し及び国民保護協議会の開催・運営
 - 市町村・消防本部・指定地方公共機関等関係機関の体制整備に対する支援
 - 九州・山口各県及び指定都市との連携
 - 国民保護に関する情報収集
 - 福岡県国民保護計画の実効性の確保
 - 実施要領の作成及び見直し
 - 国民保護訓練の実施
 - NBC (Nuclear (核・放射性物質), Biological (生物剤), Chemical (化学剤)) テロ対策の推進
 - その他実効性の確保

【事業スキーム図】 国民保護体制整備の推進



3 事業目標等

成果指標		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
		避難実施要領のパターン作成市町村数	目標	24	27	30	30	30	30	36
	実績	18	18	18	21	23	32	35	調査中	
国民保護訓練の実施	目標	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	0	1	1	1	1	※0	

※本県に対し、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されたことから中止した。

【指標の考え方】

- 国民の保護に関する基本指針における市町村の作成努力義務である「避難実施要領のパターン」作成市町村数を指標とする。令和2年度以降の目標数については、作成率の全国平均(62%)を勘案のうえ、県内市町村数の2/3(67%)である40市町村を目標とする。
- 福岡県国民保護計画に掲げている対処能力の向上を目的とした訓練の実施を目標とする。毎年1回の実施を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 避難実施要領のパターン作成については、県内市町村の約4割が未作成の状況であることから、引き続き、市町村への支援が必要である。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から、原則、毎年度国民保護図上訓練等を実施し、国民保護体制整備の検証を行ってきている。 本事業による支援の結果、県内市町村でも、作成した計画に基づいて、国民保護訓練（単独のテロ対策訓練や安否情報システム訓練）やJ-ALERTの整備の開催に取り組んでいる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村と共催で国民保護訓練を実施し、市町村が訓練の経験を活かして避難パターンを作成することで、個別指導に要する経費を節減している。

5	事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
	歳出	3,078	4,940	4,798	時間	3,584	3,584	3,584
	（うち一般財源）	459	3,411	3,284	人件費（千円）	14,724	14,473	14,473

6	見直しの内容
	<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村毎に避難パターンをあらかじめ作成しておくことは、緊急対処事態が発生した場合に住民を素早く避難させるために非常に重要であり、本事業は継続する必要がある。 また、県の国民保護訓練についても毎年度実施し、万が一の事態に備える必要がある。
	<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、これまでの訓練成果を踏まえ、訓練内容を決定の上、自衛隊を始めとする関係機関との連携強化に加え、県の防災危機管理体制、地域防災力の充実・強化を図る。 市町村が「避難実施要領のパターン」を作成するよう、個別訪問・相談対応、作成パターンの共有により支援の強化を図る。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	市町村における防災情報の伝達強化事業	部課(室)	総務部防災危機管理局 消防防災指導課	事業 開始年度	H30
-----	--------------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	1	災害に強いまちをつくる
	小項目	1	防災・減災対策の推進	施策	1	防災危機管理体制の強化

1 事業のねらい・目的

【平成29年7月九州北部豪雨における課題】

■事例
土砂災害等により孤立した地域において、固定電話と携帯電話が途絶したため、外部との連絡が取れなくなる事例が発生した。

↓

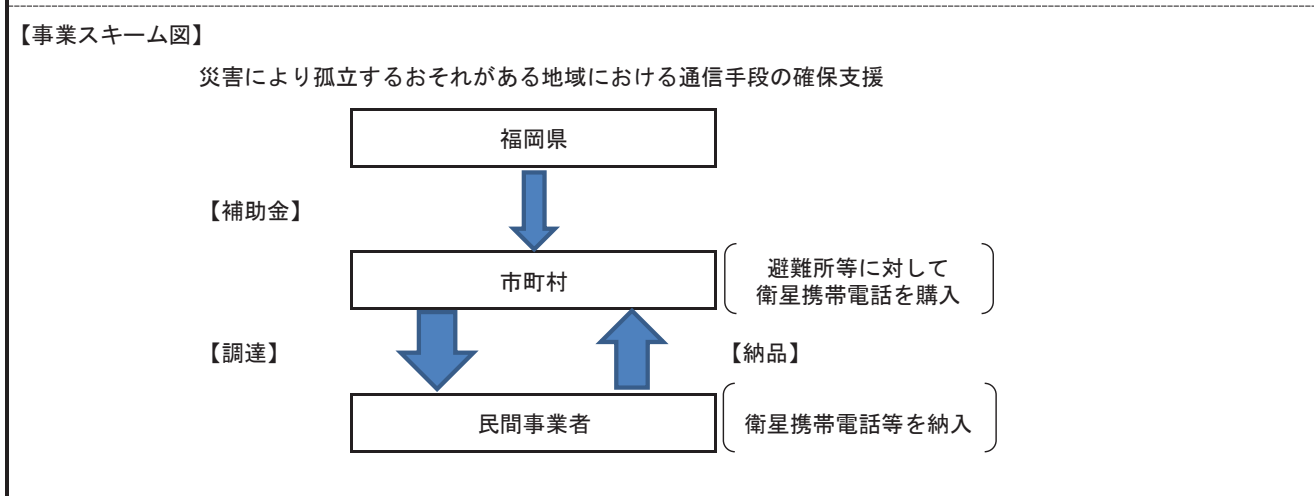
災害により孤立するおそれがある地域における通信手段の確保支援に取り組む

2 事業概要

■災害により孤立するおそれがある地域における通信手段の確保支援

- ・ 災害により孤立するおそれがある地域を有する市町村を個別に訪問し、情報伝達手段の現状を把握する。
- ・ 地域の実状に応じ、情報伝達・収集手段の多重化として有効な衛星電話等の普及促進を図る。

（ 対象自治体： 孤立するおそれがある集落・避難所を持つ市町村
利 用 者： 避難所運営者、自主防災組織代表者等
対 象 経 費： 市町村が通信手段確保を目的として衛星携帯電話等を整備する導入経費（維持費は市町村負担）
補 助 率： 1/2 ）



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3
衛星携帯電話等を整備済みの地域（累計）	目標	88地域	176地域	220地域	220地域
	実績	64地域	161地域	167地域（見込み）	
事業活用市町村数（累計）	目標	8市町村	16市町村	20市町村	20市町村
	実績	6市町村	15市町村	17市町村（見込み）	

【指標の考え方】

- ・ 整備済みの地域、事業活用市町村数を事業の妥当性評価の指標とする。
- ・ 災害時に孤立のおそれのある地域に通信手段を確保することは、迅速な人命救助活動や被災者支援のために大変重要であることから、未整備のすべての地域で、衛星電話等を整備することを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 目標未達成（理由：ランニングコストを理由に衛星電話等の整備に消極的な市町村が多く、災害時の情報伝達手段確保の重要性が十分に認識されていない。）

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	【事業の効率性】

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	1,704	8,084	4,206	時間	1,074	1,074	836
（うち一般財源）	1,704	8,084	4,206	人件費（千円）	4,412	4,337	3,376

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ・ 令和2年7月豪雨においても、熊本県で河川の氾濫や道路の崩落、橋の流失等により孤立状態となった地区が発生した。毎年大雨による災害が起きる中、孤立するおそれがある地域に通信手段を確保することは非常に重要であり、県としても継続して市町村に対する支援を行う必要がある。
【見直し内容】 ・ 通信手段確保済み地域増加に伴い、補助金申請予定数減（88台→48台） △3,878千円 ・ 未整備市町村を個別訪問し、本年の災害における状況を踏まえ、情報伝達手段確保の重要性及び本事業の活用について、継続して働きかける。

事業名	再生可能エネルギー等導入促進事業	部課(室)	企画・地域振興部 総合政策課エネルギー政策室	事業 開始年度	H24
-----	------------------	-------	---------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	10	環境と調和し、快適に暮らせること	中項目	2	環境に優しく安価で安定的なエネルギー需給構造を実現する
	小項目	2	多様なエネルギーの導入促進	施策	3	再生可能エネルギーの普及促進

1 事業のねらい・目的

- 再生可能エネルギーの導入支援のための各種施策を展開し、市町村・民間事業者による県内への再生可能エネルギーの導入を活性化することにより、エネルギー源の多様化・分散化を図る。
- 再生可能エネルギー分野に関する市町村・民間事業者の取組みを支援することにより、地域経済の活性化を図る。

2 事業概要

1. 市町村における検討・事業計画の立案への支援

- 再エネの取組みが進んでいない市町村に、再エネの導入メリットや先進事例の紹介等を行うことで、地域資源を活用した再エネ事業や、公共施設への再エネ設備導入等の取組みを働きかける。
- 地域の実態に即した再エネの導入を進めるため、市町村が組織する庁内検討会議へ専門家(大学教授、コンサル等地域エネルギーに関する有識者)を派遣し、地域資源の活用方法、事業手法等の検討を行い、地方創生総合戦略や総合計画等への位置づけ、事業計画の策定を支援する。
※年間6市町村へ専門家派遣を予定

2. エネルギー利用モデルの構築

(1) 市町村等によるエネルギー利用モデル構築への支援

市町村等	①エネルギー利用モデル構築促進事業費補助(可能性調査への支援)	市町村等が行う、①地域資源を活用した再エネ発電設備導入、②再エネ熱利用、③省エネモデル、④エネルギー関連産業の地域振興・雇用創出モデルの実施検討(事業計画の作成)に対する支援(定額補助)	12,000千円 (3市町村程度) (調査委託費、先進地視察等)
	②「地域で取り組む再エネ・省エネ促進セミナー(成果報告会)」の開催	エネルギー利用モデル構築に関する情報共有を図るため、県内外の先進事例等の紹介を内容とした市町村・民間事業者・県民向けのセミナーを開催(1回)	233千円(報償費、旅費等)
その他	③審査委員会経費等	採択事業を決定するための委員会経費	472千円(報償費、旅費、委託費等)

(2) 民間事業者等への再生可能エネルギー導入支援アドバイザーの派遣

- エネルギーに関して専門的知見を有するアドバイザーを県内の民間企業等に派遣し、助言・指導を行うことにより、再生可能エネルギーの導入に向けた事業構築、課題解決を支援する。 6民間事業者等 × 1回 = 計6回

3. 再生可能エネルギー導入支援システムの運用・改良

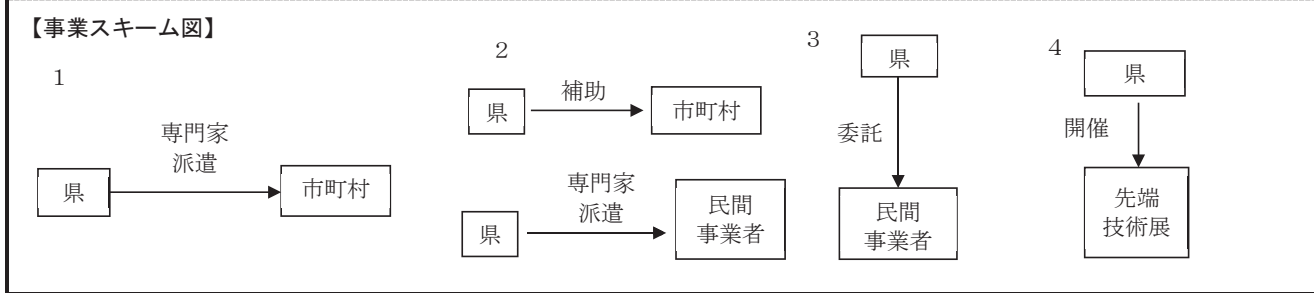
- 再生可能エネルギー導入検討に必要な基本データを提供する「再生可能エネルギー導入支援システム」をインターネット上において運用することにより、民間企業等における再生可能エネルギー導入を支援する環境整備を図る。
- 支援システムの利便性を維持するため、メンテナンス作業を行う。

4. エネルギー先端技術展の開催

- エネルギーに特化した産業界向け(B to B)の展示会(オンライン見本市、オンラインセミナー)を開催する。

5. 再生可能エネルギー総合調整事務費

- 再生可能エネルギー普及促進に向けた施策の方向性検討・庁内調整、事業者・市町村等への助言・支援、エネルギーに関する情報収集等を行うための事務費



3 事業目標等		【事業目標】再生可能エネルギー普及促進による地域のエネルギー自給力向上 【県計画・成果指標等】「福岡県総合計画」							
(細) 事項名	成果指標		福岡県総合計画						
			基準 (H27)	H28	H29	H30	R1	R2	KPI (R3)
再生可能 エネルギー 発電設備	累積導入量 (単位: kW)	目標 KPI	1,727,713	1,940,000	2,050,000	2,140,000	2,210,000	2,600,000	2,750,000
		実績	1,727,713	1,919,646	2,115,185	2,283,290	2,490,098	2,250,000 (見直し前)	2,300,000 (見直し前)

(指標の考え方)
 ※ 令和3 (2021) 年度までに、再生可能エネルギー導入容量を230万 kW (平成27年度から30%増) まで向上させることを目標とした。
 ※ 令和2年度総合計画審議会において、目標値275万 kWへ上方修正した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 総合計画で定めた令和3年度の目標値を令和元年度で達成したため、目標値の上方修正を行った。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー導入促進に向けた県の役割は、①エネルギーに関する県民意識の改革、②市町村・民間事業者による再生可能エネルギー導入のための環境整備の2つと考えており、本事業において重点的に取り組んでいる。 (市町村・民間事業者による再生可能エネルギー導入のための環境整備) <ol style="list-style-type: none"> 市町村における検討・事業計画の立案への支援 市町村等によるエネルギー利用モデル構築への支援、民間事業者等へのエネルギーアドバイザー派遣 再生可能エネルギー導入支援システムの運用・改良 (エネルギーに関する県民意識の改革に向けた施策) 市町村等によるエネルギー利用モデル構築への支援 (再掲) ※モデル事業の構築 エネルギー先端技術展の開催 これらの取組みにより、事業目標 (令和3年度目標) を既に達成したほか、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づき新たに県内に導入された発電設備の容量も令和元年度末時点で全国第7位 (約211万 kW) となるなど、再生可能エネルギー先進県として高い評価を受けている。 なお、再生可能エネルギー導入支援システムについては、複数の基本情報をワンストップで提供し、再生可能エネルギー導入の可能性を検討する支援システムとして優れている」との評価を受け、平成26年度新エネ大賞の新エネルギー財団会長賞を受賞している。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 「2. 市町村等によるエネルギー利用モデル構築への支援 (補助事業)」については、その対象を広く公募するとともに、採択審査を外部有識者で構成する委員会で行うなど、事業の効率的・効果的な執行に努めている。 セミナーについても他事業分と合同開催するなど、事業の効率的・効果的な執行に努めている。

5 事業費 (千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	21,975	16,924	12,618	時間	4,860	4,160	3,550
(うち一般財源)	20,176	16,551	12,618	人件費 (千円)	19,965	16,799	14,335

6 見直しの内容	(継続) (拡充) 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) (一部改善) 縮小) 終了 (完了) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組みにより、本県においては再生可能エネルギーの普及が進んでいるが、平成27年7月に決定されたエネルギーミックスでは、2030年には、再エネの電源構成を2013年比で倍増させていくこととされている。また、平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画では、再エネを主力電源化していくと明記された。また、菅首相の所信表明演説では2050年の温室効果ガスを実質的にゼロとする表明をしており、県として継続して普及拡大に努める必要がある。 太陽光発電を中心に導入が進んできていることから、多様な再エネ導入を促進していく必要がある。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> (1. エネルギー利用モデルの構築) 《一部改善》 エネルギー利用モデル等導入促進事業について、補助金額の見直しを行うことで、事業費の縮減を図る。 (▲3,000千円) 市町村における検討・事業計画の立案の支援について、導入メリットや先進事例等の紹介を行う等、市町村への働きかけを行い、エネルギー源の多様化・分散化を図るという目的の効果が上がってきたため、今年度で終了。 (▲803千円) (4. エネルギー先端技術展の開催) 《一部改善》 エネルギー先端技術における中小企業支援制度費について、出展支援対象件数を見直すことで、事業費の縮減を図る。 (▲495千円)

事業名	筑豊地域活性化事業 (田川地域)		部課(室)	企画・地域振興部 広域地域振興課	事業 開始年度	H24
総合 計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある 雇用の創出	中項目	6	魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる
	小項目	1	地域の活性化	施策	1	広域連携プロジェクトの推進

1 事業のねらい・目的

- 田川地域の数ある魅力に満ちた資源を広域的に繋げ、地域全体を一つのバーチャルな博物館になぞらえて、「田川地域全体がまるごと博物館」であるという統一コンセプトの下で戦略的なイメージ発信や、展示物である地域資源の整備を行ってきた「田川まるごと博物館プロジェクト」。これまで取り組んできた当プロジェクトで整備した地元の人的ネットワークや地域資源を最大限活用し、この事業が地域で自立・自走していくような様々な取組みを展開する。また、地域住民にも地域が一体となって観光による地域づくりを進めているという認識を持ってもらい、地域全体で観光客を受け入れていくという意識の醸成を図っていく。
- 田川地域の喫緊の課題である人材育成を図るため、将来のリーダーとしての資質や生きていくためのたくましさ、地域への愛着・誇りを持った地域に貢献する人材育成プログラム「田川飛翔塾」を実施する。「日本の次世代リーダー養成塾」との連携や、卒業生同士の交流を図るための同窓会等の取組みを加えていき、地域に貢献する若者を輩出し、地域内で人材力育成の自主的な取組みが継続していく機運を醸成していく。

2 事業概要

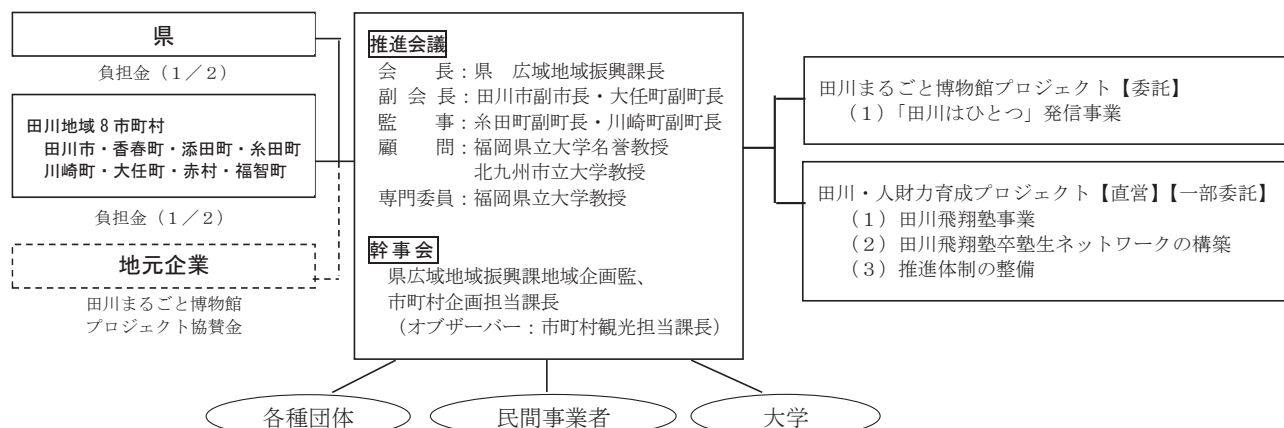
I プロジェクトの推進

1 田川まるごと博物館プロジェクト	
(1)「田川はひとつ」発信事業	①田川地域共通の資源をPRする情報誌の作成
	②「田川はひとつ」都市圏プロモーションの開催
	③田川地域共通の資源をめぐる「あつたがわの旅」の開催
	④田川地域共通の資源をめぐるスタンプラリー、PRイベントの実施
2 田川・人材力育成プロジェクト	
(1)田川飛翔塾事業	田川地域の将来を担う中学生を、地域リーダーとして養成する4泊6日のサマースクール
(2)田川飛翔塾卒業生ネットワークの構築	卒業生のネットワークづくりとフォローアップのための同窓会
(3)推進体制の整備	民間、行政で構成する会議の開催、地域住民へのプロジェクトのPRのための活動事例集の作成

II 田川広域連携プロジェクト推進会議の運営等

顧問への謝金、茶代等、消耗品。事務局(県)の活動旅費等。

【事業スキーム図】



3 事業目標等		成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1 田川まるごと博物館プロジェクト (1)「田川はひとつ」発信事業	参加者の参加後の田川地域に対するイメージの変化の度合い(%)	目標		—	90	90	90	90	90	90
		実績		—	76	72	64	70		
2 田川・人財力育成プロジェクト (1)田川飛翔塾事業	参加者の参加後の将来の夢や目標に対する意識の変化の度合い(%)	目標		90	90	90	90	90	90	90
		実績		86	94	93	93	94	—	

【指標の考え方】

- 田川まるごと博物館プロジェクト
(1)「田川はひとつ」発信事業は、イベント参加者に対してアンケートを実施し、地域の疲弊したイメージの払拭につながった割合を、目標「平均90%以上」と設定。
- 田川・人財力育成プロジェクト
(1)「田川飛翔塾事業」は、参加者に対してアンケートを実施し、参加後の将来の夢や目標に対する意識が好転した割合を、目標「平均90%以上」と設定。
※昨年まで指標としていた「観光入込客数」は、調査が中止されたため、削除。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 「田川はひとつ発信事業」について参加者アンケートを行った結果、地域の疲弊したイメージの払拭につながった割合は目標を下回っているものの、H30年度と比較すると上昇している。また、同アンケートの事業満足度に係る設問については満足度割合が非常に高く(91%の参加者が「満足・ほぼ満足」)、自由記述欄でも田川地域へよい印象を持っていることが伺える意見が多いことから、今後アンケートの設問の見直しを行う。
- 「田川飛翔塾事業」は目標を上回っている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】	各プロジェクトにおける事業を通じて、地域住民や地域団体等の有機的な結びつきが始まっており、地域力が全体的に高まってきている。
	【事業の効率性】	事業の計画及び実施に当たっては、前例踏襲にせず、地元へのノウハウの蓄積のためにも可能な限り委託を行っているが、効率的に実施する必要がある場合は直営で行うなど、事業実施の工夫に努めている。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	6,039	5,875	5,523	時間	5,280	5,280	5,280
(うち一般財源)	3,201	3,141	2,926	人件費(千円)	21,691	21,321	21,321

6 見直しの内容	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に当たっては、地元市町村や地域住民、地域団体等の意見、事業実績を十分に踏まえ、見直しを行う予定。広域連携の取組みにより、地域団体等が有機的に結びつき、全体の地域力が向上しつつあり、今後も継続が必要である。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 費用対効果の向上 「田川まるごと博物館プロジェクト」は、今後の自立・自走も見据え、さらに地元企業からの協賛金を得ていく予定。 ○ 部局間の調整及び連携 「田川まるごと博物館プロジェクト」は、観光政策・観光振興課、市町村の観光部門、福岡県観光連盟、「田川・人財力育成プロジェクト」は、青少年育成課及び筑豊教育事務所、英彦山青年の家、市町村の教育部門との調整や連携を図る。いずれの事業も、引き続き、関係部局との調整及び連携を行う。 ○ その他 「田川まるごと博物館プロジェクト」の都市圏プロモーションに係るイベント会場の縮小及び「あったがわの旅」のツアーの実施回数の見直しを行う予定。(▲274千円) 「田川飛翔塾事業」については、地元市町村や地域住民の意見を踏まえ、カリキュラムの内容の拡充及び効率化を行っていく予定。また、市町村等との会議をリモートで実施することを検討する予定。(▲78千円)

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	糸島地域活性化事業		部課(室)	企画・地域振興部 広域地域振興課	事業 開始年度	H30
-----	-----------	--	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	6	魅力あふれた暮らしやすい地域をつくる
	小項目	1	地域の活性化	施策	1	広域連携プロジェクトの推進

1 事業のねらい・目的

○ 九州大学、中村学園大学と糸島市との連携協定を活用して、「いとしま学プロジェクト及び「農業振興プロジェクト」を実施。プロジェクトを通じ、九州大学、中村学園大学の地域貢献への意識醸成、教育力向上に取り組む糸島地域のイメージ向上を図る。

○ 糸島地域の歴史や自然、未来の姿などについての学習を通じ、子どもたちの郷土への誇りや愛情を育み、将来、同地域を支えることのできる人材を育成する。また、糸島地域における農業振興に係る取組みを通じ、同地域の農業の人材育成、農産物のPRを行う。

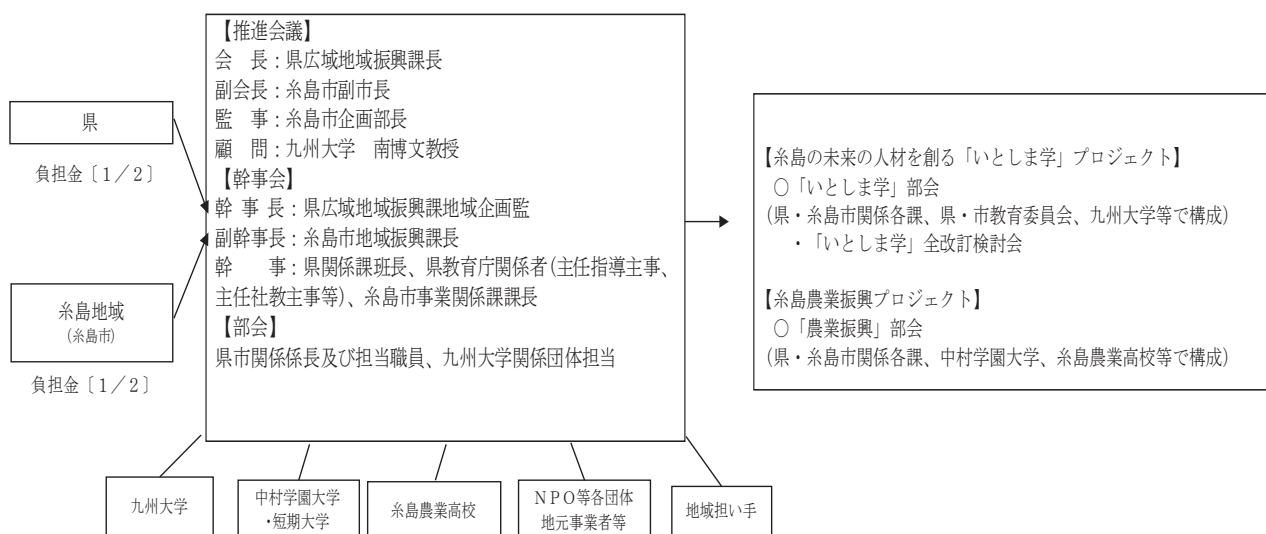
2 事業概要

1 プロジェクトの推進
県、糸島市及び地域の多様な主体が連携して、次のプロジェクトを実施する。

事業名	事業概要
糸島の未来の人材を創る「いとしま学」プロジェクト	(1) 「いとしま学」チャレンジ教室 糸島市内6中学校を対象に実施(九州大学伊都キャンパス等で実施) 九州大学の研究者、糸島出身、在住の各界で活躍している方を講師として招聘し、講義、グループワーク、現地見学を実施し、糸島の歴史、自然などのテーマを過去、現在、未来の視点で多角的に学習する
	(2) 「いとしま学」生涯学習講座 県民を対象として講義と実地体験を組み入れた講座の実施。テキスト「いとしま学」を活用し、糸島の歴史や文化、自然をテーマにした講座の開催
糸島農業振興プロジェクト	(1) 糸島農業高等学校との連携事業 糸島農業高等学校の生徒による糸島産農作物を使った料理講座や園芸等の講座「糸農講座」の開催
	(2) 中村学園大学・短期大学との連携事業 学生による農作業や商品開発の実施

2 糸島地域広域連携プロジェクト推進会議の運営
会議、幹事会等の開催(顧問への謝金、消耗品、事務局(県)の活動旅費)。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

○糸島の未来を創る「いとしま学」プロジェクト

成果指標		H29	H30	R1	R2
郷土に対する愛着や誇りに思う気持ちが深まった人の割合	目標	90%	90%	90%	90%
	実績	95%	87%	95%	中止

○糸島農業振興プロジェクト

成果指標		H29	H30	R1	R2
講座参加者数（延べ数）	目標	—	120名	130名	130名
	実績	—	128	116	中止
糸島地域の農業に対する理解が深まった割合（郷土愛醸成につながったか）	目標	—	90%	90%	90%
	実績	—	86%	100%	中止

【指標の考え方】

- ・郷土に誇りや愛情を持ち、糸島地域に定住して、同地域を支える人材の育成を目指しており、「いとしま学」チャレンジ教室実施後のアンケートにおいて、糸島地域に対する興味・関心度の向上など郷土に対する愛着度の割合90%を目指す。
- ・糸島の農産物を活用した「糸農講座」の受講を通じ、糸島産食材の魅力を学ぶ契機づくり、地産地消を高めることが目標、目的であることから、講座参加者数を指標にするとともに、実施後のアンケートにおいて、糸島地域の農業に対する理解が深まったと回答した人の割合90%を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・各プロジェクトにおいて、R1年度は概ね目標を達成。
- ・R2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「チャレンジ教室」及び「糸農講座」は中止となり、同じ事業での達成度は測れず。（規模やスキームを変え、郷土愛の醸成につながる事業に取り組み中。）

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

各プロジェクトを通じて、教育機関や地域団体等の有機的な結びつきが始まっており、大学等と連携し中学生が自分たちが暮らす地域について考えを深めることに繋がっていることや、地域内外に幅広く糸島地域の地域資源や農業の魅力をPRできており、地域力の高まりがみられる。

【事業の効率性】

県、市が予算を折半し、連携して事業を実施することにより、効率的かつ効果的な事業展開ができています。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	4,566	4,166	—	時間	3,830	3,830	—
（うち一般財源）	2,671	2,492	—	人件費（千円）	15,734	15,466	—

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）

終了（ 完了 **再構築（他の事業に組み替え）** 廃止 ）

【上記の理由】

- ・事業を通じて、市や関係団体等との有機的な結びつきにより、糸島地域における地域力が向上しており、概ね目標を達成していることから現プロジェクトは終了し、今後は、県が直営して培った運営に関するノウハウを委託先に引継ぎ、円滑に実施されるよう支援していく。
- ・当該地域の新たな課題、増加する外国人住民との共生を図るため、住民間の相互理解を深め、地域が外国人を受け入れる機運の醸成を目的としたプロジェクトにシフトする。
- ・併せて、糸島の地域イメージを支える農業のさらなる活性化を図り、地域振興につなげていくために、農業振興プロジェクト内で新たな事業を再構築する。

【見直し内容】

- ・糸島の未来を創る「いとしま学」プロジェクト終了 ⇒ 多文化共生のまちづくりプロジェクト開始
- ・糸島農業高校、中村学園大学との連携事業終了 ⇒ 低コストスマート農業による地域振興開始

事業名	福岡県移住・定住促進事業		部課(室)	企画・地域振興部 広域地域振興課	事業 開始年度	H26
-----	--------------	--	-------	---------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある 雇用の創出	中項目	6	魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる
	小項目	1	地域の活性化	施策	2	移住定住の促進

1 事業のねらい・目的

情報の共有とネットワーク構築による効果的な情報発信、首都圏の移住相談窓口の運営等により、移住・定住を促進する。

2 事業概要

(1) 移住相談窓口「ふくおかよかこ移住相談センター」の運営

- ・幅広い世代に対する相談対応、情報提供業務
- ・「ふくおか住みたか会員」募集：協力事業者「ふくおかよかこ移住応援企業」による特典・サービス（レンタカー料金の割引、「移住者向け金利優遇住宅ローン」適用など。）
- ・首都圏での移住相談会の開催 等

東京窓口：「ふるさと回帰支援センター」内に設置（39道府県が同様に設置）…移住相談員を3名配置
 福岡窓口：「若者仕事就職支援センター」内に設置…移住相談員を1名配置

(2) 福岡県移住・定住ポータルサイト「福がお〜からし」の運営

- ・移住者に必要な情報を提供し、県内市町村の魅力を発信するため、サイトの更新やコンテンツの追加を実施

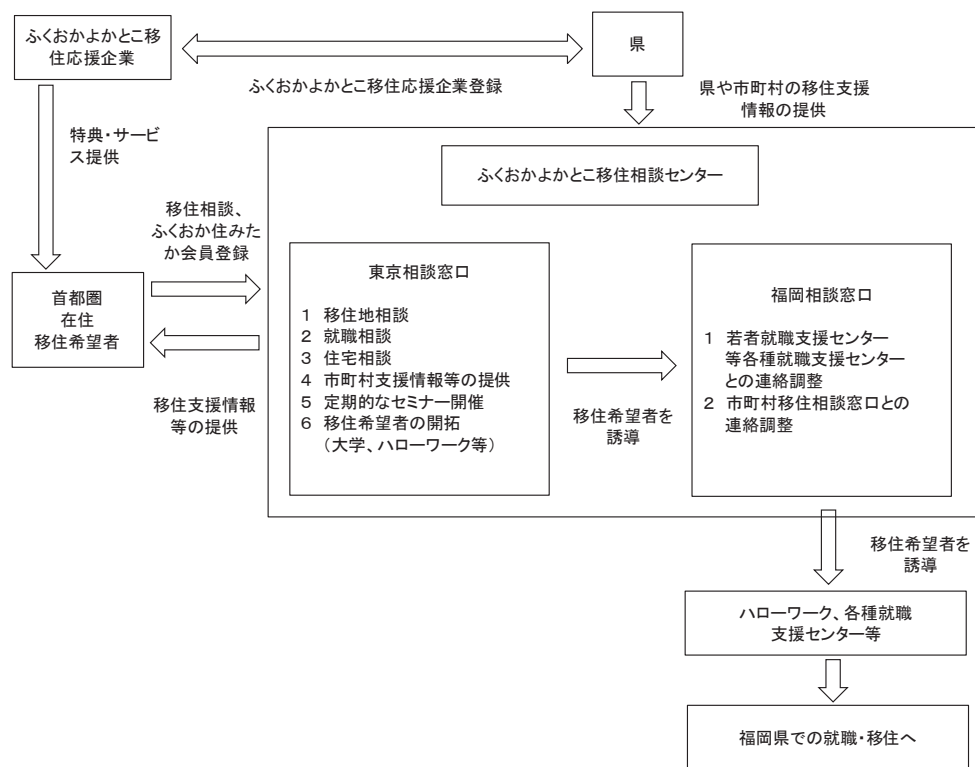
(3) 福岡県移住・定住ガイドブック「福岡移住読本」の作成・配布

- ・県・市町村の魅力や各支援制度を紹介するガイドブック「福岡移住読本」の各種データやコンテンツを随時更新

(4) オンライン移住セミナーの開催

- ・仕事・就職・農業等のテーマ別のセミナーをオンラインで開催

事業スキーム図(首都圏等からの移住・定住の促進)



3 事業目標等								
【事業目標】								
一元的な窓口体制の整備、情報の共有とネットワーク構築による効果的な情報発信、移住希望者への積極的な誘致策の展開等により交流人口、移住・定住人口の拡大を図る。								
成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2 (9月末)	R3
移住相談件数	目標		650	700	750	900	2,000	4,000
	実績		1,038	1,993	3,114	3,125	1,924	
ふくおか住みたか会員の登録者数	目標		325	350	375	450	1,000	1,000
	実績		388	548	625	654	186	
「ふくおかよかこ移住相談センター」を利用した移住者数※1	目標		10	40	100	150	200	180
	実績		49	120	187	189	112	
お試し居住の市町村数※2 (総合計画)	目標		19	21	25	30	35	40
	実績	12	19	21	22	22	30	
【指標の考え方】								
移住相談窓口を運営することで福岡県への移住・定住に対して興味を持つ人を増やし、移住者の増加を目指す。								
・移住相談件数：移住には決定までに時間がかかるため5年間（H28～R2）累計5,000件※R3はこれまでの実績から設定								
・ふくおか住みたか会員登録数：5年間（H28～R2）累計2,500人（相談件数の半数）※R3はこれまでの実績から設定								
・移住者数・移住相談件数の10%として5年間（H28～R2）累計500人※R3はこれまでの実績から設定								
・「お試し居住」を実施している市町村数（総合計画）：令和3年度末までに県内市町村の3分の2で実施								
【目標達成状況、未達成のときはその理由】								
ほとんどの成果指標において、目標を大きく上回る実績を達成した。								
お試し居住の導入については、H29年までは移住施策に積極的な市町村が導入を実施し、実績を伸ばしたものの、その他の市町村においては、予算措置にあたり、費用対効果の側面から、慎重に検討している市町村や、導入前に首都圏等における市町村の知名度向上のためのPRが優先という考えから、導入を見送る市町村が多くみられた。								

4 有効性・効率性	【事業の有効性】	東京都及び福岡県で相談窓口を運営することで、潜在的な福岡県への移住希望者が、具体的な行動に踏み出す大きなきっかけとなる。さらに来所者の「ふくおか住みたか会員」への登録により、セミナー開催等の情報提供やその後のフォローが可能となり、実際に移住するまでの過程に深く関与することが出来る。
	【事業の効率性】	専任の就職・移住相談員を配置することにより、相談者に対して専門的な観点から効率的なアドバイスが出来る体制が整備でき、移住者の増加につながっている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	58,848	55,291	69,931	時間	10,080	10,676	10,930
（うち一般財源）	46,079	44,880	57,304	人件費（千円）	41,409	43,120	44,136

6 見直しの内容	
継続（ <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）
終了（完了	再構築（他の事業に組み替え） 廃止）
【上記の理由】	
本県への移住をさらに促進するため、新しい生活様式に対応する受入環境の整備とあわせて、お試し移住促進のための情報発信、ターゲットを絞った広告展開、移住相談センターの利便性向上の取組みにより新たな移住希望者の発掘を行う。	
【見直し内容】	
（オンラインセミナーの拡充）	
・移住希望（検討）者を対象に、市町村担当者や先輩移住者等の参加による地域の魅力や生活環境等を伝えるオンラインセミナーを開催（+3,214千円）	
（関西圏からの移住促進）	
・関西圏における相談会を開催。開催期間に併せて、本県PRコーナーを設置し、市町村の移住関連パンフ等を配布（+595千円）	
（移住相談センターの利便性向上の取組み等）	
・AIを活用したLINE上での移住相談システムの構築等（+10,671千円）	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	地域コミュニティ活性化支援事業 (小さな拠点形成支援事業)		部課(室)	企画・地域振興部 市町村支援課	事業 開始年度	R1
総合計画	10の事項	1 7	中項目	6 1	魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる NPO・ボランティアの活躍や地域コミュニティの活性化を通じて、ともに支え合う社会をつくる	
	小項目	2 3	施策	3 1	小さな拠点づくりの推進 小さな拠点づくりの推進 (再掲)	

1 事業のねらい・目的

○人口減少、高齢化が進み日常生活に必要な機能・サービスが低下している中山間・過疎地域において、買い物、福祉、交通手段などの機能・サービスを基幹集落に集め、確保する「小さな拠点」の形成が求められている。

○小さな拠点の形成は、①地域住民の意識醸成、②今後の地域の在り方について地域住民が主体となり検討・合意形成し、③持続的な取組体制(地域運営組織)の形成というプロセスを経て、④で②、③を具現化した将来計画に基づき、具体的な事業を実施することとなる。

○県内では6市町において取組が開始されているが、これを除く多くの地域では、未だ地域住民の意識醸成の段階にある。

○小さな拠点づくりに取り組む市町村数を令和3年度までに累計14市町村、小さな拠点形成数を令和6年度までに累計32箇所それぞれ増加させる。

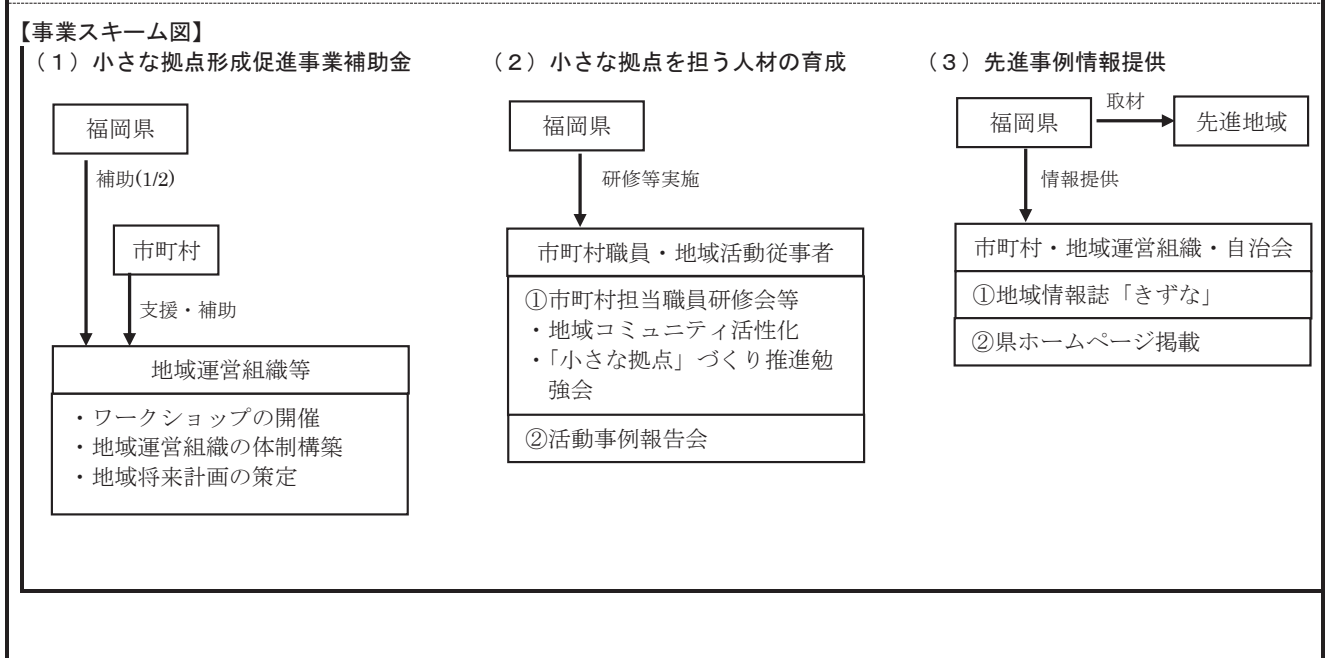
○併せて、本事業により形成した小さな拠点を県内のモデル事例とすることで、県内各地における小さな拠点の形成促進を図る。

2 事業概要

(1) 小さな拠点形成促進事業補助金
・地域住民自らによる地域課題の発見・合意形成に係る活動に対し、補助金を交付(対象経費の1/2以内)

(2) 小さな拠点を担う人材の育成
・地域コミュニティ・地域運営組織に関する研修会等を開催
・自治会等や地域運営組織の活動事例報告会を開催

(3) 地域活性化のための先進事例情報提供
・自治会等や地域運営組織の先進的活動を掲載する情報誌発行(年2回)
・HP掲載のための県外取り組み事例の調査(年1回)



3 事業目標等

【事業目標】 地域住民が自立して様々な地域の課題に取り組む「小さな拠点」づくりを推進する。

【県計画・成果指標等】

第1期福岡県人口ビジョン・総合戦略 「小さな拠点」づくりに取り組む市町村数 10市町村 (R1)

第2期福岡県人口ビジョン・総合戦略 小さな拠点形成数 32箇所 (R6)

福岡県総合計画 「小さな拠点」づくりに取り組む市町村数 14市町村 (R3)

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5	R6
小さな拠点形成数 (第2期総合戦略)	目標		25	27	29	30	32
	実績	23	26				
小さな拠点づくりに取り組む市町村数 (総合計画)	目標	10	10	14	未定	未定	未定
	実績	6	調査中				

【指標の考え方】

小さな拠点形成のためには、地域住民自らの活動を推し進めるために市町村の支援が不可欠であることから、小さな拠点づくりに取り組む市町村数を指標とした。

また第2期総合戦略（R2年度～）において成果指標を「小さな拠点づくりに取り組む市町村数」から「小さな拠点形成数」へ変更。市町村内に複数の小さな拠点が必要な場合もあることから、より実態に即した指標とした。（年1回内閣府が実施している「小さな拠点の形成に関する実態調査」の数値とした。）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年度の「小さな拠点」づくりに取り組む市町村数は、R3年度の目標値14に対しR1年度実績6であり、やや進捗が遅れている。「小さな拠点」づくりは、以下に示す各ステップを踏む必要があり、当初の想定以上に時間を要しているため。

【取組みのステップ】

- I 地域住民への説明・意識の喚起、ワークショップの開催、検討体制の確立、地域の現状や住民ニーズの把握等
- II 地域将来計画の策定、運営体制の確保
- III 取組・活動の始動

4
有効性・効率性

【事業の有効性】

「小さな拠点形成促進事業補助金」対象の35市町村を訪問し、各市町村の小さな拠点担当者に小さな拠点の取組の現状確認や、県・国の補助金の紹介、「小さな拠点形成促進事業補助金」の先進事例の紹介等を実施。市町村担当職員への「小さな拠点」形成に関する理解を深めるとともに、必要性を認識していただいている。

【事業の効率性】

- ・中山間・過疎地域で暮らす住民の日常生活に必要な機能・サービスを基幹集落に集め、確保する「小さな拠点」の形成が促進できる。
- ・県が研修会を開催し小さな拠点の取組み方法や先進事例の紹介等を行うことで、市町村職員が各自で情報収集するより、効率的な人材育成が可能となっている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	2,381	4,871	4,392	時間	328	453	453
（うち一般財源）	1,351	2,585	2,268	人件費（千円）	1,348	1,830	1,830

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

事業の実施にあたっては、市町村職員や地域住民等の意見を踏まえながら、見直しを行う予定。過疎・高齢化が進展する地域において、小さな拠点の形成は重要であり、今後も事業の継続が必要である。

【見直し内容】

○現在訪問している市町村の中から「小さな拠点」形成に取り組む意思のある地域をピックアップ。地域住民や地域運営組織の集まりに県職員も参加しアドバイスをを行う等、小さな拠点形成のサポートを実施。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	鉄道整備促進対策事業 (第三セクター鉄道等補助)		部課(室)	企画・地域振興部 交通政策課	事業 開始年度	H13
-----	-----------------------------	--	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	6	魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる
	小項目	2	地方創生のためのまちづくりと交通網の整備	施策	5	地域公共交通の強化・広域化

1 事業のねらい・目的

○ 経営基盤の脆弱な第三セクター鉄道・中小民鉄に対し、沿線市町村と協調して、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に要する経費の一部を補助することにより、安全性の向上に資する設備の整備を促進し、鉄道軌道による輸送の安全の確保を図る。

○ 第三セクター鉄道の協議会等に対し、事務費補助を行うことにより、鉄道の円滑な運行と沿線地域の振興促進を図る。

2 事業概要

1 事業概要

事業名	事業内容	事業費
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助	国及び地方公共団体が、鉄道事業者の実施する鉄道軌道安全輸送設備等整備事業(安全性の向上に資する設備の整備及び法定点検)に要する経費の一部を補助	30,057
甘木線推進事業費補助	甘木鉄道の円滑な運行を確保し、沿線地域の振興を促進するための協議会事業に対する補助(補助率:定額)	6,100
平成筑豊鉄道推進事業費補助	平成筑豊鉄道の円滑な運行を確保し、沿線地域の振興を促進するための協議会事業に対する補助(補助率:定額)	3,800
平成筑豊鉄道事業費補助	平成筑豊鉄道の事業を円滑に推進し、筑豊地域の振興を促進するための同鉄道が行う事業に対する補助(補助率:定率)	5,000
計		44,957

2 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助

(1) 令和2年度事業費 三セク: 55,023 中小民鉄: 11,167

補助対象事業者	事業内容	R2当初	R1補正	計
甘木鉄道(株)(三セク)	線路設備(レールの重軌条化、軌道道床の改良)、信号保安設備(CTC装置更新、器具箱取替)、全般検査、重要部検査	5,445	25,000	30,445
平成筑豊鉄道(株)(三セク)	線路設備(レールの重軌条化、マクラギPC化、橋マクラギ更新)、信号保安設備(信号機LED化、電気転てつ機更新、踏切支障報知器更新)、変圧器・遮断機等の更新、通信ケーブル更新、重要部検査	12,945	11,633	24,578
筑豊電気鉄道(株)(中小民鉄)	マクラギPC化、レール重軌条化、車両設備(補助電源装置更新、電動空気圧縮機装置更新)	11,667	0	11,667
計		30,057	36,633	66,690

※令和2年度鉄道軌道安全輸送設備等整備補助については、一部令和元年度に前倒し実施(R元年2月補正対応)

(2) 補助制度の概要

○補助対象事業者 次の①～④を除いた鉄道事業者
①地方公共団体(第三種鉄道事業者を除く)、②JR西日本及びJR貨物、③大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者、④鋼索鉄道のみを経営する事業者

○補助対象事業 下記の補助対象設備の新設、改良、更新

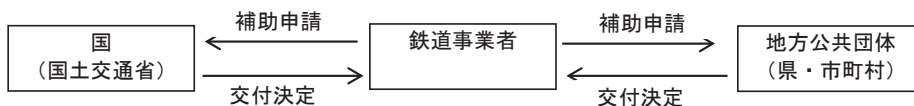
①信号保安設備	自動列車停止装置、自動閉そく装置、連動装置、踏切保安設備(新設を除く)、運転士異常時列車停止装置など
②保安通信設備	列車無線設備、通信線、落石等警報装置
③防護設備	落石防護設備(法面固定など)、防風設備、融雪設備、雨量計、地震計
④停車場設備	ホーム(新設を除く)、駅構内通路、誘導ブロック
⑤線路設備	レール、マクラギ、橋梁、トンネルなど
⑥電路設備	電柱、き電線、電車線、吊架線など
⑦変電所設備	変成機器、遮断装置
⑧車両設備	車両(新設を除く)(冷暖房化を除く)、制動装置
⑨その他設備	保守用車両
⑩法定点検	車両の全般検査(1回/8年)、重要部検査(1回/4年)、車輪取替 ※第三セクター鉄道のみ

○補助率

	国	県	市町村	事業者
三セク	1/3	2/9	1/3	1/9
中小民鉄	1/3	1/6	1/6	1/3

※第三セクター鉄道の場合は、設立経緯や県・自治体が出資・出捐等の措置を講じていることから事業者負担を軽減している。

【事業スキーム図】



3 事業目標等		【県計画・成果指標等】								
事業者名	項目	成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	
甘木鉄道(株)	安全施設等の整備	安全輸送設備整備数(累計)	目標	7	14	20	25	31	40	
			実績	7	14	20	25	—	—	
	利用促進	利用者数(千人)	目標	1,390	1,390	1,390	1,390	1,390	1,390	
			実績	1,366	1,384	1,415	1,437	—	—	
平成筑豊鉄道(株)	安全施設等の整備	安全輸送設備整備数(累計)	目標	8	16	30	43	54	66	
			実績	8	16	30	43	—	—	
	利用促進	利用者数(千人)	目標	1,722	1,722	1,722	1,722	1,722	1,722	
			実績	1,658	1,657	1,595	1,626	—	—	
筑豊電気鉄道(株)	安全施設等の整備	安全輸送設備整備数(累計)	目標	4	6	10	13	17	22	
			実績	4	6	10	13	—	—	

【指標の考え方】

- 「安全施設等の整備」については、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業計画における設備の整備数とした。
※成果指標について、これまで安全輸送設備整備進捗率（事業計画における各年度の予算額）としていたが、進捗を管理しやすいよう、事業計画に盛り込んだ設備数へ変更。
- 甘木鉄道及び平成筑豊鉄道における「利用促進」については、両事業者の各年度における利用者数を指標とした。
※成果指標について、両事業者の各年度における鉄道事業の経常損益としていたが、各種取組により利用促進策を推進していることや、事業目的と達成度を比較しやすい指標となるよう、利用者数へ変更。第2次鉄道軌道安全輸送設備等整備事業計画（H28～）前の利用者数の実績値（H27）を目標値と設定（沿線人口が減少する中、利用者数の維持を目標として設定）。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

安全施設等の整備については、令和元年度は全事業者が目標を達成し、令和2年度においても、全事業者が目標を達成する見込みである。

令和元年度の利用者数については、甘木鉄道は過去10年間で最高の輸送人員を達成するなど、順調に利用者数を伸ばしている。平成筑豊鉄道は、沿線人口の減少や少子高齢化の影響、また、豪雨による災害等もあり、利用者数が伸び悩んでいる状態である。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 経営基盤が脆弱な第三セクター鉄道や中小民鉄にとっては、安全運行を確保・維持するために必要な鉄道施設の適切な更新や改修が困難な状況にある。 国、県及び市町村が協調して補助を行うことにより、概ね計画通りに整備が進み、安全な輸送を確保できている。
	【事業の効率性】 国、県、沿線市町村、鉄道事業者とで協議会を設け、協議会で今後5カ年の事業計画を策定することで、関係団体間での円滑な連絡・調整を図っている。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2.2月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	69,978	81,590	51,920	46,160	時間	1,480	1,110	1,110
(うち一般財源)	25,778	26,690	20	26,660	人件費(千円)	6,080	4,483	4,483

※ 当事業のR3予算は、前倒しでR2.2月補正予算で計上

6 見直しの内容	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】	○ 地域鉄道は、通勤・通学等の重要な移動手段として沿線地域の人々の暮らしを支えているが、依然として、経営基盤が脆弱で厳しい経営状況が続いている。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛や在宅勤務の拡大で利用者が低迷しているため、今後も、国・沿線市町村とともに支援を継続していく必要がある。
【見直し内容】	○ 県及び沿線市町村で構成する協議会において、安全運行を確保・維持するため、老朽化が著しい設備を優先的に更新するなど、計画の見直しを実施（事業計画は毎年度見直しを実施）。 ○ 令和3年度については、安全運行を確保・維持するために更新の必要がある設備数が昨年度と比較し多いため、予算額を増大して対応する。（+16,490千円）

事業名	地方バス運行確保対策事業 (生活交通確保事業)	部課(室)	企画・地域振興部 交通政策課	事業 開始年度	H23
-----	----------------------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	6	魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる
	小項目	2	地方創生のためのまちづくりと交通網の整備	施策	5	地域公共交通の強化・広域化

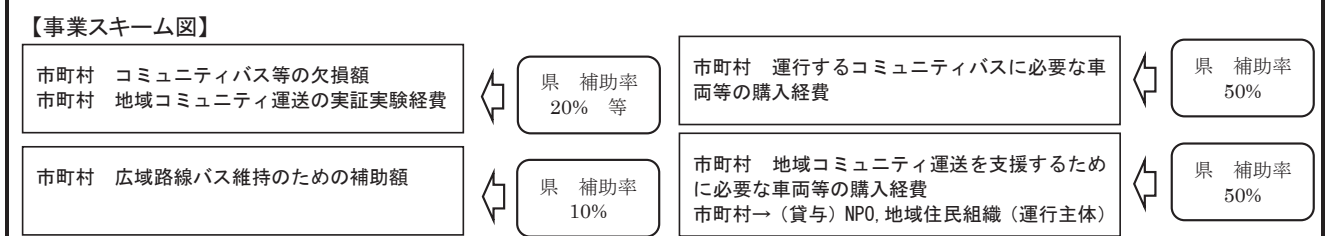
1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な観点から、市町村と連携したコミュニティバスや路線バスの維持確保 (より効率的な交通モードへの転換) ○ 市町村域を跨いだ広域的な移動手段の確保 ○ 公共施設等と集落を結ぶアクセスの充実 ○ コミュニティバスの広域化による住民利便性向上と収益性の向上 ○ NPOや地域住民による地域コミュニティ運送の普及
-------------	---

2 事業概要

1 コミュニティバス及び路線バスの維持・確保を実施する市町村への助成措置 要求額 140,879千円(前年度 116,277千円)																											
助成内容、要件等																											
運行経費	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">地域コミュニティバス</td> <td rowspan="3">○市町村が運行するコミュニティバスの欠損(赤字)額の一部を助成</td> <td>①収支率50%以上</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>収支率25%以上50%未満</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>②収支率25%未満【激変緩和策】</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・ 収支率が25%未満になってから3年間は補助対象</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・ 収支率が前年度から2%以上改善した場合は3年間補助対象 ※ただし収支改善に取り組むことを条件とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">○他の交通モード(デマンド交通等)への転換路線</td> <td>③他の交通モードへの転換路線について、3年間補助率を優遇</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>④単一市町村内の路線 新規開設路線の内、単一市町村内の地域生活拠点等と集落を結ぶ路線については、収支率に関わらず導入後3年間は補助率を優遇。 ※免許返納対策を実施する市町村が開設する新規路線にも適用</td> <td>30% (2年目25%) (3年目20%)</td> </tr> <tr> <td>○コミュニティバスの新規開設路線への優遇措置</td> <td>⑤複数市町村間を結ぶ路線 新規開設路線の内、複数市町村を結ぶ路線については、収支率に関わらず導入後3年間は補助率を優遇 ※広報費を含む</td> <td>50% (2年目40%) (3年目30%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○市町村が行う地域コミュニティ運送の実証実験に係る費用の一部を助成 補助期間：1年間、補助上限額：65万円</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>路線バス</td> <td>○市町村が広域路線バスを維持するためにバス事業者に対して補助する経費の一部を助成 【要件】1日当たりの輸送量15人未満のもの。ただし、生活交通路線維持費国庫補助金(国県各1/2)の対象路線を除く。</td> <td>10%</td> </tr> </table>	地域コミュニティバス	○市町村が運行するコミュニティバスの欠損(赤字)額の一部を助成	①収支率50%以上	20%	収支率25%以上50%未満	14%	②収支率25%未満【激変緩和策】	8%	・ 収支率が25%未満になってから3年間は補助対象		・ 収支率が前年度から2%以上改善した場合は3年間補助対象 ※ただし収支改善に取り組むことを条件とする。		○他の交通モード(デマンド交通等)への転換路線	③他の交通モードへの転換路線について、3年間補助率を優遇	50%	④単一市町村内の路線 新規開設路線の内、単一市町村内の地域生活拠点等と集落を結ぶ路線については、収支率に関わらず導入後3年間は補助率を優遇。 ※免許返納対策を実施する市町村が開設する新規路線にも適用	30% (2年目25%) (3年目20%)	○コミュニティバスの新規開設路線への優遇措置	⑤複数市町村間を結ぶ路線 新規開設路線の内、複数市町村を結ぶ路線については、収支率に関わらず導入後3年間は補助率を優遇 ※広報費を含む	50% (2年目40%) (3年目30%)	○市町村が行う地域コミュニティ運送の実証実験に係る費用の一部を助成 補助期間：1年間、補助上限額：65万円		20%	路線バス	○市町村が広域路線バスを維持するためにバス事業者に対して補助する経費の一部を助成 【要件】1日当たりの輸送量15人未満のもの。ただし、生活交通路線維持費国庫補助金(国県各1/2)の対象路線を除く。	10%
	地域コミュニティバス			○市町村が運行するコミュニティバスの欠損(赤字)額の一部を助成	①収支率50%以上	20%																					
					収支率25%以上50%未満	14%																					
			②収支率25%未満【激変緩和策】		8%																						
			・ 収支率が25%未満になってから3年間は補助対象																								
		・ 収支率が前年度から2%以上改善した場合は3年間補助対象 ※ただし収支改善に取り組むことを条件とする。																									
○他の交通モード(デマンド交通等)への転換路線	③他の交通モードへの転換路線について、3年間補助率を優遇	50%																									
	④単一市町村内の路線 新規開設路線の内、単一市町村内の地域生活拠点等と集落を結ぶ路線については、収支率に関わらず導入後3年間は補助率を優遇。 ※免許返納対策を実施する市町村が開設する新規路線にも適用	30% (2年目25%) (3年目20%)																									
○コミュニティバスの新規開設路線への優遇措置	⑤複数市町村間を結ぶ路線 新規開設路線の内、複数市町村を結ぶ路線については、収支率に関わらず導入後3年間は補助率を優遇 ※広報費を含む	50% (2年目40%) (3年目30%)																									
○市町村が行う地域コミュニティ運送の実証実験に係る費用の一部を助成 補助期間：1年間、補助上限額：65万円		20%																									
路線バス	○市町村が広域路線バスを維持するためにバス事業者に対して補助する経費の一部を助成 【要件】1日当たりの輸送量15人未満のもの。ただし、生活交通路線維持費国庫補助金(国県各1/2)の対象路線を除く。	10%																									
車両購入等	車両更新	○市町村が運行するコミュニティバス、地域コミュニティ運送の車両の買い替え経費の一部を助成 【要件】原則、車齢10年以上の車両の買い替えが対象。ただし災害・事故等により車両が損壊し、安全運行に支障が生じている場合を除く。	50%																								
	新規車両	○市町村が運行するコミュニティバス、地域コミュニティ運送の車両、車両管理システム、停留所等の新規導入経費の一部を助成																									

※市町村毎の運行経費等及び車両購入費等の合計額は、10,000千円を上限とする。(⑤は除く)
 ※補助対象期間は、前年度10月～当該年度9月。
 ※国庫補助対象となる場合及び地方債を充当する場合は、対象外とする。

2 生活交通確保対策事業 320千円(前年度 351千円)
県が委員又はオブザーバー等に就任している、市町村が設置する道路運送法施行規則第9条の3に基づく地域公共交通会議、又は地域公共交通活性化再生法第6条に規定する法定協議会等への出席。



3 事業目標等

成果指標	成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
「収支率25%以上」の県補助対象路線の拡大	路線数	目標	1増	1増	1増	1増	1増	1増	1増	1増
		実績	5増	9減	1増	4減	2増	3増		
赤字コミュニティバスの市町村負担額の削減	補助額削減	目標	約2%減	約2%減	約2%減	約2%減	約2%減	約2%減	約2%減	約2%減
		%	実績	約19%増	約8%増	約7%増	約4%減	約5%増	約5%減	
デマンド交通導入市町村数の拡大 (地方創生総合戦略によるKPI) (総合計画による目標値)	市町村数	目標	-	12	13	14	15	16	17	18
		実績	-	12	13	15	16	16		
コミュニティバス等の広域運行の路線数 (地方創生総合戦略によるKPI) (総合計画による目標値)	路線数	目標	-	27	29	32	34	37	39	40
		実績	24	28	28	31	33	40		

【指標の考え方】

コミュニティバス等生活交通の維持確保、地域コミュニティ運送等自治体及び住民が運行する生活交通を普及させることを目標とする。この目的を達成するため、以下の指標を設定する。

- ①コミュニティバスの経営改善努力を示す指標として、「収支率25%以上」の県補助路線数
※ R2年度以降は新型コロナウイルス感染症による影響を加味することとする。
- ②赤字コミュニティバスに係る市町村の財政負担軽減を示す指標として「赤字コミュニティバス市町村負担額」
- ③地域生活拠点等と集落を結ぶ小さな拠点づくりの推進を示す指標として「デマンド交通導入市町村数」
- ④コミュニティバスの広域運行の普及を示す指標として、「コミュニティバス等の広域運行の路線数」
※ 地域コミュニティ運送の実証運行経費への支援はR2で終了したため、成果指標から削除。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・収支率「25%以上」の県補助路線の拡大について、R1年度は3路線増となっており、目標を達成している。
- ・赤字コミュニティバスの市町村負担額の削減について、H30年度は前年度から約5%減となっており、目標を達成している。
- ・デマンド交通導入市町村数の拡大について、R1年度は16市町村が導入しており、目標を達成している。
- ・コミュニティバス等の広域運行の路線数について、R1年度は40路線となっており目標を達成している。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・収支率に応じた補助率の設定により、自助努力により経営改善を行った市町村が見られる。 ・コミュニティバスの車両更新やバス停新設等の初期投資に対する手厚い支援や新規開設路線への補助率優遇により、市町村におけるコミュニティバスの運行ルート見直し・再編等が円滑に行われ、効果的・効率的な経営に寄与している。
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の広域移動を支える生活交通の維持確保及びNPOや地域住民による生活交通の普及を推進できる。 ・市町村が主催する地域公共交通会議などを通じて、コミュニティバスの効率的な運行、住民の利便性向上策について助言を行うことにより、補助事業との相乗効果が図られる。

5 事業費 (千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	102,645	141,199	155,722	時間	3,735	3,735	3,735
(うち一般財源)	102,645	141,199	155,722	人件費 (千円)	15,344	15,082	15,082

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

少子高齢化やモータリゼーションの進展により、県内の路線バスは、平成14年の道路運送法改正以降、県内路線バス263路線1,769kmが廃止されており (R2年9月現在)、また、免許を返納した高齢者の移動手段の確保という観点からも、地域における生活交通確保対策は引き続き喫緊の課題であることから、市町村と連携してより有効な対策を講じる必要がある。

【見直し内容】

平成30年度から、市町村のコミュニティバス新規路線開設やデマンド交通等への転換に対する補助率優遇措置を講じ、生活交通網の維持・充実に努めてきた。その結果、県内20以上の路線が新設されるなどの成果が得られたため、今後はコミュニティバスの安定的な運行のため、以下の支援を行うこととし、この優遇措置は廃止することとした。

- 市町村がコミュニティバスを持続的に安定して運行するための実証運行や利便性向上の取組みを支援
- 予約に応じて運行するデマンド交通など、多様化する運行形態に応じたコミュニティバスの支援を実施

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	離島航路運航対策事業		部課(室)	企画・地域振興部 交通政策課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	6	魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる
	小項目	2	地方創生のためのまちづくりと交通網の整備	施策	5	地域公共交通の強化・広域化

1 事業のねらい・目的

島民の唯一の公共交通機関である離島航路の維持・改善を図り、離島住民の民生の安定と向上に資することを目的とする。

2 事業概要

1 福岡県離島振興対策航路事業補助金の交付 (運営費補助 (欠損補助))

	要求額	H31 予算額	増減	増減理由
当初予算	118,148	84,234	33,914	新たな補助対象航路(藍島航路)の追加による補助額の増

【欠損補助算定額】

事業期間：平成30年10月1日～令和元年9月30日 (過年度補助)

(単位：千円)

	実績欠損額 【A】	認定欠損額 【B】	①認定欠損額 の20% 【C】=【B】×20%	国補助金 (カット前の額※) 【D】	②補助上限額 【E】=(【A】-【D】)/2	①と②の いずれか低い方 【F】	経営改善カット		県補助金交付額 【F】-【G】
							カット率	【G】=【F】*カット率	
宗像市	地島 88,492	87,604	17,521	49,942	19,275	17,521	5.6%	981	16,540
	大島 101,088	72,647	14,529	48,231	26,429	14,529	0.0%	0	14,529
新宮町	相島 100,275	85,434	17,087	61,717	19,279	17,087	1.3%	222	16,865
福岡市	玄界島 165,144	144,368	28,874	80,640	42,252	28,874	4.6%	1,328	27,545
	小呂島 87,069	85,199	17,040	53,600	16,735	16,735	11.4%	1,908	14,827
糸島市	姫島 57,098	39,249	7,850	29,384	13,857	7,850	15.6%	1,225	6,625
北九州市	藍島 136,643	105,878	21,176	47,079	44,782	21,176	0.0%	0	21,176
計	735,810	620,379	124,076	370,592	182,609	123,771	38.5%	5,664	118,107

【算定方法】

※国は経営改善カットとして、収支率が基準に満たない航路は5%を上限に補助金をカットしている。

「①認定欠損額の20%」(=【C】)もしくは「②補助上限額」(=【E】)のうちいずれか低い方から、経営改善カット額を除いた金額を補助。

認定欠損額…実績欠損額のうち一部の費目(船員費、減価償却費、税金・利子、店費(営業所費用))を標準化補正し算出した欠損額

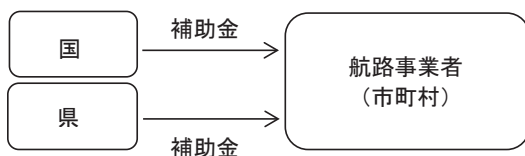
補助上限額…欠損額【A】から国補助金を除いた額の1/2

経営改善カット…収支率の対前年度伸び率の3カ年平均が悪化している場合、悪化した率分を補助金カットする

2 福岡県離島振興対策航路事業 (航路事業者への現地調査)

【事業スキーム図】

■福岡県離島振興対策航路事業補助金



3 事業目標等							
成果指標		H27.10～ H28.9	H28.10～ H29.9	H29.10～ H30.9	H30.10～ R1.9	R1.10～ R2.9	R2.10～ R3.9
経営改善カットを受けない航路数	目標	6	6	6	6	7	7
	実績	1	3	4	2	3	
※年度は、航路事業（補助対象）年度							
【指標の考え方】 航路改善カットを受けない航路数を増やすことで、航路運営の改善を図る。 (R1.10から補助対象航路が1航路増えたため、目標数を変更している。)							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 ・ 島民主体の催し物や離島留学などの島外交流人口の増加、世界遺産や猫などの観光資源を活用した観光需要の取り込みによる利用促進、省エネ運航、自主点検の徹底、船舶点検時の機関解放省略によるコスト抑制策により、収支改善を図っている一方、既存船舶の老朽化により更新時期を迎えている事業者の新船建造が相次いでおり、減価償却費等の経費増が続いている。その結果、収支が悪化し経営改善カットを受けている。 (例) 建造年：平成26年10月新宮町、平成27年11月福岡市、平成28年4月糸島市、平成29年9月宗像市 ・ 収支改善に向け、さらなる利用者増に取り組む。							

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 ・ 国とともに、離島航路の運航経費に対する補助を行うことにより、航路事業者の負担を軽減し、離島航路の維持・確保に寄与している。
	【事業の効率性】 ・ 補助対象航路については、国から認定を受けた計画航路であり、計画に位置づけるためには、航路改善に向けた目標等の設定が必要となる。計画策定は、航路事業者（市町）を中心に、国（九州運輸局）、福岡県、島民代表者で構成する協議会で協議、承認されたものであり、関係者の同意の下協力して経営改善に取り組んでいる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	75,397	118,147	137,001	時間	370	370	370
(うち一般財源)	75,397	118,147	137,001	人件費（千円）	1,520	1,495	1,495

6 見直しの内容	
継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)	終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】 ・ 離島航路は、離島住民にとって島と本土を結ぶ唯一の公共交通手段であり、その役割は陸上交通における県道の幹線道路網に相当する海上交通機能である。 ・ 一方で、島民人口の減少や高齢化に伴う外出機会の減少により、航路利用者は減少する傾向にあり、事業者単独で航路を維持していくには困難な状況にある。 ・ 離島航路は、島と本土間の移動の確保、生活物資等の輸送、島の活性化等の観点から、島民の生活に直結する問題や、今後さらに離島振興施策を推進していく点においても、必要不可欠なものである。そのためには、引き続き運航経費の負担軽減が必要。	
【見直し内容】 ・ 観光需要の創出など、島外からの交流人口増を目指した取組みを協議するため、国（九州運輸局）、福岡県、島民代表、事業者（市町）からなる協議会の場等を活用するとともに、現地視察や航路事業者へのヒアリングを行い、航路改善に向けた目標設定を計画に積極的に反映していくよう航路事業者に働きかける。 ・ 県内関係部署（観光や地域振興等）とも連携し離島に関連した企画を実施し、利用者増を図る。（ただし、新型コロナウイルスの拡大状況を見極めながらの対応が必要） ・ 北九州市馬島・藍島～小倉航路の国庫補助航路化に伴い、R2年度より福岡県の補助対象航路となった。 ・ R3年度補助については、補助対象期間がR1.10～R2.9であり、新型コロナウイルスによる減収が増大する見込みであるため、予算額を増額して対応する（新型コロナウイルスの影響による増額 18,854千円）	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	自転車活用推進事業		部課(室)	企画・地域振興部 交通政策課	事業 開始年度	R1
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	道路交通の安全確保	施策	2	交通安全対策の推進

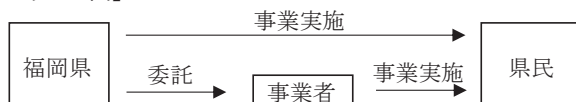
1 事業のねらい・目的

- 法(第4条)に掲げられる地方公共団体の責務である、基本理念に関する県民の理解を深めるため、自転車の活用を総合的、計画的に推進する。
- 自転車活用により得られる多様な効果を県民に広く発信し、自転車の活用促進を総合的に図るとともに、交通体系における自転車による交通の役割の拡大を図る。

2 事業概要

- 自転車通勤の普及促進 ※新型コロナウイルス感染症の影響による減額補正により未実施
自転車通勤に精通した企業の担当者等を講師としたセミナーや自転車通勤に係るアンケートを実施する。
- 自転車の魅力発信
自転車が持つ魅力を県民に発信し、自転車の交通手段としての役割拡大を図っていくため、県内で実施されている自転車イベントに共催する。
- 「福岡サイクルステーション」の整備
自転車活用推進のために必要な情報提供を行う場として、自転車販売店を「福岡サイクルステーション」として整備する。自転車販売店には、サイクルツーリズムのモデルルート紹介や自転車保険加入などの情報提供と併せ、サイクリング環境の充実の一環として、サイクリストへのサービス提供を依頼する。上記内容を理解し、提供可能な店舗についてはのぼり旗、ポスター等の提供を行い、県民への視認性を高める。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3		
自転車の魅力を体験する機会の提供回数(回/年)	目標	13回	15回	17回	20回		
	実績	13回	13回				
「福岡サイクルステーション」の設置数(件)	目標	0件	100件	150件	200件		
	実績	0件	178件				

【指標の考え方】

- ・3年間の計画期間内に県内における自転車イベントの開催回数を5割増加させる。
- ・国内のサイクリングの名所である「しまなみ海道サイクリングロード(160箇所)」と同程度の200箇所を計画期間内に設置する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・自転車の魅力を体験する機会の提供回数について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止したイベントもあったが、中止としたイベントを含めると目標を達成している。
- ・「福岡サイクルステーション」の令和元年度実績は、178件であり、目標を達成している。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 <ul style="list-style-type: none"> 既存の大規模自転車イベントに共催し、県が実施する自転車の施策や自転車活用により得られる多様な効果を発信することで、普段から自転車を利用している層だけでなく、普段利用していない層に対しても、広く魅力を発信することができる。 自転車に乗る人が気軽に立ち寄り、各種サービスの提供を受けられる施設を「福岡サイクルステーション」として登録することで、自転車利用者の利便性向上が図られるとともに、情報発信の場とすることができる。
	【事業の効率性】 <ul style="list-style-type: none"> 既存の大規模自転車イベントに共催することで、効率的に自転車の魅力を発信することができる。 福岡サイクルステーションにのぼり旗を設置し、視認性を高めることで、福岡サイクルステーションの認知度を高めている。また、福岡サイクルステーションで情報発信を行うことにより、日常的な情報発信力が高められる。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2.6補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	3,264	7,470	▲1,545	13,278	時間	2,036	2,036	2,036
(うち一般財源)	3,142	4,129	▲980	9,971	人件費(千円)	8,364	8,222	8,222

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)	
【上記の理由】 本事業は、自転車活用推進法に規定された地方公共団体の責務である、基本理念に関する県民の理解を深めるため、自転車の活用を総合的、計画的に推進するために実施しているものである。特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施できなかった施策もあり、引き続き、県民に対し、自転車活用により得られる多様な効果を広く発信し、自転車の活用促進を総合的に図るとともに、交通体系における自転車による交通の役割の拡大を図る必要があるため。	
【見直し内容】 <ul style="list-style-type: none"> 福岡サイクルステーションの設置数が増えるよう、県内の自転車店に積極的に働きかけるとともに、電子申請を活用する。 現計画の計画期間が令和3年度までであるため、令和3年度中に計画の見直しを実施する。(所要額 5,875千円) 	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	北九州空港対策事業 (路線拡大支援事業)		部課(室)	企画・地域振興部空港対策局 空港事業課	事業 開始年度	H24
-----	-------------------------	--	-------	------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	7	アジアとともに繁栄し、九州・山口の一体的発展を支えるための社会資本を整備する
	小項目	1	アジアの活力取り込みと人・モノの流動拡大	施策	1	福岡空港、北九州空港の役割分担と相互補完の推進

1 事業のねらい・目的

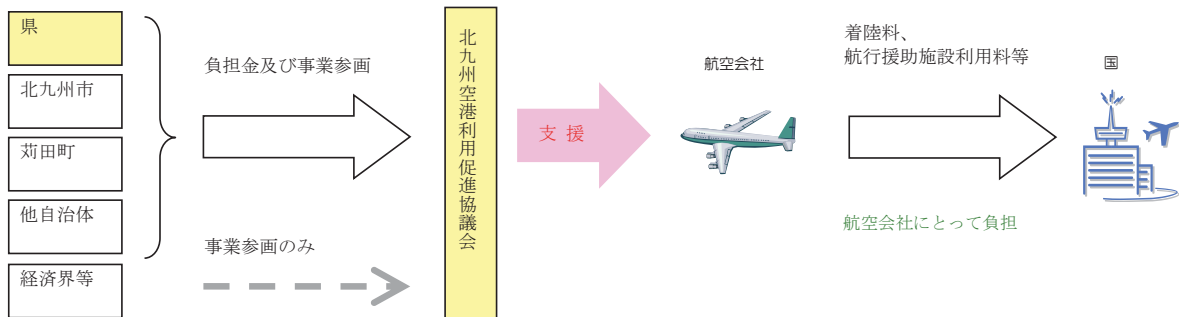
○国内外の航空会社が運航する旅客便を北九州空港に誘致することによって、北九州空港発着路線の拡大を実現し、人・物の交流拠点となる空港の活性化を促すとともに、利便性の高い航空ネットワークの県民への提供を図る。

2 事業概要

○運航経費助成：新規就航路線の運航経費（着陸料、航行援助施設利用料（以下航援料）等）の一部について、航空会社に対して助成を行う。

	事業費 (R2当初)
国際線	171百万円
国内線	14百万円
合計	185百万円

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
国内・国際航空路線数	目標	国内1~2 国際1~2	国内1~2 国際1~2	国内1~2 国際1~2	国内1~2 国際1~2	国内2~3 国際2~3	国内2~3 国際2~3	国内3~ 国際4~	国内3~ 国際4~
	実績	国内1 国際0	国内2 国際0	国内2 国際3	国内3 国際3	国内3 国際6	国内2 国際0	国内1 国際0	

【指標の考え方】

- ・国内・国際路線を維持・拡充することが目的であるため、路線数を指標とする。
- ・R2年度については、推進強化期間中に誘致した路線の維持・拡大が重要であるため、目標値は新型コロナウイルスの影響が出る以前のR1年度12月末時点実績以上としている。
- ・各年度の実績数値は3月下旬時点（当該年度冬ダイヤ時点）での路線数。
- ・R2年度路線数は12月末時点。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・R2年度は新型コロナウイルスの影響を受け、路線の多くが運休・減便することとなった。今後は、新型コロナウイルスの状況を踏まえながら航空会社とも連携し、路線の早期再就航（復便）に努めるほか、新たな路線の獲得のため、引き続き路線誘致活動を実施していく。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・航空会社へのエアポートセールスにおいて他の空港と競合しうる魅力的なインセンティブを提示することができる。
	【事業の効率性】 ・旅客動態に関する基礎的な調査を実施し、路線の必要性や就航可能性を検証して誘致対象路線を選定し、効率的な誘致活動を実施している。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2.6月補正	R2.2月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	171,164	185,193	▲26,180	45,500	181,698	時間	3,840	1,200	1,200
(うち一般財源)	171,164	185,193	▲26,180	45,500	181,698	人件費(千円)	15,775	4,846	4,846

※当事業のR3予算は、一部前倒しでR2.2月補正で計上

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (<input type="checkbox"/> 完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、羽田路線以外の全ての路線が運休を余儀なくされるなど大きな打撃を受けており、航空会社に対して早期の再就航(復便)を促す必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ禍における特例として、助成対象期間の取り扱いを見直す。 ・これまで助成の対象外としてきた羽田路線について、福岡空港の補完機能も果たしている早朝・深夜便に限り助成の対象とする。 	

事業名	北九州空港広域アクセス向上事業		部課(室)	企画・地域振興部空港対策局 空港事業課	事業 開始年度	H27
総合計画	10の事項	1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	7 アジアとともに繁栄し、九州・山口の一体的発展を支えるための社会資本を整備する		
	小項目	1 アジアの活力取り込みと人・モノの流動拡大	施策	1 福岡空港、北九州空港の役割分担と相互補完の推進		

1 事業のねらい・目的


- 福岡都市圏⇄北九州空港間のリムジンバスを運行し北九州空港の広域アクセスを向上させることで北九州空港利用者の増加を図る。
- 早朝深夜便接続の路線バスを運行し、空港アクセスの向上を新規就航のインセンティブとしてバス運行を提示し就航を図る。
- 北九州空港に福岡空港の補完機能を持たせることで LCC 等福岡空港就航路線を北九州空港へ誘導し両空港の相互発展を図る。
- 北九州空港の路線展開やアクセスを幅広く周知し、知名度を向上させることで利用者の増加、路線の維持拡大を図る。

2 事業概要

I 広域アクセス向上のためのバス運行支援

○福北リムジンバス運行支援

実施主体:北九州空港利用促進協議会
 実施方法:バス運行会社に対し助成
 助成金額:運行経費から運賃収入を差し引いた収支差額を補助
 (大型バス 1 便あたり 10 人未満の乗車の場合は 10 人分、
 中型バス 1 便あたり 8 人未満の乗車の場合は 8 人分の運賃収入があったものとみなす)



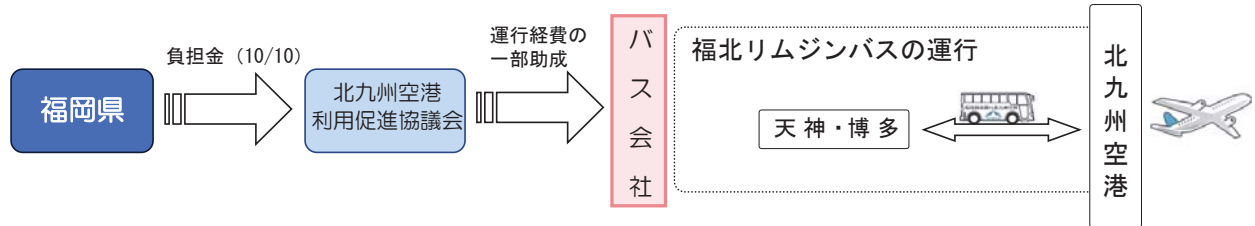
【福北リムジンバス】

運行区間:福岡都市圏(天神・博多等)―北九州空港
 運行本数:早朝・深夜時間帯や新規路線の航空ダイヤに合わせ運行(4 便)
 所要時間:約 80 分
 運賃:既存のバス運賃を参考に採算性、利用者の利便性を考慮した運賃を設定
 (参考:天神―小倉 1,130 円、東京駅―成田空港[約 60 分] 900 円～、大阪駅―関西空港[約 75 分] 1,550 円)
 車両:正座席 40 席程度(大型バス)、正座席 28 席程度(中型バス)

II 北九州空港の就航路線やリムジンバスの運行等を周知する広報活動

	事業費
運行支援	4 4 百万円
広報費	2 百万円
合計	4 6 百万円

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
国内・国際航空路線数	目標	国内1～2 国際1～2	国内1～2 国際1～2	国内2～3 国際2～3	国内2～3 国際2～3	国内3～ 国際4～	国内3～ 国際4～
	実績	国内2 国際3	国内3 国際3	国内3 国際6	国内2 国際0	国内1 国際0	
【指標の考え方】							
<ul style="list-style-type: none"> ・国内・国際路線を維持・拡充することが目的であるため、路線数を指標とする。 ・R2年度については、推進強化期間中に誘致した路線の維持・拡大が重要であるため、目標値は新型コロナウイルスの影響が出る以前のR1年度12月末時点実績以上としている。 ・各年度の実績数値は3月下旬時点（当該年度冬ダイヤ時点）での路線数。 ・令和2年度路線数は12月末時点。 							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
<ul style="list-style-type: none"> ・R2年度は新型コロナウイルスの影響を受け、路線の多くが運休・減便することとなった。今後は、新型コロナウイルスの状況を踏まえながら航空会社とも連携し、路線の早期再就航（復便）に努めるほか、新たな路線の獲得のため、引き続き路線誘致活動を実施していく。 							

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡空港が利用できない早朝深夜時間帯にも福岡都市圏へアクセスでき、利用者の利便性が向上する。 ・エアポートセールスにおいて航空会社が早朝深夜に新規就航を検討する際のインセンティブとすることができる。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者にも一定の収益目標を課す形をとることで必要最小限の助成で事業が実施できるようにしている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	43,156	45,322	37,427	時間	3,840	400	400
（うち一般財源）	43,156	45,322	37,427	人件費（千円）	15,775	1,616	1,616

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> ・早朝深夜における北九州空港へのアクセス利便性確保により、「福岡県の空港の将来構想」に記載された福岡空港と北九州空港の役割分担と相互補完を実現するための事業であり、北九州空港の特性を生かすために継続して実施していく必要がある。 ・福岡空港と北九州空港との連携を進める中、福北リムジンバスは福岡都市圏の方々が北九州空港を利用するうえで、欠くことのできない大切な移動手段となっており、効率的な事業実施を図りながら引き続き事業を継続していく必要がある。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響による航空需要の減少を鑑み、車両のサイズの見直しを行い、運行経費の削減を図る。（▲7,895千円） ・北九州市、苅田町等地元自治体および、運行业者や航空会社と連携してリムジンバスの効果的な広報PRを行う。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	国際交流推進事業 (海外県人会人材育成・活用推進事業)	部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業 開始年度	H26
-----	--------------------------------	-------	----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	1	海外との地域間交流・連携の推進	施策	1	友好提携を核とした地域間交流・連携の推進

1 事業のねらい・目的

- 県人会の次世代を担う子弟を福岡に招き、福岡や日本語・日本文化に対する興味を高めてもらうことにより、将来、県人会の中核を担う人材として育成する。
- 若い世代の県人会事業への積極的な参加により、県人会活動の活発化、会員数の維持・増加に繋げる。
- 本県青年を県人会に派遣することにより、県人会の若者の福岡への関心を高めるとともに、事業終了後も県内青年との交流（SNS等による）を継続することで、日本・福岡への関心を維持し、県人会活動への参加を促進する。
- 県内青年にとっては、先達の開拓者精神を学び、海外に目を向ける機会となるとともに、県人会への理解を深めた県内青年が、県人会との交流事業に対する協力者となることが期待される。

2 事業概要

- 県人会担い手育成事業（招へい）※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止。
9カ国20県人会にある移住県人会の子弟、青年リーダーを福岡に招へいする。
・対象：海外福岡県人会の子弟、青年リーダー
・期間：9泊10日
・人数：30名
子弟20名（原則11歳、各県人会から1名）、青年リーダー10名（原則各国1名、但し米国（ハワイ含む）2名）
・プログラム：小学校訪問、小学生との合同キャンプ、ホームステイ、工場視察、日本文化体験
- 県人会担い手育成事業（派遣）※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止。
本県青年を移住県人会に派遣する。
・対象：県内青年
・期間：13日間
・派遣先：北米もしくは中南米
・人数：県内青年10名（18歳～30歳）引率2名
・プログラム：県人会との交流、移住関連施設訪問、ホームステイ、特定テーマでの研修
- 県人会担い手育成事業（日本語教室）
※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、当初予定していた事業が実施困難となったため、内容を変更してオンライン交流を実施予定。（2月～）
・対象：県人会子弟、その他日本語に興味がある県人会会員
・実施内容：県人会の子どもたちが、関心を持ちやすい日本アニメなどを題材とした初級レベルの日本語教室を、オンラインで実施。

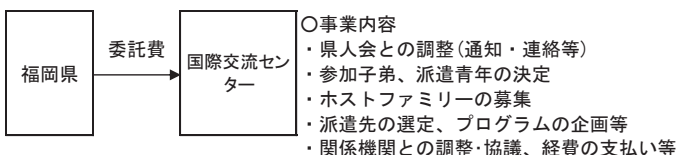
【事業スキーム図】

【県人会担い手育成：招へい（移住県人会）】 (R1)

国名	福岡県人会名	会員数	子弟	青年
ブラジル	ブラジル	1,031	4	1
	ベレン	(60)		
	トマス	15		
	マウス	(76)		
パラグアイ	パラグアイ	120	1	1
アルゼンチン	アルゼンチン	600	1	1
ボリビア	在ボリビア	128	2	1
コロンビア	コロンビア	129	1	1
ペルー	ペルー福岡クラブ	280世帯	2	1
メキシコ	メキシコ	171	1	1
アメリカ	南加	427	2	1
	サンフランシスコ	162		
	シアトル・タコマ	41		
(ハワイ)	ハワイ	202	1	1
	ハワイ島	219		
	コナ	130		
	カウアイ	45		
カナダ	バンクーバー	120	2	1
	レスブリッジ	43		
	トロント	128		
9カ国	20県人会	4,127	19	12

【海外駐在員等で組織される県人会】 (H30.4)

地域	福岡県人会名	会員数
アジア	ソウル博多会	160
	大連	106
	在上海	597
	香港	116
	北京	150
	台湾	62
	ハノイばってん会	111
	ホーチミン	150
	タイ	698
	在マレーシア	40
	ジャカルタ	200
	シンガポール	300
	デリー	50
	英国	118
オランダ	75	
フランス	30	



※ () 内はH30年4月時点、ペルー福岡クラブの会員数は1名/世帯で計算

3 事業目標等								
成果指標		基準 (H25)	H28	H29	H30	R1	R2	R3
県人会の会員数の維持・増加	目標		4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
	実績	4200	4,227	4,064	3,910	4,127	3,966	
【指標の考え方】 県人会活動の活発化を図り、県人会会員 H25 実績（4,200 人）を維持する								
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 H28は目標達成しているが、H29～は未達成である。 県人会員数は全体的には減少傾向にあるものの、ブラジル県人会や在ボリビア県人会など、県人会活動が活発な県人会については、子弟の活動への参加が増え、会員数が増加傾向である。								

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 高齢化が進む中、本事業を実施することで、若者が福岡県に興味を持ち県人会の会員数の増加・維持に繋がると共に、今後福岡県と各国をつなぐ懸け橋になる人材育成にも繋がる。毎年原則30名（子弟、青年リーダー）受け入れをし、累計349名が来県しており、その後県人会の活動を促進している。青年派遣についてもこれまで49名を派遣しており、今後の国際活動に関わる人材育成を促進している。
	【事業の効率性】 招へい事業については、出来るだけ多くの国々から招へいしている。青年派遣事業については、派遣国を1年～数年ごとに交えて派遣しており、プログラムの見直しを行っている。また、本事業を国際交流に精通した団体に委託しており、内容の充実を図っている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	12,870	13,564	13,564	時間	3,348	3,348	3,348
（うち一般財源）	12,870	13,564	13,564	人件費（千円）	13,754	13,520	13,520

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 終了 (完了	<input type="radio"/> 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
<input checked="" type="radio"/> 一部改善	
<input type="radio"/> 縮小)	
【上記の理由】 好奇心旺盛な11歳の子どもたちを本県へ招へいし、自分のルーツを知ってもらうことで、福岡県をより強く印象付けることが期待できる。さらに、福岡県と各国との繋がりをさらに強くすることが出来、将来の福岡県の国際活動を促進していくような人材の育成にも繋がっている。青年派遣でも福岡県と各国との繋がりを強くすることが期待できる。なお、現在、コロナ禍で県と県人会との交流の機会が失われており、今後はWithコロナの視点をもって交流事業を展開していくことが必要である。	
【見直し内容】 これまでの事業を継続しながら日本アニメや特産品などを題材としたオンライン日本語教育を実施。オンライン交流をすることで、コロナ禍であっても交流を継続することができ、これまで本事業で対象としていた県人会の会員の子弟（原則11歳）や青年以外の幅広い年齢層の方にも福岡県を知り、福岡県に愛着を持つ機会が生まれ、県人会の会員数の増加及び県人会を支えていく人材育成につながるもの。	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	アジアビート推進事業		部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	1	海外との地域間交流・連携の推進	施策	3	アジア若者文化交流の推進

1 事業のねらい・目的

○アジアの若者に直接働きかけることができるインターネットを通じて、福岡の若者文化や魅力を発信し、本県の知名度や好感度の向上を図るとともに、人、モノの交流を促進する。

○本県がアジアの活力を取り込んで発展していくためには、引き続き、本県の魅力を積極的に発信し、大規模国際大会の開催も迫る中、観光客や留学生の増加、県産品の海外販路拡大などの動きをさらに加速させていく必要がある。

○今後は、発信力の拡大に加え、情報収集力の強化も図り、アジアビートが収集した現地若者の動向やニーズなどの情報を庁内各々が活用し、各部の進める国際施策の展開につなげていく。

2 事業概要

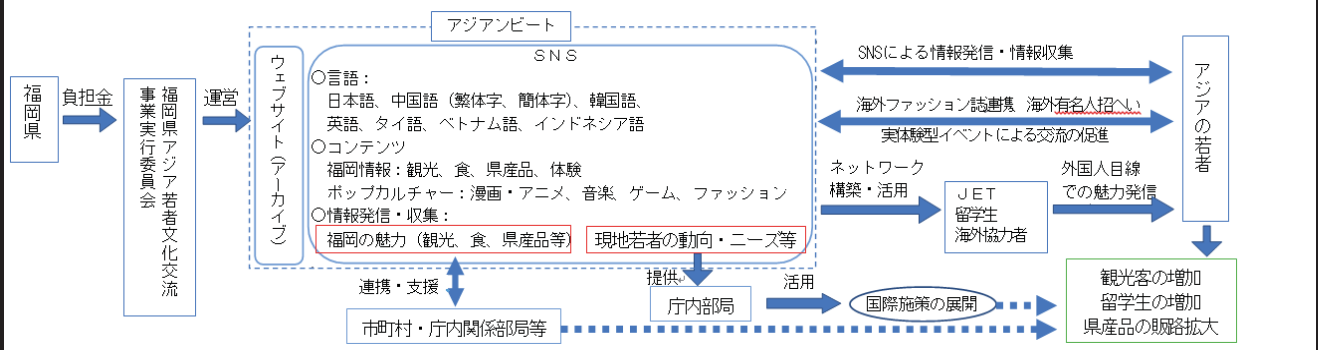
1. 「アジアビート」による多言語情報発信

- ・言語 日本語、中国語繁体字、中国語簡体字、韓国語、英語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語 計8言語
- ・コンテンツ ①海外から招へいたインフルエンサーや地元留学生をレポーターとして、福岡で定番・人気のスポットやショップ、食べ物などを海外へ紹介
②県内各地のJET (ALT等) による地域の魅力発信
③海外での県産品取扱店舗など、現地における福岡に関する情報発信
④庁内各部及び市町村等と連携した若者目線での観光、グルメ、県産品、祭りに関する情報発信

2. 「asianbeat・FACo Kawaii大使」の任命とクロスメディアによる福岡の魅力PR

- ・開始 平成21年度(現在、12年目)
- ・内容 ①福岡アジアコレクション (FACo) と連携し、アジアビートのWeb投票等を通じて選出した一般人モデルをKawaii大使として、福岡に招へい
②現地有力ファッション誌等とタイアップし、Kawaii大使の活動や福岡滞在中の実体験をクロスメディア(雑誌等)で紹介し、福岡の魅力をPR
※新型コロナウイルスの影響により、令和元年度は招へい延期、令和2年度は中止。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

R2まで

成果指標	H27 (基準)	H28	H29	H30	R1	R2
他部局等との連携事業数	目標		26事業	28事業	30事業	32事業
	実績	25事業	26事業	28事業	30事業	32事業

【指標の考え方】

○他部局、市町村等との連携による県産品や観光等のPRへの寄与を評価するため、他部局、市町村等との連携事業数を指標とする。

○毎年2件ずつ増加させることを目標とする。

成果指標	H28 (基準)	H29	H30	R1	R2	
SNSフォロワー数	目標		133,666	182,000	230,000	278,000
	実績	133,666	181,178	184,527	186,586	

【指標の考え方】

○アジアビートの情報発信力の拡大に加え、情報収集力を強化するため、より多くのデータを取得できるよう、SNSフォロワー数を指標とする。

○平成26年度から28年度の3年間のSNSフォロワー増加数(96,526人)の約1.5倍(144,000人)増をめざし、1年度あたりのフォロワー数の増加数を48,000人と設定し、令和2年度はH28年度フォロワー数の2倍とする。

R3以降

成果指標		R1 (基準)	R2 (参考)	R3	R4	R5
入国者数(タイ、ベトナム、インドネシア)	目標	—	—	31,500	55,125	98,022
	実績	98,022	18,000 (見込)			

【指標の考え方】

- 観光客、留学生、技能実習生の来福への寄与を評価するため、タイ、ベトナム、インドネシアからの入国者数を指標とする。
- コロナの影響によりR2年の入国者数が著しく落ち込むことから、R5年にR1年の水準を回復することを目指す。
- R2年が18,000人程度となる見込みであることから、R3年以降、前年比1.75倍の増加数を設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 他部局、市町村等との連携事業数
平成28年度から新たに目標として設定し、令和元年度は目標を達成している。
- SNSフォロワー数
平成29年度から新たに目標として設定し、令和元年度は目標未達成。
キャンペーンなどSNS自体の認知度向上に係る取組みが不十分であった。また、新型コロナウイルスの影響により、3月に予定していたFACo関係の企画・特集記事をはじめ、フォロワーの獲得に有効なコンテンツが発信できなくなったため。

4 【事業の有効性】

有効性・効率性

- 「アジアンビート」による多言語情報発信を通じて、海外読者の福岡に対する知名度が向上。
(アンケート結果)福岡について「名前も場所も知っていた」 H30 51% ⇒ R2 68%
- 行政機関や民間団体と連携して企画を立ち上げ、自走化とともに、地域の国際化に貢献。
(事例)①4コマ漫画コンテストを北九州市と連携して実施(H24-27)⇒(H28-)北九州市が継承し国際漫画大賞に発展
②海外で活躍する福岡の若手ミュージシャンを発掘するWebコンテストを地元音楽関係者等と連携して実施(H24-27)⇒(H28-)地元音楽関係者等が継承し、発掘コンテストに加えて、海外の音楽祭出演やアジアの若手ミュージシャンとの交流を可能とするイベントに発展
- アジア諸国・地域の若者への情報発信や交流を積み重ねてきた結果、県主催の海外事業において大勢の若者を集客。更には、海外の要人等にも本県独自の魅力として、若者文化の交流拠点・福岡をアピール。
(主な県主催の海外イベント)

	時期	事業名
中国	H24	江蘇省友好提携20周年記念事業(5,000人)、FACo in 大連(1,000人)
台湾	H25	台湾プロモーション(250人)
タイ	H26	クールジャパン・Fukuoka FAco in バンコク(1,500人)
ベトナム	H25	ハノイ友好提携5周年記念事業(15,000人)
	H30	福岡県・ハノイ市友好提携10周年記念事業「アジアンビートFUKUOKA祭り2019」(8,000人)
インドネシア	H28	福岡フェア(5,000人)

- 観光地、グルメ、県産品等の魅力を海外の若者に発信する効果的なツールとして、庁内、市町村の活用が増加。
(事例)「とんこつラーメンキャンペーン」を6言語で紹介(観光振興課)
英語冊子「fukusake guide」を制作する際にアジアンビートコンテンツの英語原稿データを提供(輸出促進課)
タイのSNSインフルエンサーを招へいし、朝倉市の観光地・グルメなどを発信(朝倉市)
- アジアンビートの取材や連携を希望する県内企業等の存在。
(事例)「アジアンビートの記事をきっかけに海外メディアからの問い合わせが増えた」
- 「asianbeat・FAco Kawaii大使」では、海外の人気ファッション誌等と連携し、効果的な発信を実施。
(30年度実績)台湾「mina」(発行部数12万部)11ページ掲載 ※広告費換算445万円

【事業の効率性】

- 平成25年度の36,737千円に比べ、令和2年度は26,632千円に縮減(△10,105千円)。
- スマートフォンの普及やSNSの拡大に伴い、スマートフォンに対応したページ構成に改修し、SNSによる発信強化を行うなど、ユーザーの環境や嗜好に合わせたアプローチを行っている。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	26,500	26,632	▲2,817	26,642	時間	4,860	4,860	4,860
(うち一般財源)	26,500	26,632	▲2,817	26,642	人件費(千円)	19,965	19,625	19,625

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- 「アジアを向いた一大拠点」を目指す本県の発展には、アジアの若者に直接働きかけのできるインターネットを通じて、福岡の若者文化や魅力を発信し、本県の知名度や好感度の向上を図るとともに、人、モノの交流を促進することが重要である。
- 8言語にわたる定期的な福岡の情報発信はアジアンビート以外には無く、特に、発展著しい東南アジア(タイ、ベトナム、インドネシア)へ情報発信を行う媒体として、当ウェブサイトの希少性は高い。
- コロナ禍において対面の交流が叶わない中、インターネットの活用がますます重要になっている。

【見直し内容】

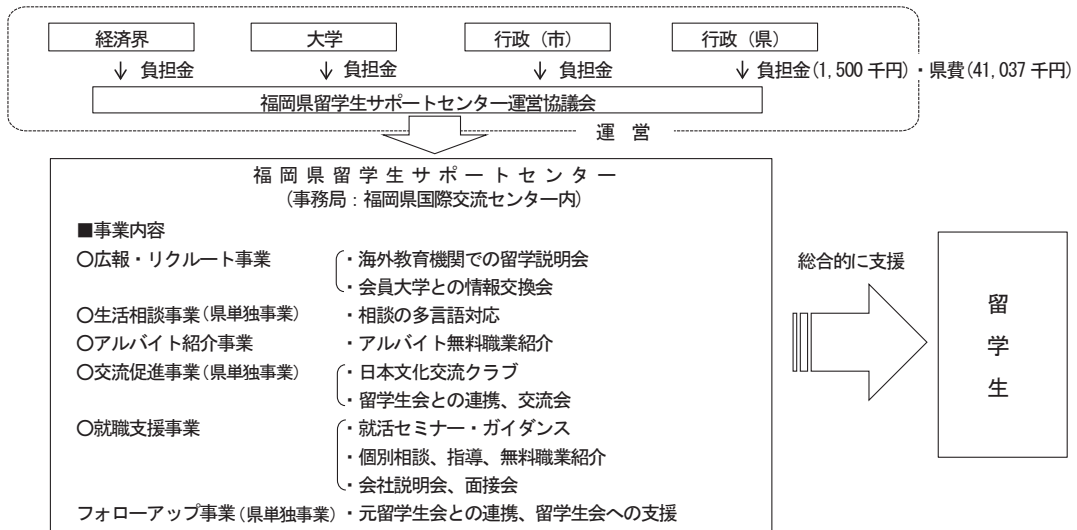
- 高い経済成長率や若年人口の多さなど、本県の交流先としてポテンシャルが高い国をメインターゲットとして、若者文化を切り口とした本県の魅力発信を行う。
- これまでのアジアビートで培ったネットワークも活用し、新たに現地から福岡の魅力を発信する。(＋2,280千円)
- オンラインを活用した新規イベントの実施等を通じて本県に対する認知度・好感度を高め、アフターコロナの来福に繋げていく。(＋2,296千円)
- コロナ禍において実施困難な大規模な招聘事業を休止する。(△3,503千円)
- 無料のSNS分析機能を活用することとし、情報収集・分析事業を終了する。(△2,990千円)

事業名	留学生支援連携事業	部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業 開始年度	H20
-----	-----------	-------	----------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	2	外国人が暮らしやすい地域づくり	施策	1	留学生・在住外国人支援の充実

1 事業のねらい・目的	
<p>地元経済界、大学、行政の連携のもと設立した「福岡県留学生サポートセンター」により、留学前から留学終了後まで、本県で学ぶ留学生を総合的にサポートすることで、本県を多様で優秀な人材の交流拠点とし、地域活性化を促進する。</p>	
2 事業概要	
<p>(1) 広報・リクルート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の教育機関において県内の留学環境や会員大学を広報するための留学説明会を実施する。 国内の日本語学校の学生等を対象とした県内会員大学との情報交換会、オープンキャンパス視察、進学説明会等を行う。 <p>(2) 生活相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 会員大学の新生ガイダンスに合わせ、福岡県留学生サポートセンターの各種支援を説明し、利用を促進する。 留学生からの各種相談に、多言語(日・英・中)で対応する。 <p>(3) アルバイト紹介事業</p> <ul style="list-style-type: none"> センター内に無料職業紹介所を設置し、語学を活かした仕事等、留学生向けのアルバイト紹介を行う。 <p>(4) 交流促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の若者と日本文化等を学ぶとともに交流を深める機会として、日本文化交流クラブを実施する。 福岡県留学生会等と連携し、新入生歓迎会、留学生文化ショー等のイベントを通し、留学生間及び日本人学生との交流を促進する。 留学生同士が有益な情報を交換する場として、福岡県留学生会、各大学留学生会、各国留学生会が一堂に集う交流会を実施する。 <p>(5) 就職支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 就職活動に係る各種セミナー・ガイダンスを実施する。 就活専門員による個別相談対応、就職指導、大学での個別相談会及び、無料職業紹介を行う。 留学生の企業訪問、会社説明会・面接会等、企業と留学生の出会いを支援する。 福岡外国人元留学生会と連携し、元留学生や内定を得た留学生と就活を始める現役留学生の交流会を実施する。 九州グローバル人材活用促進事業「Work in Kyushu」の運営を行い、留学生の九州地元企業への就職を促進する。 <p>(6) フォローアップ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡県及び各国・地域の元留学生会と連携し、留学生の母国・地域との交流を一層促進する。 福岡県留学生会等、現役留学生の活動を支援する。 	

【事業スキーム図】



3 事業目標等													
(細)事項名	成果指標		H19(基準)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	目標(R1)	R2(見込)	R3(見込)
本県への留学生の集積	県内に学ぶ留学生数	目標	5,129	8,918	15,000	16,500	18,448	21,600	23,700	25,800	27,900	30,000	32,100
		実績		12,155	13,707	14,252	15,103	15,755	17,519	19,296	19,629		
(細)事項名	成果指標		H19(基準)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	目標(R1)	R2(見込)	R3(見込)
県内企業への留学生就職者数 (福岡県総合計画)	就職者数	目標							600	700	1,070	1,260	1,444
		実績		404	402	475	525	703	892	781	集計中		

※留学生数: 出典は(独)日本学生支援機構(JASSO)「外国人留学生在籍状況調査」。H29以降は毎年2,100名ずつの増加目標
 ※就職者数: 出典は出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」。R1の実績は、R3.1.5時点で未公表。

【指標の考え方】

- ・留学生の集積→就職者増→留学生の集積の好循環を生み出す観点から、2つの指標を設定
- ・県内に学ぶ留学生数と県内企業への就職者数を設定

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・県内留学生数については、当初設定した目標には達していないものの、令和元年5月時点の留学生数は東京、大阪に次ぎ全国第3位を維持している。
- ・H30年度の実績(781人)がH29年度実績(892人)を下回った一方で、全国における留学生の就職者数は増加しており、留学生の大都市(東京圏・関西圏)志向、地元企業の情報のPR不足等が考えられる。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政だけではなく、産学官一体となって留学生を総合的に支援する体制を整え、留学生誘致や生活支援、就職支援などをワンストップで提供することが可能となったことから、円滑な留学生支援に寄与している。 ・大学等が応分の事業経費を負担することで、産学官が当事者意識を持ち、地域一体となった取組みができている。 ・大学単独での開催が難しい海外でのリクルート(留学生誘致)について、県の友好提携都市等で定期開催が可能となっている。 ・無料職業紹介事業許可を取得したことで、留学生に対し、アルバイト及び就職を直接斡旋することが可能となっている。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生支援に関する総合窓口として、留学生が、自分が求める支援にスムーズに辿り着くことに貢献。 →留学生サポートセンターで対応できないものがあった場合、当該支援を実施している関係機関へ繋ぐことで留学生支援に貢献。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	29,904	42,537	41,997	時間	7,435	7,435	7,435
(うち一般財源)	29,904	42,537	41,997	人件費(千円)	30,543	30,023	30,023

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・グローバル化が進む中、本県が将来に向けて発展していくためには、海外からの多様な高度人材を本県に誘引し、その力を活用することで福岡のポテンシャルを引き出すことが必要である。
- ・一方、その高度人材を巡って、今日世界中で人材の獲得競争が繰り広げられており、国においては、外国人留学生が日本で就職しやすいよう、令和元年5月から在留資格が見直された。
- ・在留資格の見直しは、本県においても留学生就職者数をより増加させる好機となり、産学官が一体となった本事業の強みを生かして、高度人材の最たる存在である留学生の誘致・集積・定着・フォローアップの一層の強化を図ることが必要であり、本事業は継続する必要がある。

【見直し内容】

- ・「ウィズコロナ」の観点から、各種セミナー等のオンライン開催を推進。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	九州グローバル人材活用促進事業	部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業 開始年度	H27
-----	-----------------	-------	----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	2	外国人が暮らしやすい地域づくり	施策	1	留学生・在住外国人支援の充実

1 事業のねらい・目的

- ・九州7県等で構築・運営する留学生と企業をつなぐ人材マッチングシステム「Work in Kyushu」の利用促進を図り、留学生の地元企業への就職促進を図る。
- ・外国人留学生在が地元企業に就職し地域に定着することにより、地元産業のグローバル化・活性化を図る。

2 事業概要

(1)九州グローバル人材活用促進協議会の運営

- ・構成メンバー：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、九州経済産業局、九州経済連合会
- ・事務局：福岡県国際局国際政策課

(2)人材マッチングサイト「Work in Kyushu」の管理・運営

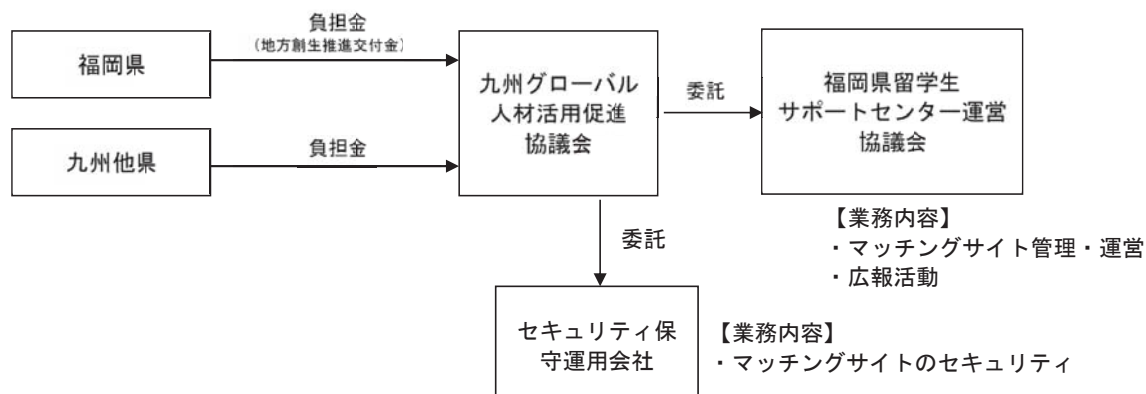
- ・問い合わせ対応、コンテンツ制作
- ・保守管理

(3)広報活動

- ・各県でのセミナー・シンポジウムの開催、各団体が実施するセミナー等における周知広報活動

(4)各県内企業における留生活用優良事例に係る情報収集及び啓発

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 (見込)
県内企業への留学生就職者数 (福岡県総合計画)	目標				600	700	1,070	1,260	1,444
	実績	475	525	703	892	781	集計中		

<指標の考え方>

外国人留学生の地域への定着を図るため、県内企業への就職者数を成果指標とする (総合戦略に掲載)。
(実績出典：法務省HP)

※R1の実績は、R3.1.28時点で未公表。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・H30年度の実績(781人)がH29年度実績(892人)を下回った一方で、全国における留学生の就職者数は増加しており、留学生の大都市(東京圏・関西圏)志向、地元企業の情報のPR不足等が考えられる。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に伴う労働力不足が懸念される中、企業の成長発展に欠かせないグローバル人材とのマッチングの場を提供。 ・九州7県が一体となって取り組むことにより、事業対象が九州広域となり利用者の多様なニーズに対応することが可能。 ・九州経済産業局、九州経済連合会と連携することにより企業側への情報提供をより有効に行うことができる。 ・インターネットを活用することにより、時間・場所に制限されることがなく利用者にとって利便性が高い。
	【事業の効率性】
	・留学生への総合的な支援にノウハウ・経験のある福岡県留学生サポートセンターに業務委託することにより、事業の実効性、効率性の向上を図る

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	9,000	8,760	8,030	時間	900	900	900
（うち一般財源）	4,500	4,380	4,015	人件費（千円）	3,698	3,635	3,635

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小	
<input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止	
【上記の理由】	<p>グローバル化が進む世界において、福岡県が将来に向けて発展していくためには、海外の多様な高度人材を本県に誘引し、その力を活用することで福岡のポテンシャルを引き出すことが必要である。</p> <p>平成28年度から福岡県を中心に九州7県などで留学生と企業をつなぐマッチングサイト「Work in Kyushu」を構築し、運用を開始。留学生サポートセンターが実施する就職支援に係るセミナー等との連携により、留学生就職支援の総合的な体制を強化し、地元企業への就職促進や九州内企業及び留学生への「Work in Kyushu」の広報を促進し、知名度向上を図る。</p> <p>引き続き高度人材の最たる存在である留学生の地元企業への就職を促進し、九州企業のグローバル化を図るため、本事業は継続する必要がある。</p>
【見直し内容】	<p>利用者からマッチングサイトに対して、操作や登録手続きの煩雑さ、「マッチングツール『LINE WORKS』の使い方がよく分からない」、「マッチングサイトで何が出来るか分からない」等の意見が寄せられたことから、現在、マッチングサイト等、一連の登録システムについて改善を図っているほか、「ウィズコロナ」の観点から、各種セミナー、シンポジウムの開催にあたっては、オンライン形式を活用していく。</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	外国人材受入対策事業		部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業 開始年度	R1
総合 計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	2	外国人が暮らしやすい地域づくり	施策	1	留学生・在住外国人支援の充実

1 事業のねらい・目的
 県をはじめ関係機関全体で外国人材を受け入れる環境を整備し、優秀な外国人材を福岡に引き寄せ、地域の活性化につなげる。

2 事業概要
 <新たな外国人材受入体制の構築>

① 地域関係機関による「福岡県外国人材受入対策協議会」、「外国人相談窓口部会」、「労働環境部会」、「外国人材日本語教育部会」の運営

〔実施内容〕

- 外国人材受入環境の整備に向け、「福岡県外国人材受入対策協議会」、「外国人相談窓口部会」、「労働環境部会」、「外国人材日本語教育部会」を運営。
- 本県における外国人受入れに向けた現状を把握し、課題を整理。受入環境整備のための取組みを検討する。
- 行政機関、外国人を受け入れる業界、外国人材を送り出す大学等教育機関など、各主体が連携して必要な取組みを実施し、その進捗状況を随時把握・点検する。

〔構成〕

- 県、国（出入国在留管理局、労働局、経済産業局）、市町村、外国人材受入業界団体、地域国際化協会、留学生関係団体、士業団体

② 福岡県外国人相談センターの運営

〔実施内容〕

- 在住外国人にとって最も身近である市町村ほか公的機関と、県が設置する「福岡県外国人相談センター」（以下「センター」という。）が連携して、外国人からの相談に多言語で対応。

（1）多言語による相談対応

- 市町村ほか公的機関の窓口で受ける外国人の相談に対し、①外国人+窓口職員、②センター相談員、③通訳業者の三者間通話システムを活用して相談に対応。
- 民間の電話通訳・翻訳サービスを利用し、対応言語は18言語（日本語除く）。

（2）専門機関との連携

- 在留資格や労働環境の分野など、専門的な相談については、内容に応じて最適な専門機関へ取次ぎ。
- 多言語に対応していない専門機関に対しては、通訳支援を実施。
- 行政書士会、法務局等専門機関と連携して、県内各地域で定期的（月2回）に出張相談会を実施。

（3）相談員の養成

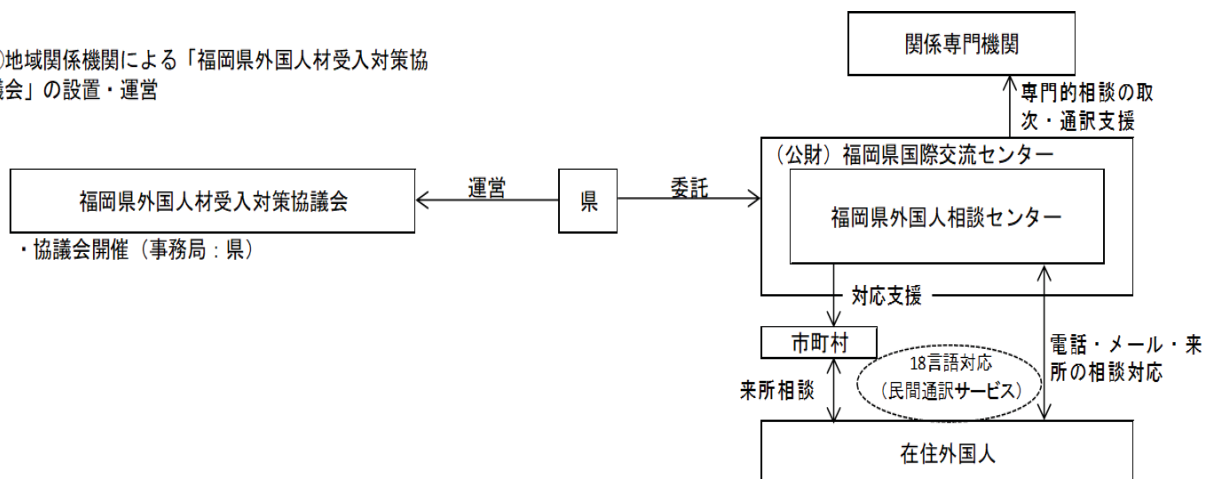
- 市町村職員を対象とした研修会を開催し、市町村職員の外国人相談対応の能力向上を図る。

〔実施方法〕

「福岡県外国人相談センター」の運営は（公財）福岡県国際交流センターに委託。

【事業スキーム図】

①地域関係機関による「福岡県外国人材受入対策協議会」の設置・運営



3 事業目標等					
成果指標		R1	R2	R3	R4
特定技能県内在留者増加数(累積)		1,000	3,000	5,000	7,000
実績		228	調査中		

【指標の考え方】
平成30年度に新たに創設され、国が5年間で最大約34万5千人を見込んだ新たな在留資格「特定技能」の在留資格を有する外国人数を指標とし、外国人を受け入れる環境を整備し、優秀な外国人材を福岡に引き寄せ、地域の活性化につなげる。

※平成30年度に新たに創設された在留資格「特定技能」は、国が5年間で最大約34万5千人を見込むなど、同資格による外国人数の急増が予想されたところであるが、受入企業側の事務作業負担等の理由により人数の増加の伸びが低調であるため、目標数値を見直したものの。

- ・国が見込む特定技能外国人の5年間の最大受入れ人数：345,150人 (①)
- ・福岡県の在住外国人が全国の外国人に占める割合：2.8% (②)
- ①×②=9,664人 (③)

初年度は、制度開始年度のため、受入予想数③を5年で割った人数の半分を見込む。
③÷5年÷2=966人≒1,000人

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
当KPIは、国の今後5年間の受入れ見込みから算定したものであるが、特定技能試験が想定どおり実施されなかったこと等により、国全体での受入れ数自体が当初の想定を大幅に下回っているため。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県外国人材受入対策協議会は、県、市町村、経済団体・事業者団体、地域国際化協会、留学生関係団体、士業団体等からなる60団体で組織され、外国人材受入れに係る情報共有を行うほか、個別のテーマに対しては協議会の下に部会を置いて協議している。 ・これまで「外国人相談」、「労働環境」、「外国人への日本語教育」の3つのテーマの部会を設置し、専門的に協議する体制を構築している。 ・福岡県外国人相談センターで受け付けた相談の内容に応じて、福岡労働局や県行政書士会、県社会保険労務士会等の雇用や在留資格、社会保険といった専門分野の相談窓口につないでいく仕組みをつくり、ワンストップで外国人の抱える様々な悩みや課題を解決できる体制を構築している。 ・相談窓口において、対応に苦慮した困難事例や関係する機関との連携により解決につながった事例など、上記の外国人相談窓口部会において、具体的な相談事例を共有し、各相談窓口における相談対応能力の向上を図るとともに、顔の見える関係を構築する機会を設け、機動的な連携体制づくりに寄与している。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人材に関して特に議論が必要なテーマについては、協議会の下に部会を設けることで機動的に対応している。 ・公益財団法人福岡県国際交流センターは、県レベルの地域国際化協会として総務省から認定されている県内唯一の組織であり、長年にわたり多文化共生推進、在住外国人支援を行っている。 ・また、同センターは従来より、県内外国人への情報提供を目的に設置された「こくさいひろば」において相談対応を行っており、本事業において設置する福岡県外国人相談センター業務を当財団に委託することで、こくさいひろばとの連携が期待され、効率性が高まる。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	16,454	21,121	17,871	時間	2,539	1,562	1,562
(うち一般財源)	7,835	10,619	8,966	人件費(千円)	10,431	6,308	6,308

6 見直しの内容	
<p>継続() 拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小() 終了(完了) 再構築(他の事業に組み替え) 廃止()</p>	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化に伴う若い労働力の不足を背景に、技能実習生や新しい在留資格「特定技能」の在留資格等を有する働き手となる外国人の受入れが今後も進むことで、県内の在住外国人は増加していくことが予想される。 ・県内の在住外国人の増加に伴い、文化・慣習の違い等により生じる困りごとに対し多言語で相談できる、「外国人相談センター」のような機能、また、上記の協議会やテーマ別部会を通じた情報共有、課題の把握の重要性はますます高まり、こうした機能を維持していくことが大切なため。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人相談センターの相談見込み件数を昨年の実績を踏まえて見直すことで、相談センターに係る経費を圧縮(△3,250千円) 	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	外国青年招致事業 (タイ語国際交流員の配置)		部課(室)	企画・地域振興部国際局 地域課	事業 開始年度	H30
総合 計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	1	海外との地域間交流・連携の推進	施策	1	友好提携を核とした地域間交流・連携の推進

1 事業のねらい・目的

○本県は、「アジアに開かれた交流拠点をつくる」を基本目標とし、地域間交流・連携を推進している。
 ○本県とタイ・バンコク都は友好提携を締結し、経済・環境・青少年・教育・文化・学術など幅広い分野で交流している。また、一度閉鎖されていたタイ政府観光庁が2018年8月に再度開設、2018年10月にはタイ国総領事館が開設するなど、交流の基盤がますます確固たるものになる中、タイ語国際交流員を活用し、あらゆる分野でタイとの交流拡大を進める。

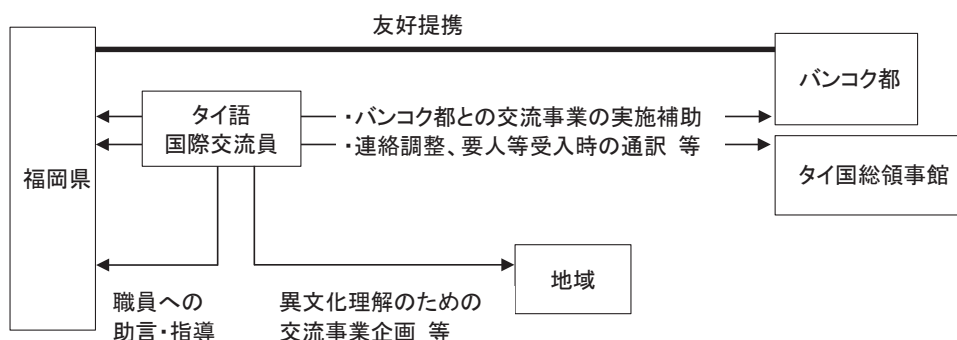
2 事業概要

○JETプログラムを活用し、国際交流員 (GIR) を配置。

○配置された国際交流員 (GIR) は県職員と協働し、以下の業務を実施。

- タイ国及びバンコク都との連絡調整 (通訳含む)、新規事業の企画立案
 - タイ国との総領事館開設及びタイ訪問団来県に関する連絡調整
 - バンコク都との青少年交流事業に関する連絡調整
 - バンコク都との未来技術交流事業実施に向けた企画立案
 - バンコク都との友好提携15周年記念事業実施に向けた企画立案
 - 市町村におけるタイ国との交流事業 (学校交流など) への支援
- タイ国総領事館との連絡調整
 - タイ国総領事館を通じた在留タイ人向け情報発信 (新型コロナウイルス感染症対策、災害対応)
 - タイ国総領事との連携による留学生支援 (健康証明書の取得、出国手続き等)
- タイ現地情報の収集および資料翻訳
 - タイ国内の政治情勢、要人人事
 - タイ国際航空の経営状況ほかタイ経済概況
- その他
 - 福岡県国際交流センター及び福岡県留学生サポートセンターにおける補助業務
 - 他部署の国際関連施策への助言・支援

【タイ語国際交流員事業スキーム図】



○外国青年招致事業 (JETプログラム)

- 1 主体: 地方公共団体 (総務省、外務省、文部科学省及び (一財) 自治体国際化協会 (CLAIR) の協力により実施)
- 2 目的: 地方公共団体等が外国青年を招致し、外国語教育の充実、地域レベルでの国際交流を推進
- 3 内容: JETプログラム参加者による、学校等での語学指導、地域における国際活動及びスポーツ国際交流等 (任用期間1年間)
・国際交流員 (GIR): 所属長の指示を受け、主に国際交流活動に従事する (地方公共団体の国際交流担当部局等に配置)
- 4 備考: 45 都道府県及び 18 政令指定都市を含む約 1,000 の地方公共団体等が JET 参加者を受け入れている (2018 年 7 月 1 日現在)

3 事業目標等							
成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
国際交流関係事業数 (予算措置事業計画)	目標		532	569	608	650	695
	県事業		90	96	103	110	117
	市町村事業		442	473	505	540	578
	実績	498	527	496			
	県事業	79	101	87			
	市町村事業	419	426	409			
【指標の考え方】 県および市町村における国際交流関係事業数（予算措置事業計画）の各年それぞれ7%増を目指す							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 ○令和元年度の目標達成度合いは99.1%と、ほぼ目標に達することができた。 ○令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大を受けて事業計画見直しを行う場合は、目標に達しない可能性がある。							

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 ・タイ国、バンコク都との交流事業の企画・実施にあたり、翻訳・通訳・連絡調整等を日本語及びタイ語でやりとりできるなど、スムーズな事業実施に貢献している。
	【事業の効率性】 ・JETプログラムを活用することで、効率的に有用な人材を任用することができた。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	16,583	16,471	16,360	時間	976.5	976.5	976.5
(うち一般財源)	16,583	16,471	16,360	人件費（千円）	4,012	3,944	3,944

※5事業費は、外国青年招致事業全体の予算、決算額（タイ語国際交流員の配置を含む。R2当初の当該分は4,657千円）。

6 見直しの内容	
継続 () 拡充	改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 () 縮小 ()
終了 (完了	再構築 (他の事業に組み替え) 廃止 ()
【上記の理由】 ・タイ国、バンコク都は、本県との交流に対する期待が大きく、本県としてもこれまで行ってきたバンコク都との交流の幅を広げ、友好関係をさらに促進する必要があり、タイ語国際交流員は、交流事業の推進において重要な役割を担っている。	
【見直し内容】 ・福岡県とバンコク都が令和3年に友好提携15周年を迎えるにあたり、交流をさらに発展させるため、タイ語国際交流員によるバンコク都との連絡調整をより密に行い、連携強化を図る。	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	福岡県NPO・ボランティアセンター事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 社会活動推進課	事業 開始年度	H18
-----	---------------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	7	心のぬくもりと絆を実感できる社会であること	中項目	1	NPO・ボランティアの活躍や地域コミュニティの活性化を通じて、ともに支え合う社会をつくる
	小項目	1	NPO・ボランティアとの協働の推進	施策	1	行政、企業等との協働の推進

1 事業のねらい・目的

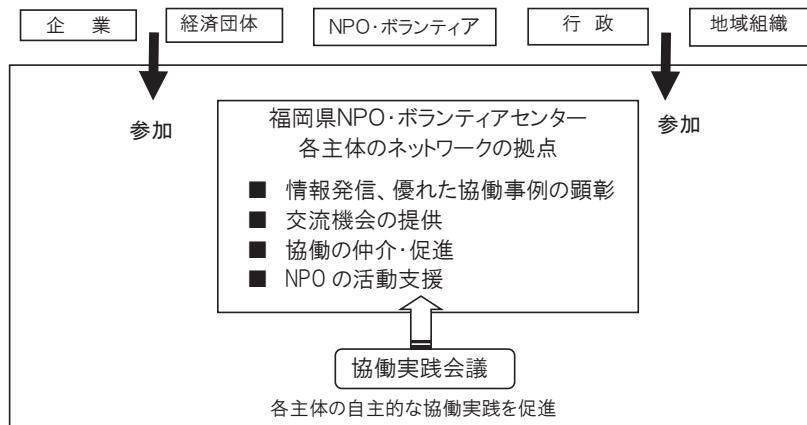
NPO・ボランティア、企業、行政など多様な主体が互いに協力し支え合う共助社会を目指し、福岡県NPO・ボランティアセンターにおいて、情報の発信、ネットワークづくり、交流機会の創出、協働のコーディネートを行う。

2 事業概要

福岡県NPO・ボランティアセンターでは、総合計画で定める施策の方向に沿って、①NPO・ボランティアとの協働の推進と②NPO・ボランティアの活動基盤強化に資する以下の事業に取り組んでいる。

- (1) 情報発信、優良事例の紹介
センターのホームページ、情報誌「Con te」(年4回発行)、優れた協働事例を表彰する「ふくおか共助社会づくり表彰」を行う。
ホームページの情報充実のため、関係機関への働きかけ、連携を強化、幅広く情報収集を実施する。
- (2) ネットワークづくり、交流機会の創出
ホームページにおいて、登録団体がイベントや協働相手募集などの情報の発信や交換を行える場を提供。
- (3) 協働のコーディネート
NPO、企業、行政等の多様な主体による協働を仲介・促進する。
- (4) NPO・ボランティアと企業、行政との協働実践会議
有識者・企業・経済団体・NPO等で構成し、協働を進めるに当たっての具体的な課題等について意見交換を行い、各主体において協働に向けた自主的な行動を実践する。(平成22年7月20日設置)
- (5) その他(NPO団体への活動支援)
設立・認証相談から運営相談まで一貫して対応する相談窓口や活動スペース・機器提供による活動支援を行う。
会計・税務相談会等を開催し、NPOの活動基盤強化を図る。

【事業スキーム図】 多様な主体の参加により、NPO・ボランティア、企業、行政による協働を促進する。



3 事業目標等		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
① センター利用者数	目標	16,400人	17,200人	18,000人	7,500人	7,500人	7,500人	7,500人
	実績	7,503人	7,489人	6,799人	7,046人	5,848人		
② ホームページのアクセス件数 (ページビュー数)	目標	700,000件	700,000件	700,000件	700,000件	700,000件	700,000件	700,000件
	実績	602,942件	613,358件	612,967件	554,838件	497,186件		
③ NPO・ボランティアと県との 協働事業件数(総合計画)	目標	166件	177件	187件	197件	207件	217件	227件
	実績	167件	179件	187件	202件	207件		
④ NPO・ボランティアと市町村との 協働事業件数	目標	1,550件	1,600件	1,650件	1,700件	1,750件	1,800件	1,850件
	実績	1,551件	1,637件	1,715件	1,753件	1,748件		
⑤ 認定等NPO法人数	目標	20件	25件	30件	28件	31件	34件	37件
	実績	20件	24件	25件	26件	31件		

【指標の考え方】

- ・ ① : NPO法人数の増加の鈍化や利用者数の実績を鑑みて目標値を設定。
- ・ ② : H25実績値に基づき目標値を設定。
- ・ ③④ : センターによる協働コーディネート機能を評価する指標として、NPOと県・市町村との協働事業件数を設定。
- ・ ③ : H26実績値に基づき、H27以降は10件増の目標値(総合計画数値目標)を設定。
- ・ ④ : H26実績値に基づき、H27以降は50件増の目標値を設定。
- ・ ⑤ : H29実績値に基づき、H30以降は3件増(県・福岡市・北九州市で各1件増)の目標値を設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ ①② 目標未達成 : センターの利用者数及びホームページのアクセス件数(ページビュー数)は減っているが、県内公設NPO・ボランティアセンター連絡会(16市7町と県で構成)の開催や、研修の実施により市町センターの機能強化を図っている結果、NPO等の活動拠点により近い市町センターの利用が進んでいると考える。
- ・ ③④⑤ 目標達成

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPOと県・市町村との協働事業件数は着実に増加するなど、NPO・ボランティアセンターは、協働のコーディネートを担う拠点として機能している。また、設立・認証相談から運営・認定相談まで一貫した対応や活動スペースの提供等を通して、NPOの活動支援の拠点としても有効に機能している。 ・ 優れた協働事例等をこれまでに148件(H20~R1)表彰することで、NPO等の公益的活動の促進と社会的な信頼性の向上につながっている。 ・ 平成22年度に設置したNPO・ボランティアと企業、行政との協働実践会議において、各構成員の立場から協働の課題等について意見交換を行い、多様な主体による協働の活性化につなげている。
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口運営業務や専門相談等業務を受託したNPOが、その専門性を生かし、市町村のボランティア支援センターのスタッフを対象とした支援や、NPOの事業運営への適切かつ的確な助言を行っている。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	17,091	18,612	▲478	14,053	時間	10,892	8,799	8,362
(うち一般財源)	17,091	18,612	▲478	14,053	人件費(千円)	44,745	35,531	33,766

6 見直しの内容	<p>継続(拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了(完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)</p>
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化や人口減少、さらにはコロナ禍の中で貧困や格差の拡大が懸念される中、NPO・ボランティア、企業、行政が一体となって地域住民と知恵や力を出し合い、支え合う共助社会づくりが求められており、引き続き、こうした協働による取組みを促進していく必要がある。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、社会全体のデジタル化が浸透していく中、これまで来所対応を前提としてきた当センターの業務(NPO法に基づく諸手続や相談業務)について、オンラインによる相談業務や電子申請業務の拡充を図り、既定経費の見直しを行う。(▲1,523千円) ○ 平成17年度からNPO等の協働の取組みなど、共助社会づくりに向けた情報発信のため情報誌「Conte」を発行してきたが、県内の協働の取組みも順調に増加するなど、一定の成果が得られたことから、共助社会づくりを応援する情報誌としては事業を終了する(▲3,024千円)。 ○ NPO、企業、行政等の多様な主体による協働に向けて、休眠預金を活用した取組みを促進する。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者芸術文化活動推進事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 文化振興課		事業 開始年度	H29
総合 計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる	
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	1	障がいのある人の社会参加の促進	

1 事業のねらい・目的

- ・障がいのある方の文化・芸術に関する活動を広く県民に紹介・発表する。
- ・県民への障がいのある方及び障がい福祉に対する理解と認識を深める。
- ・県民に対し、障がいのある方が持っている多様な能力、才能に触れる機会を提供する。
- ・作品を制作している障がいのある方に対し、さらなる制作意欲の向上と社会参加を推進する。
- ・障がいのある方に対する理解を促進し、障がいのある人もない人も共に支えあって生きていく共生社会の実現を図る。

2 事業概要

1 「多様な人々によるアート普及イベント～なんだかよくわからないけど気になるアート～」の開催
著名障がい者アーティストによる講演と作品展示、障がい児者美術展受賞者によるトークセッションにより、同美術展をアピールする。

2 「ツナガルアートフェスティバル FUKUOKA 2020」の開催
障がい者による音楽、舞踊、ファッション等の複数の文化活動を県民に広く発信し、障がいのある人とない人が交流。
令和2年度は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて規模を拡大して開催予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により東京オリ・パラが延期となったため、令和元年度と同様の規模・内容で開催。
※1月13日に国が発出した緊急事態宣言の対象地域となったことにより、中止。

3 文化団体、NPOなどが実施する障がい者文化活動振興のための助成
以下の要件のうち、複数の要件を満たす事業に対し、助成を行う。
①これまで未参加だった障がい者に対して文化芸術活動へ参加する機会を提供するなど、文化芸術活動へ参画する障がい者の増加を図る事業
②創作した作品について障がいのある作者自らが解説する展示会、様々な文化芸術分野の作品や活動が一度に鑑賞できる文化祭の開催等、活動の成果を多くの人に発表し、障がいに対する理解を促進する機会を提供する事業
③障がいのある人とない人がともに取り組む文化芸術活動の実施、活動を支えるボランティアの養成など、事業を継続して実施するための環境を整備する事業

【事業スキーム図】

```

graph LR
    A[県] -- 負担金 1, 2 --> B[ふくおか県民文化祭福岡県実行委員会]
    A -- 補助金 3 --> C[文化施設、大学、文化団体、NPO 等]
  
```

3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2
障がい児者美術展 観覧者数 及び 作品展示数	目標	—	7,000人 535点	7,000人 535点	7,000人 535点
	実績	6,361人 486点	7,466人 423点	7,844人 410点	5,294人 760点

【指標の考え方】
H29年度に実施した際の数値を基準に、観覧者数及び作品展示数の10%増を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
観覧者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて減少した。
作品展示数は、募集期間を十分に取るなどの工夫を行ったこと等により、大幅に増加した。
引き続き、募集の周知と展示会の広報に努める。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 障がいのある方の文化・芸術に関する活動を広く県民に紹介・発表する機会を提供できた。 障がいのある方が持っている多様な能力、才能に触れる機会を提供することができた。 作品を制作している障がいのある方に対し、さらなる制作意欲の向上と社会参加を推進することができた。 県民に対し、障がいのある方に対する理解を促進することができた。</p>
	<p>【事業の効率性】 関係課や関係団体と連携することで、効率よく事業の周知や出品作品の募集をすることができた。 多様な人々によるアート普及イベントに障がい児者美術展受賞者が出演することで、イベントと障がい児者美術展が連携し、双方のアピールにつながった。 文化団体やNPOが実施する障がい者文化活動振興活動を支援することにより、障がい者の参加機会の拡大や障がい者に対する理解促進をさらに進めることができた。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	5,509	11,545	▲3,274	—	時間	732	732	—
（うち一般財源）	3,729	6,163	▲2,027	—	人件費（千円）	3,008	2,956	—

6 見直しの内容	<p>継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小） <input checked="" type="radio"/> 終了 完了 <input checked="" type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）</p>
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・観覧者数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少したが、作品展示数は募集期間を延ばしたことで、目標値を達成した。 ・しかし、一般県民における障がい者福祉についての関心や理解をより深めていくためには、継続的に障がい者の文化芸術活動の推進に取り組んでいく必要がある。 ・障がいのある方の作品の発表機会として県が実施する「ふくおか県障がい児者美術展」をPRし、障がい者による文化活動を広く県民に発信するため、多様な人々によるアート普及イベントとツナガルアートフェスティバルの事業内容を見直し、両イベントを統合した新たなイベントを実施することとする。 ・また、文化団体やNPOが実施する障がい者文化活動振興のための助成については、今年度で終了。 ・今後は、文化の持つ力を通じて、障がい者の社会参加をはじめとする様々な社会問題を解決する事業への助成へ再構築することとした。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・ツナガルアートフェスティバルで実施してきた障がい者による音楽、ダンス、ファッション等のパフォーマンスの発表、著名人による講演に加えて、障がい児者美術展出品アーティストによるライブパフォーマンス等を実施し、障がい児者美術展の開催や障がい者による文化活動について県民に広く発信する。 ・また、来場者が障がい者アーティストと一緒に参加できるワークショップを実施することで、障がいのある人とない人が交流するイベントとする。 ・さらに、令和3年度は、延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、パラリンピックに因んだ映画の上映、障がい児者美術展受賞者等による東京オリ・パラをテーマにした作品の展示を実施し、世界へ本県の文化・芸術の魅力を発信する。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	文化の魅力発信事業 (新たなパートナーシップ構築のための文化芸術 団体等の文化プログラム実施への助成)		部課(室)	人づくり・県民生活部 文化振興課	事業 開始年度	R1
-----	---	--	-------	---------------------	------------	----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の 国際交流を実感できること	中項目	1	県民の文化活動を盛んにする
	小項目	2	大規模国際スポーツ大会等を契機とした文化 の振興	施策	1	文化の活力を活かした地域の魅力の創造・発信 と国際交流の推進

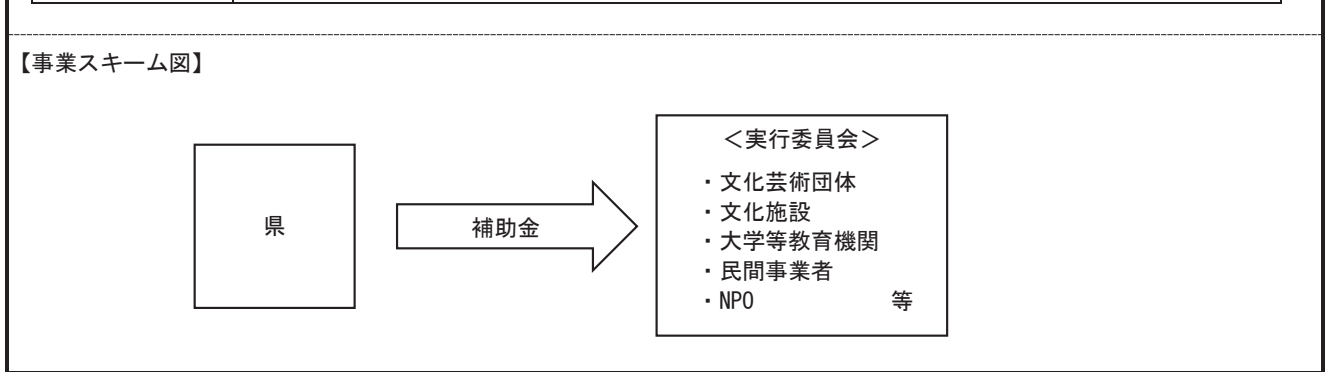
1 事業のねらい・目的

地域の人材やノウハウを持つ多様な主体とが連携して行う特色ある文化資源を活かした取組みを促進し、文化プログラムへの参加イベントの増加及び地域、文化施設、市町村の取組みの活性化を図る。

2 事業概要

- ・認証文化プログラム「beyond2020」への参加イベントを増やし、本県の文化レベルの向上を図る。
- ・人材不足やノウハウがないといった理由で、地域の文化芸術団体の活動、地域住民が参加する伝統行事など、特色ある地域の文化芸術の継承、発展、創造の取組みが減少する懸念があるため、人材やノウハウを持つ大学、NPO、民間事業者等が連携して行う地域の文化資源を活用した活動を支援し、地域活性化を図る。

助成対象者	文化芸術団体、文化施設、大学等教育機関、民間事業者、NPOなどが連携して、複数の団体で構成する 実行委員会
対象事業・要件	(7) (イ) (ウ) の要件を満たす事業であること。 (7) 地域の文化芸術の魅力を発信する次のいずれかに該当するものであること ① 地域に伝わる遺跡、歴史、行事等をもとに企画実施する地域の活性化を図る文化芸術事業 ② 地域外の外国人等が参加し、交流を図る文化芸術事業 (イ) 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組み、又は障がい者にとってのバリアーを取り除く取組みを実施する事業であること (ウ) 助成期間終了後も継続して実施することを目標とする事業
補助率等	・補助率1/2 (上限50万円) ・対象経費 …アドバイザー・講師・指導者等謝金、HP作成等多言語対応経費、会場・バス借上費、 バリアフリー改修費 など



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2
文化プログラム (beyond2020プログラム) の 認証件数	目標	50	220	240
	実績	318	528	調査中

【指標の考え方】

H30年のbeyond2020プログラム登録数196件 (H30年1月～11月) の毎年の10%増を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

文化プログラム (beyond2020プログラム) の認証件数は、R1年度の目標値を大きく上回った。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 単独の文化芸術団体が行う活動への助成ではなく、人材やノウハウを持つ大学、NPO、民間事業者等が連携して行う活動に対し助成を行ったことで、地域の文化資源を活用した文化芸術活動に参画する主体のすそ野を広げることができ、文化プログラムの認証件数も大きく増加した。
	【事業の効率性】 補助対象団体の活動期間を十分に確保するため、令和2年度は募集時期を前倒ししている。 令和元年度：R1.7.17～R1.8.16 令和2年度：R2.2.27～R2.3.31

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	2,994	4,000	—	時間	96	96	—
（うち一般財源）	1,497	2,000	—	人件費（千円）	395	388	—

6 見直しの内容	継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）		
【上記の理由】	令和元年度から、新たなパートナーシップ構築のため、地域内外の大学、NPO、民間事業者等と連携した文化芸術活動に対し、助成を行ってきた結果、beyond2020として認証された文化プログラムが増加する等、一定の成果が得られたため、事業を廃止する。		
【見直し内容】	特になし		

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	九州国立博物館運営事業 (ナイトミュージアム開催事業、クロスロード太宰府 推進事業、展示解説の充実等事業)	部課(室)	人づくり・県民生活部 文化振興課九州国立博物館室	事業 開始年度	H29
-----	---	-------	-----------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の 国際交流を実感できること	中項目	1	県民の文化活動を盛んにする
	小項目	1	文化の振興	施策	1	県民文化芸術活動の振興

1 事業のねらい・目的

- ①ナイトミュージアム開催事業
 - ・文化財の保存、展示を行う博物館を観光資源として活用することで、文化や経済を含む地域社会全体の活性化を図る。
- ②クロスロード太宰府推進事業
 - ・太宰府とその周辺における国内外にアピールできる文化資源を活用して、九州国立博物館を核とした多様な主体が連携し、外国人や障がいのある方、高齢者など多様な方々に地域に訪れていただけるよう、魅力発信や回遊性向上に取り組む。
- ③展示解説の充実等事業
 - ・外国人や障がいのある方、高齢者など多様な方々に配慮した展示解説を充実させるとともに、来館者に安全に観覧いただけるよう周辺設備の再整備を進めることで、来館者数の増加を目指す。

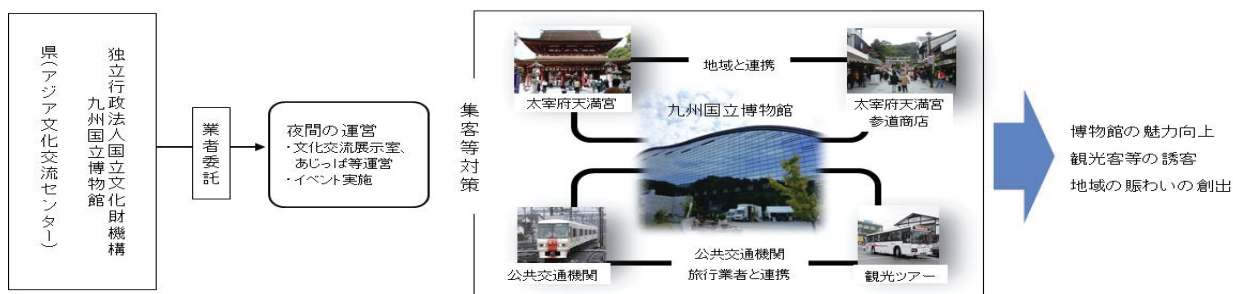
2 事業概要

- ①ナイトミュージアム開催事業

毎週、金曜日・土曜日に午後8時まで開館時間を延長し、4階の文化交流展示室、1階の体験型展示室「あじっば」、ミュージアムホール、エントランスホールの開場運営を行う（特別展は、主催企業と個別協議）。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、臨時休館（R2.2.27～R2.6.1）開始以降、夜間開館は実施していない。

【事業スキーム図】

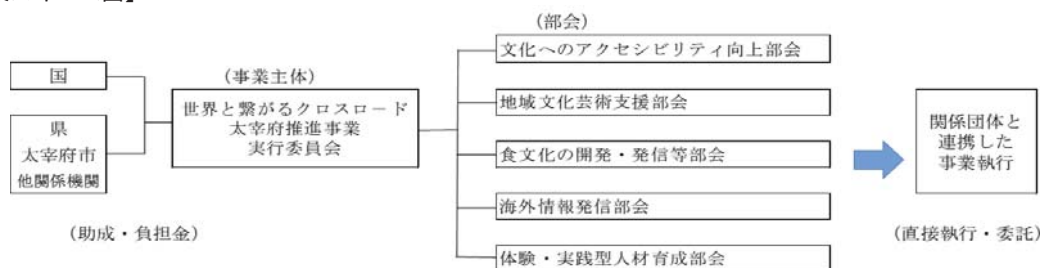


- ②クロスロード太宰府推進事業

文化庁「博物館クラスター形成支援事業」を活用し、九州国立博物館を核とした地域の活性化を促進する地域を形成し、関係機関等と連携して各種事業に取り組む。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、文化へのアクセシビリティ向上事業の一部(復元文化財「大宰之印」の展示解説ブックの製作)を除き、中止。

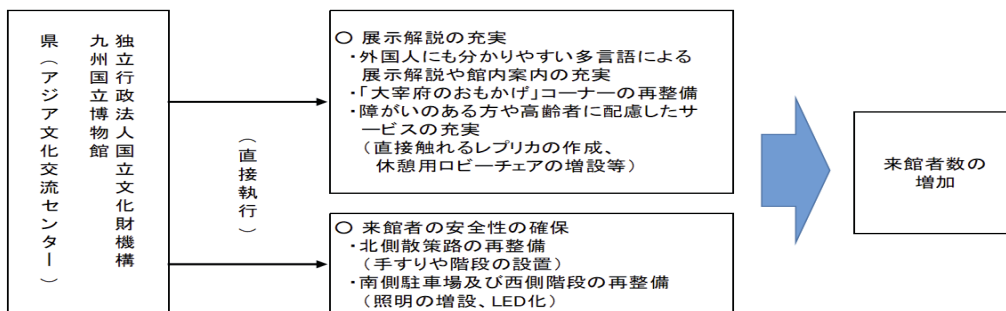
【事業スキーム図】



- ③展示解説の充実等事業

外国人向けの多言語展示解説、障がいのある方や高齢者に配慮したサービスの充実を図るなど展示の改善を行う。あわせて、来館者の安全確保のため、散策路や照明の再整備を行う。

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
文化交流展示入場者数	目標	—	432,949	432,949	432,949	432,949	432,949
	実績	393,590	350,848	349,114	348,563	(※) 49,446	
(※) R3年1月末時点							
【指標の考え方】							
<ul style="list-style-type: none"> 先行して夜間開館を実施した他の国立博物館（東京、京都、奈良）の夜間開館による入場者増は概ね10%であったことから、九州国立博物館においても、夜間開館実施前の平成28年度を基準として文化交流展示入場者数の10%増を目標とする。 							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
○R1年度目標達成状況							
未達成（目標達成率 約81%）							
○未達成の理由							
館全体の入館者数に大きな影響を与える特別展入場者数が基準年度である平成28年度に比べ大幅に減少したことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う臨時休館（R2. 2. 27～R2. 6. 1）の影響を受け、文化交流展示入場者数が目標に及ばなかった。							
※特別展入場者数 H28年度：528,878人 R1年度：325,714人（R1/H28：61.6%）							
文化交流展示入場者数 H28年度：393,590人 R1年度：348,563人（R1/H28：88.6%）							

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<p>①ナイトミュージアム開催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> R1年度の夜間開館日の文化交流展示入場者数（1日あたりの平均入場者数）は、通常開館日に比べ約23%増加していることから、九州国立博物館の夜間開館は一定の成果を上げている。 ※文化交流展示入場者数（1日あたりの平均入場者数） ①夜間開館日：1,431人 ②通常開館日：1,160人 …夜間開館日の入場者数：123.4%（①/②） <p>②クロスロード太宰府推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年秋に開催される地域イベント「太宰府 古都の光」と連携し、文化交流展示と関連したイベントを開催し、文化交流展示への誘客を促進及び地域の回遊性の向上に効果があった。 ※イベント開催日における夜間の文化交流展示入場者数 H30：319人 R1：487人 <p>③展示解説の充実等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> R2年度事業開始のため、R1年度実績なし
	【事業の効率性】
	<p>① ナイトミュージアム開催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、国、関係機関等が連携し、広報活動を行うことにより夜間開館を効率よく周知するとともに、様々な夜間イベントの実施により誘客を図った。 <p>②クロスロード太宰府推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> かつて大宰府の公印として用いられた「大宰之印」を復元し、館内展示だけでなく、地域イベントや他の文化施設等への貸出しなど、中長期的かつ幅広い場面で活用を検討している。 <p>③展示解説の充実等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> R2年度事業開始のため、R1年度実績なし

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	21,426	35,668	30,050	時間	1,611	2,728	964
（うち一般財源）	21,426	27,450	26,250	人件費（千円）	6,618	11,016	3,893

6 見直しの内容	
継続	拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止
	一部改善 縮小
【上記の理由】	
①ナイトミュージアム開催事業	
<ul style="list-style-type: none"> 九州国立博物館の夜間開館にあわせ、県・国と地元関係者で「太宰府ナイトエリア創出委員会」を設置し、地域一体となって観光客等の誘客や地域の魅力拡大に努めている。本事業を実施することで、九州国立博物館の魅力向上、地域の賑わい創出に引き続き取り組んでいくため。 	
②クロスロード太宰府推進事業	
<ul style="list-style-type: none"> R1年10月に策定した「楽しかあ！！九博プラン」の実現に向け、地域と一体となり、その魅力の発信に取り組んでいく必要があるため。 	
③展示解説の充実等事業	
<ul style="list-style-type: none"> 国内外の観光客を取り込みながら来館者数を増加させるためにも、誰もが分かりやすい展示解説の充実及び老朽化した一部設備の再整備が必要のため。 	
【見直し内容】	
①ナイトミュージアム開催事業	
<ul style="list-style-type: none"> 今後も、文化交流展示や夜間イベントの更なる充実を図るとともに、交通機関や旅行代理店への働きかけにより国内外からの集客を図り来館者の増加に努める。 	
②クロスロード太宰府推進事業（△2,266千円）	
<ul style="list-style-type: none"> R3年度以降も、地域の関係機関と引き続き連携しながら、より効果的な誘客の促進、来館者の利便性向上に努める。 	
③展示解説の充実等事業（△3,352千円）	
<ul style="list-style-type: none"> 多言語によるガイドアプリの導入等により外国人観光客を取り込むとともに、引き続き外構の再整備を行い、来館者が安心して安全に観覧できる環境の整備に努める。 	

事業名	世界文化遺産保存・活用事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 文化振興課世界遺産室	事業 開始年度	H21
総合 計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	1	県民の文化活動を盛んにする
	小項目	1	文化の振興	施策	2	世界遺産等の文化資源の保存・活用及び継承

1 事業のねらい・目的

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」を人類共通の宝として適切に保存し未来へ継承していく。

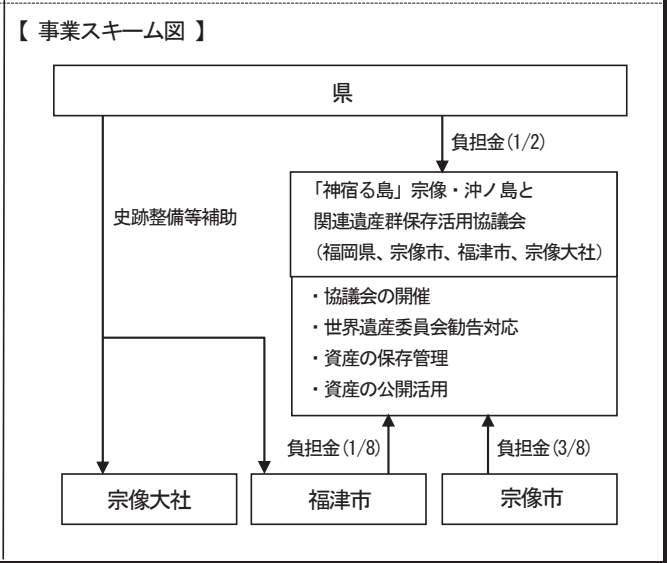
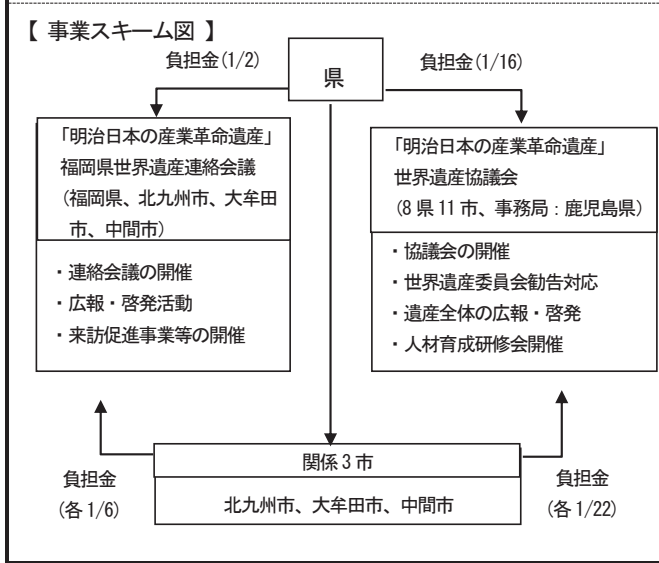
2 事業概要

【明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業】

- 「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会 (8県11市/事務局：鹿児島県)
 - ・協議会の開催
 - ・世界遺産委員会からの勧告への対応
 - ・普及啓発グッズの作成、国内外へ向けた情報発信等
 - ・資産の価値を伝える人材育成及び保全管理に係る人材育成
 - ・内閣官房、文化庁、専門家等との協議・調整
- 「明治日本の産業革命遺産」福岡県世界遺産連絡会議 (福岡県、北九州市、大牟田市、中間市/事務局：県)
 - ・県内構成資産の保全・活用に係る全体方針、政策決定、総合調整等の連絡会議の開催
 - ・世界遺産登録5周年記念事業の開催
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部イベントを中止、延期、見直し
 - ・県内資産のパンフレット作成等の広報・啓発
 - ・八幡・三池関連資料巡回展等の開催
- 県直接執行
 - ・「明治日本」スタンプラリーの開催
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベント中止
 - ・三池港閘門操作室歴史調査・発信事業
 - ・三池港における臨時駐車場等の整備
 - ・三池港情報発信
 - ・史跡整備等の補助

【「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群】

- 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会 (福岡県、宗像市、福津市、宗像大社)
 - ・保存活用協議会の開催
 - ・資産の保存活用に係る全体方針、政策決定、総合調整
 - ・専門家会議の開催
 - ・資産の保存活用に係る専門的知見からの検討
 - ・包括的保存管理計画改定
 - ・海の日を契機とした遺産群周遊イベントの開催
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベント中止
 - ・首都圏における遺産群PR実施
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベント中止
 - ・次年度開催に向けて、映像コンテンツのみ制作
 - ・ガイダンス施設を起点とした来訪促進のための展示会の開催及び展示物の制作
 - ・旅客船運航体制の整備
 - ・パネル展の開催
 - ・守り伝える活動の普及啓発
 - ・近隣港への啓発リーフレット配布
 - ・調査研究
 - ・沖ノ島奉納品等の整理、交流・航海・祭祀に関する調査研究
 - ・広報・啓発の実施
- 県直接執行
 - ・史跡整備等の補助



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
海の道むなかた館への来訪者数 「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」	目標	-	187,000	187,000	-	-
	実績	181,692	155,135	139,497	-	-
海の道むなかた館来訪者の「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群への理解度	目標	-	-	80%	80%	80%
	実績	-	77%	81%	88%	-
シンポジウム等参加者 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」	目標	700	800	800	800	800
	実績	1,035	1,322	1,059	調査中	-

(単位：人)

【指標の考え方】

- ・ (明治日本) 世界遺産登録後の遺産の保存・活用にあたっては、遺産及び周辺地域の保存管理や環境整備、地域振興等関係機関や地元住民の協力が必要不可欠である。そこで、遺産の保存・景観維持についての意識醸成を図るため、広報・啓発イベント等の参加者数を指標とし、事業創設当初 (H21年度) の県内世界遺産における実績値を踏まえ成果目標を設定とする。
- ・ (沖ノ島) 福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略におけるKPI (目標値：R1年度187,000人) として設定している本遺産群のガイダンス施設である海の道むなかた館の入館者数を成果指標とする。なお、世界遺産とは、将来にわたって適切に保存管理するとともに、正しく価値を理解することが重要であるため、令和2年度以降は「海の道むなかた館への来訪者数」ではなく、「海の道むなかた館来訪者の「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群への理解度」という定性的な成果を指標とする (来訪者アンケートで「わかった」「ややわかった」と答えた人の割合が8割となることを目標とする)。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ (明治日本) 目標達成。
- ・ (沖ノ島) 海の道むなかた館来訪者の「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群への理解度については、目標達成。その一方で、海の道むなかた館への来訪者数については、来訪者の増加に向けて、間断なく新たな取組みを行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴うイベント中止や県民に対する外出自粛要請等も影響し、目標未達となった。

4 有効性・効率性

- 【事業の有効性】
 - ・ 世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」 (平成27年7月登録) 及び『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群 (平成29年7月) の保存活用に向けて、世界遺産としての価値、構成資産について、参加者や来訪者の理解を深めることができた。
- 【事業の効率性】
 - ・ 福岡県だけの取組みではなく、関係自治体・団体との調整、学術面での整理検討、文化庁、内閣官房との連絡調整や広報活動等、保存活用に向けた協議会を設置し、総合的・効率的に事業を実施している。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R2 6月補正	R2 9月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	45,709	64,412	▲1,324	▲10,451	11,964	62,784	時間	17,360	17,360	17,360
(うち一般財源)	36,816	37,923	▲1,264	▲4,052	11,964	57,765	人件費(千円)	71,315	70,100	70,100

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 今後も世界遺産として次世代へ継承していくために、資産を適切に保存管理するとともに、保存活用に向けた県民の理解促進、国内外に向けた遺産群の情報発信のための広報啓発活動等を引き続き実施していく必要がある。

【見直し内容】

- ・ (明治) 史跡整備補助 (大牟田市への補助金) の拡充 (+10,350千円)
産業遺産周遊ツアー等コロナ禍における新たな来訪施策の実施 (+918千円)
世界遺産登録5周年事業の終了による減 (▲2,867千円)
- ・ (沖ノ島) 文化観光拠点施設 (海の道むなかた館等) を中核とした本遺産群による地域活性化事業の実施 (+3,790千円)
新原・奴山古墳群 (30号墳) の保存管理に係る補助金の減 (▲2,168千円)
専門家会議の再編成に伴う事業費の減 (▲3,131千円)
- ・ (共通) イベントの開催及び県広報媒体 (テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等) の積極的な活用により、効果的な理解促進に取り組む。
今後も、国や構成自治体、関係企業、地域住民とより一層連携を図りながら、資産の保全、広報・啓発、来訪者対応について取組みを進める。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	地域における女性の活躍推進事業 (女性の仕事と暮らしの応援事業)	部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課	事業 開始年度	R1
-----	-------------------------------------	-------	-------------------------	------------	----

総合計画	10の事項	4	女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1	女性が活躍する社会をつくる
	小項目	1	働く場における女性の活躍促進	施策	7	女性の就業支援

1 事業のねらい・目的

- 不本意な理由で非正規となっている雇用者は、不安定な雇用や低賃金で働き続けることへの不安を抱えており、加齢とともに自身の健康や親の介護など様々な悩みも加わるが、利用できる行政の支援は少なく、支援の情報が届きにくい現状がある。
- こうした生きづらさを抱えた女性が、働き続ける意欲を高め、安定した雇用につながるよう支援していく必要がある。
- 講座を受講することにより、正規雇用への転換や仕事に対する意欲向上を図り、女性がいきいきと活躍でき、安心して暮らせる社会を目指す。

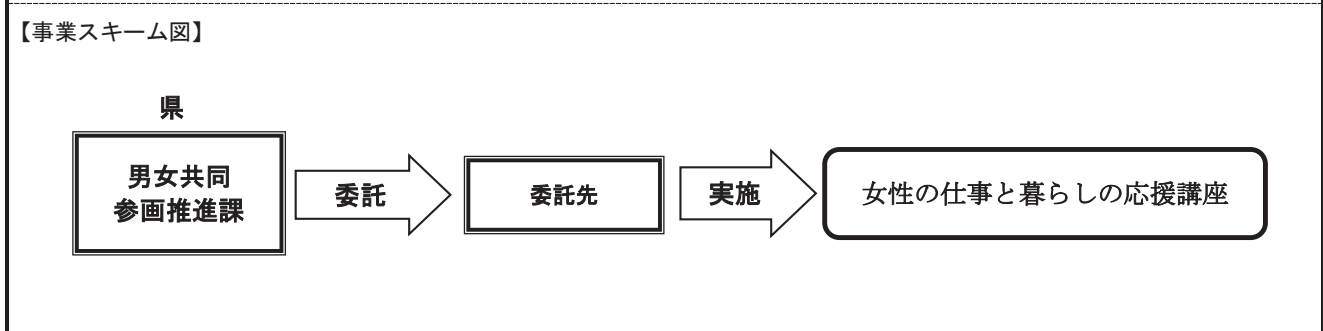
2 事業概要

1 女性の仕事と暮らしの応援講座

(1) 対象
仕事や生活に不安や悩みを抱える女性(原則として非正規で働く未婚女性)。各講座 20名。

(2) 内容

- 抱えている不安を解消し、これからのライフプランを考える講座を実施。
仕事に活かせるスキルを学ぶとともに交流の場を提供。
〔講座内容〕
・働く人の権利や利用できる制度の紹介 ・ライフプラン、マネープラン
・親の介護との向き合い方 等
- 県内2か所で各4回の連続講座を実施。合計8講座。
- 各講座で年代別就職支援センターを紹介し、転職希望者を支援。
- 男女共同参画センターあすばる、民間支援団体等とも連携して広報等に努める。



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3
仕事や生活に対する不安が軽減した者の割合	目標	-	80%	80%	80%
	実績	-	75%	調査中	
正規雇用に向けての活動を始めた者の割合	目標	-	50%	50%	50%
	実績	-	25%	調査中	

【指標の考え方】

- ・講座の受講前と受講後にアンケートを実施し、仕事や生活に対する不安が軽減した人の割合が80%を目指す。
- ・講座を受講した者の中で正規雇用を希望する者について、アンケート調査を実施し、正規雇用に向けての活動を始めた人の割合が50%を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により、非正規労働者全体の雇用状況が悪化したため、目標の達成が困難であったもの。ただし、この状況下においても、一部の受講生が正規雇用に向けて活動を始めており、実際に正社員として働き始めるなど、講座に一定の成果がみられる。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 講座の受講生が企業の面接を受け、正社員として雇用されるなど、不安の軽減を達成し、その先の正規雇用への転換活動を促進しているため、講座事業の実施は有効。</p>
	<p>【事業の効率性】 市町村や関係団体、就職支援センター等と連携することで、効率よく事業の周知や参加者の募集などを実施。 また、アンケート調査の実施により、受講生のその後の活動やニーズを把握し、受講生に対する綿密な支援や次年度の講座内容・運営に係る質の向上に努めている。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	2,756	3,273	-	時間	540	540	-
（うち一般財源）	2,756	1,637	-	人件費（千円）	2,219	2,181	-

6 見直しの内容	
<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p>（ 終了 ） 完了 （ 再構築 ）（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>	
【上記の理由】	<p>新雇用開発課において、子育て女性就職支援センターと連携を図りつつ、正規雇用を目指すうえで必要となる専門的な知識やスキルを身に着け、非正規雇用で働く女性の正規雇用への転換を促進する事業へ再構築する。</p>
【見直し内容】	<p>新雇用開発課の事業において再構築。</p>

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	男女共同参画センター運営事業 (「あすばる」相談事業の充実事業)		部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課	事業 開始年度	R1
総合計画	10の事項	4	女性がいいきと働き活躍できること	中項目	1	女性が活躍する社会をつくる
	小項目	3	男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	施策	1	意識改革のための啓発推進

1 事業のねらい・目的

県では、家族や対人関係に悩み、心の健康の問題、DV・ストーカー問題など様々な女性の悩みに対応するため「福岡県あすばる女性ホットライン」を設置しているが、より多くの人からの相談に応じるため、事業の拡充を行う。

- 様々な不安や悩みを抱える人が、安心して相談できる体制を整備する。
- 相談から必要な支援につなげることにより、誰もがいきいきと活躍でき、安全・安心に暮らせる社会を目指す。

2 事業概要

(1) インターネット相談の新設

○若い人や、電話や対面でのコミュニケーションが苦手な人、困難な人などが相談しやすいよう、インターネットでの相談を実施。インターネット相談に対応できる相談員を配置するために、専門研修を実施。

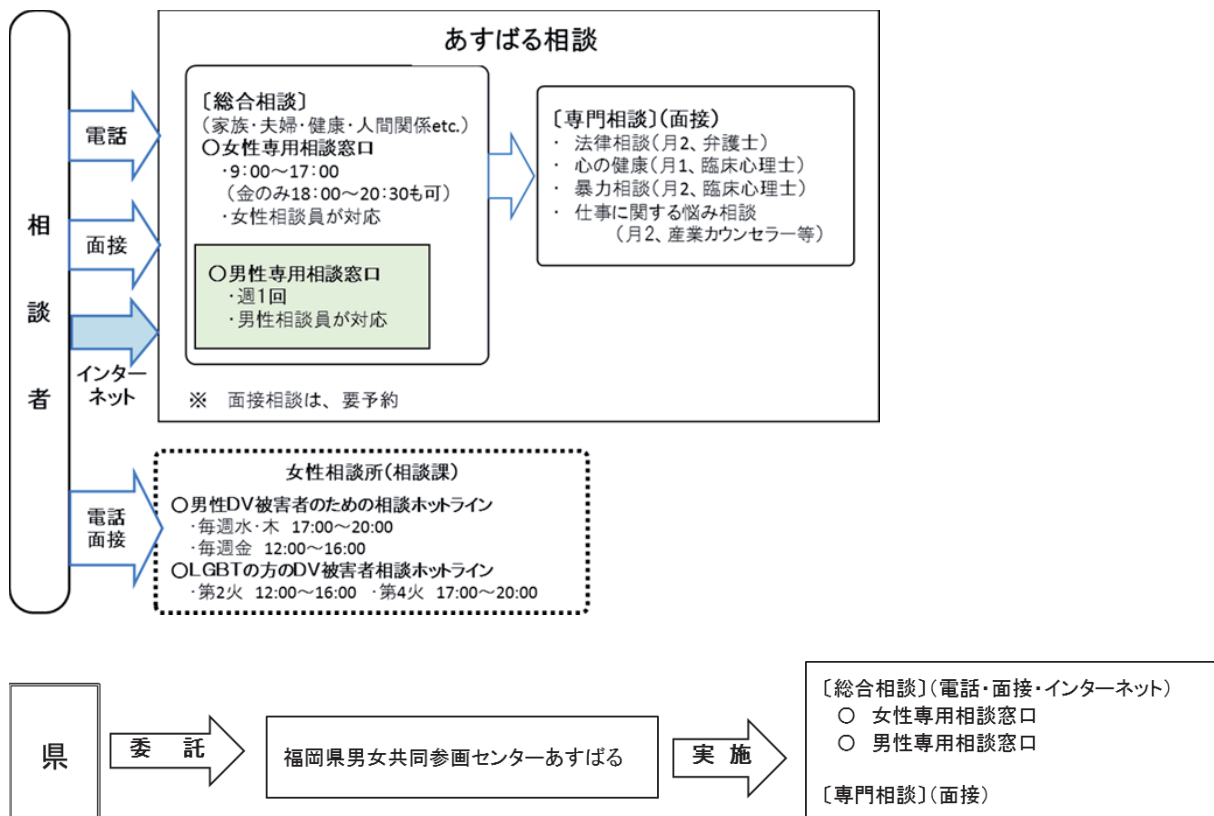
(2) 男性相談ホットライン(～ひとりで悩んでいませんか?～)の新設

- 悩みや問題を抱えた男性が相談しやすいよう、男性相談員による男性専用の相談窓口を設置。(週1回、臨床心理士等を配置)
- 女性同様必要に応じて、専門相談もしくは他の相談窓口を紹介。

(3) 専門相談の充実

○これまでの法律、健康、暴力に加えて、仕事の悩み・不安(職場の人間関係、キャリア開発、WLB等)に対応できる専門相談員を配置。(月2回、1日4時間、産業カウンセラー等を1人配置)

【事業スキーム図】



3 事業目標等									
成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数	目標	—	—	—	—	—	4,390	4,490	4,590
	実績	2,423	4,064	4,289	4,530	4,293	4,818	調査中	
<p>【指標の考え方】</p> <p>目標設定の根拠：H27～H30の4年間で約60件／年増加している。</p> <p>男性相談、インターネット相談等を開設することにより、年間100件の増加を見込む。</p> <p>相談支援事業を通しての、女性の抱える「困難」の軽減や男性の抱える「生きづらさ」の軽減を図るため、あすばる相談全体としての相談件数を指標とする。</p>									
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <p>令和元年度は、10月1日から電話相談や専門相談の拡充、メール相談の新設を行い、相談件数は目標件数を大きく上回り、順調に推移している。</p>									

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】	相談事業を通して、女性の抱える「困難」の軽減や男性の抱える「生きづらさ」の軽減につながっており、本事業は有効。また、メール相談を新設するなど、様々な不安や悩みを抱える人が、安心して相談できる体制が整備できている。
	【事業の効率性】	相談対応を行うにあたっては、女性相談所等各関係機関と連携することで適切かつ効率的な相談対応を行っている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	24,798※	3,525	5,582	時間	95	95	95
（うち一般財源）	24,798※	3,525	5,582	人件費（千円）	391	384	384

※相談支援事業全体の金額で、この金額の中に「あすばる」相談事業の充実事業の決算額が含まれる。

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続	（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）
<input type="checkbox"/> 終了	（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <p>相談件数は増加傾向にある中、今後も女性がいきいきと働き活躍できる社会の実現に向けて、一人でも多くの不安や悩みを解消するため、本事業を継続して実施する必要がある。</p>	
<p>【見直し内容】</p> <p>件数が増加しているメール相談に適切に対応するため、相談体制の充実を図る。（+2,057千円）</p>	

事業名	配偶者からの暴力防止対策強化事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課	事業 開始年度	H15
-----	------------------	-------	-------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	4	女性がいいきと働き活躍できること	中項目	2	社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える
	小項目	2	配偶者や交際相手からの暴力等の根絶	施策	1	配偶者や交際相手からの暴力防止対策の推進

1 事業のねらい・目的

(1) 配偶者暴力相談支援センターを中心にDV被害者に対する相談体制を充実させる。
 (2) 広報啓発活動や各種研修や会議を通してDVの正しい知識、相談窓口等の情報について、広く県民の周知を図る。
 (3) 男性やLGBTなど多様なDV被害者に対応できる相談体制を整備し、DV被害の早期発見と重大な被害を未然に防止する。

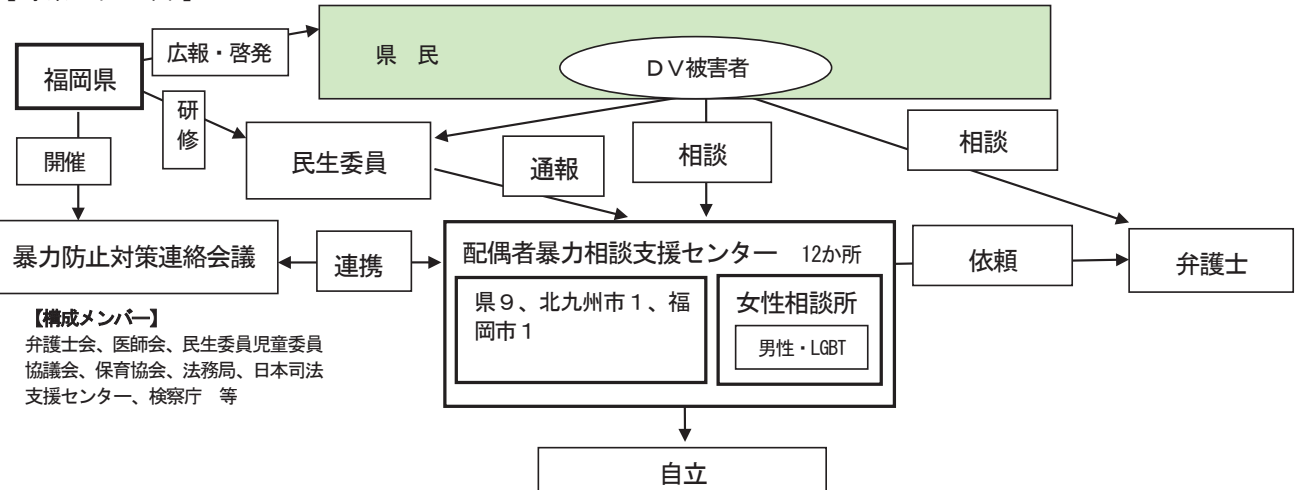
2 事業概要

(1) 広報啓発
 ア 県民に対する広報啓発の実施
 街頭啓発の実施や啓発リーフレットの配布により、広く県民にDVについての理解を進める。

(2) 相談
 ア DV相談電話の設置
 配偶者暴力相談支援センター(10か所)に相談電話を設置。
 イ 相談員やDV被害者支援に関わる職員に対する研修の実施
 ①相談員向け
 新任者研修、婦人保護事業研修、スーパービジョン研修、組織強化研修、相談員等訪問支援
 ②市町村や民間団体などDV被害者支援に関わる職員向け研修
 ウ 女性相談所電話相談員の配置
 平日夜間及び土日祝日(年末年始を除く)の電話相談に対応するため、非常勤の電話相談員を配置する。
 エ 男性・LGBT専用相談窓口の設置
 男性やLGBTの被害者専用の相談窓口を設置し、ホテルを活用した緊急時の一時保護やその後の自立支援を行う。

(3) 連携、自立
 ア DV被害者に対する弁護士による法律相談の実施
 保護命令、離婚、子どもの親権等の法的な問題について弁護士相談を実施する。
 イ 配偶者からの暴力防止対策(地域)連絡会議の開催
 目的: DV被害者の支援体制強化のため、関係機関同士の連携を図る。
 内容: 情報交換、連携のあり方、今後の施策に関する協議等
 構成メンバー: 弁護士会、医師会、民生委員児童委員協議会、保育協会、法務局、日本司法支援センター、検察庁 等

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
相談窓口周知度	目標	60%	→	→	→	→	80%	→	→
	実績	66.7%	→	→	→	→	74.7%		
デートDVに対する認知度	目標		→	→	→	→	70%	→	→
	実績	35.4%	→	→	→	→	33.8%		
DV相談窓口設置市町村数 (総合計画)	目標		→	→	→	→	→	→	60団体
	実績	47団体	47団体	49団体	59団体	59団体	60団体	調査中	

【指標の考え方】

- ・ DV防止のためには、被害の早期発見や被害者を早い段階で相談につなぐことが重要であるため、「相談窓口周知度」(※)を事業の成果指標とする。また、将来の被害・加害を未然に防止し被害の根絶につなげるため、交際相手からのDV(デートDV)についての正しい理解をすすめることが重要であることから、デートDVに対する認知度(※)も成果指標とする。 ※5年に1度の調査
- ・ また、相談しやすい体制を強化するためには、住民に身近な相談窓口を整備することが必要であることから、DV相談窓口設置市町村数についても併せて成果指標とする。
- ・ 目標値は平成26年度に県が実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」で、平成20年度29%(内閣府調査)の倍の60%を目指した結果、実績は66.7%と目標を達成したところ。
- ・ 平成27年度以降はさらなる周知を目指し、令和元年度に実施する同調査で、男性への周知度も含め、80%とする。
- ・ DV相談窓口設置市町村数については令和3年度までに全市町村の設置を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○DV相談窓口設置市町村数については、順調に推移しており、今後も、住民に身近な市町村で質の高い相談が受けられるよう、市町村のDV相談窓口の運営体制維持を支援していく。

○令和元年度に実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」の結果は以下のとおり。

- ・ DV(配偶者からの暴力)について相談できる窓口があることを知っているか
 「知っている」・・・74.7%(全体)、79.7%(女性)、68.8%(男性)
 「知らない」・・・20.3%(全体)、16.9%(女性)、24.8%(男性)
 「無回答」・・・4.9%(全体)、3.9%(女性)、6.4%(男性)
 平成26年度調査に比べて認知度が上昇したものの、男性の認知度が低いことから、目標には到達していない。
- ・ デートDVに対する認知度
 「言葉も、その内容も知っている」・・・33.8%(全体)、37.0%(女性)、29.8%(男性)
 年齢別〔18～29歳〕 62.7%(女性)、30.3%(男性)
 「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」・・・27.6%(全体)、25.8%(女性)、29.9%(男性)
 「言葉があることを知らなかった」・・・32.6%(全体)、31.7%(女性)、33.7%(男性)
 デートDV防止に関する啓発は若年層を中心に行っており、若年女性の認知度は高くなってきている。しかし、男性の認知度は依然として低い傾向となっており、目標には到達していない。

4
有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ 啓発リーフレット、新聞、ポスター掲示、ステッカーなど様々な媒体を活用し、広く県民へDV防止啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図ることにより、DV被害の早期発見につなげている。
- ・ 24時まで相談を受け付けることにより、昼間電話をかけられない状況にいる被害者などより多くの県民の相談に対応できている。
- ・ 住民に身近な民生委員へDVの知識を普及させることにより、DV被害の早期発見につなげている。
- ・ 研修による相談員の資質向上により、被害者が安心して相談できる環境が整備された。
- ・ 弁護士による法律相談の実施により、離婚や親権などの問題を抱えた被害者を法的に支援することで、被害者の問題解決と自立につながっている。
- ・ 男性、LGBT専用相談窓口の開設(平成28年度)によって、多様な被害者が相談しやすい環境が整った。

【事業の効率性】

- ・ 相談手法など専門的ノウハウのある人材を電話相談員(非常勤嘱託職員)として24時まで配置することにより、専門性の確保や県民サービスの向上、人件費削減に効果があった。
- ・ DV防止啓発に関して、県広報紙、無料のラジオ広報番組等、無料の広報媒体を活用することにより、効率的な広報を実施できた。
- ・ 被害者を様々な側面から支援する関係機関との連携を推進することにより、速やかな支援策の決定、関係支援機関への引き継ぎが実施できた。
- ・ 男性やLGBTの被害者が相談しやすいよう男性の臨床心理士(非常勤嘱託職員)を相談員として配置することにより、専門性の確保や県民サービスの向上に効果があった。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	12,952	15,353	14,287	時間	4,553	4,553	4,553
(うち一般財源)	10,967	13,479	12,415	人件費(千円)	18,704	18,386	18,386

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ DVの未然防止や被害の早期発見、自立支援のためには、広報啓発や配偶者暴力相談支援センターの充実、男性・LGBT専用の相談窓口、法律相談などの事業を継続実施する必要がある。
- ・ 性的少数者(LGBT)や男性のDV被害など相談内容が複雑化する中、相談対応スキルの向上を図るため、相談員向け研修の充実が必要。
- ・ 福祉施策やDV被害者支援制度の多様化に伴い、関係機関が拡大しており、円滑な連携を進めるため、ネットワークの強化が必要。

【見直し内容】

- ・ DV対策をめぐる社会情勢の変化に迅速に対応すべく相談員向け研修の内容を随時見直し、相談員のさらなる資質向上に取り組む。
- ・ 相談窓口の周知やDVの理解を進めるため、広報啓発の実施内容について、WEB広告を活用するなどより効果的かつ効率的なものとなるよう工夫を行う。
- ・ 配偶者からの暴力防止対策連絡会議構成メンバーによる連携の効果発揮のため、日頃の協力関係の維持に努める。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	若年層における交際相手からの暴力防止対策事業 (中学生・高校生に向けたDV防止啓発事業)	部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課	事業 開始年度	H30
-----	---	-------	-------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	4	女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	2	社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える
	小項目	2	配偶者や交際相手からの暴力等の根絶	施策	1	配偶者や交際相手からの暴力防止対策の推進

1 事業のねらい・目的

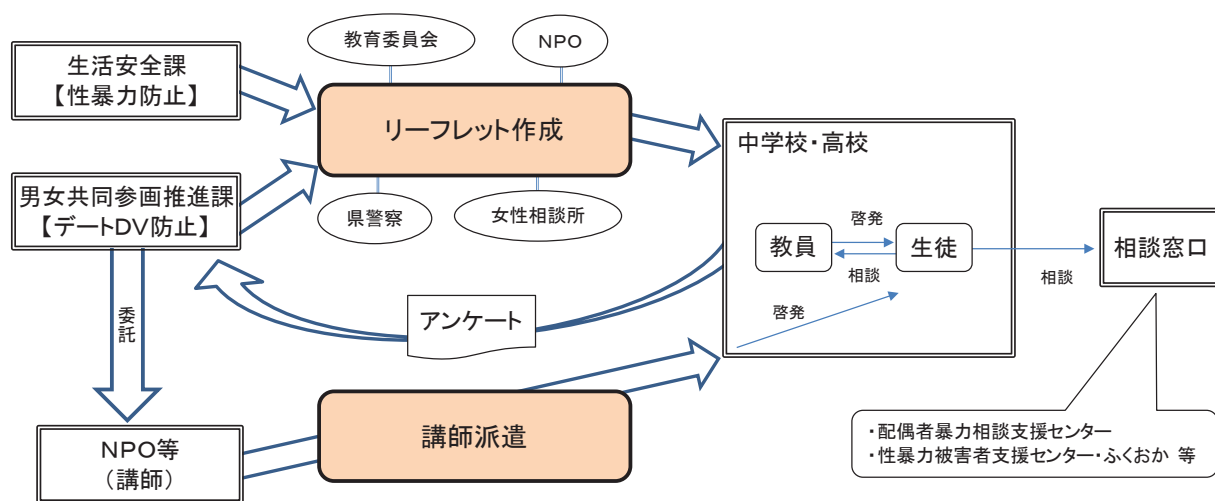
○中学生・高校生に対し、交際相手からの暴力に関する正しい理解をすすめ、重大な被害に発展する前に予防する。
 ○学校現場における生徒の被害・加害を早期に発見して、日常的な相談対応を図り、学校現場だけでは解決が困難なケースを、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につなぐ。

2 事業概要

(1) リーフレット作成
 中学生・高校生に対し、交際相手からの暴力及び性暴力に関する啓発用リーフレットを作成・配付
 ○記載内容：交際相手からの暴力や性暴力に関する現状、対策、事例、相談窓口等
 ○配付対象：中学1年生、高校1年生
 ○作成部数：中学生向け55,000部、高校生向け50,000部
 ○活用方法：生徒自身が読んで理解できる内容とする。学校の授業や講演会等でも教材として活用

(2) 講師派遣
 デートDVや性暴力について詳しく講義できる専門知識を持つNPO等の講師を、希望がある学校へ派遣
 ○派遣学校数：60校
 ○実施方法：NPO等に委託

【事業スキーム図】



3 事業目標等																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">交際相手からの暴力に関する相談件数</td> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>278件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>126件</td> <td>120件</td> <td>121件</td> <td>126件</td> <td>調査中</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">講師派遣学校数</td> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>60校</td> <td>70校</td> <td>80校</td> <td>30校</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>27校</td> <td>46校</td> <td>調査中</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">派遣講師による講話に対する理解度</td> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>90%</td> <td>90%</td> <td>90%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>97.2%</td> <td>97.3%</td> <td>調査中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交際相手からの暴力に関する相談件数を成果指標とし、近年の実績（120件前後）の概ね倍の相談件数を目標とする。 ・ 講師派遣によって啓発を行った学校数を成果指標とし、H28年2月実施のデートDVに関する調査において講師派遣を望む回答があった高校数（58校）を目安に目標を設定、以降校数を拡大した。また、R3年度からは事業の有効性・効率性を高めるため、性暴力対策アドバイザー派遣事業（生活安全課）にデートDV防止を加える等の連携を図ることから、目標を見直し、過去の実施状況を鑑みて30校とする。 ・ 派遣講師による講話に対する生徒や教師の理解度を成果指標とし、受講者の理解度90%以上を目標に、効果的かつ効率的な講義を実施する。 <p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレットの配布及び講師派遣により、デートDVについての理解や相談窓口の周知は進んでいると思われるが、相談件数は120件程度で推移している。若年女性は自ら悩みを抱え込み公的な支援を求めない傾向が強いことが、相談窓口につながらない要因の一つとして考えられる。 ・ 令和元年度は講師派遣学校数70校を目標に、前年度から学校への周知を行うなど、学校での授業時間の確保ができるよう工夫した。年度末に新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったことや授業時間の確保が難しいこともあり、目標には到達しなかったものの、前年度を上回る46件実施することができた。 ・ 講話の理解度は、目標を達成した。 	成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3	交際相手からの暴力に関する相談件数	目標			→	→	→	278件	実績	126件	120件	121件	126件	調査中		講師派遣学校数	目標	—	—	60校	70校	80校	30校	実績	—	—	27校	46校	調査中		派遣講師による講話に対する理解度	目標	—	—	90%	90%	90%	90%	実績	—	—	97.2%	97.3%	調査中	
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3																																															
交際相手からの暴力に関する相談件数	目標			→	→	→	278件																																															
	実績	126件	120件	121件	126件	調査中																																																
講師派遣学校数	目標	—	—	60校	70校	80校	30校																																															
	実績	—	—	27校	46校	調査中																																																
派遣講師による講話に対する理解度	目標	—	—	90%	90%	90%	90%																																															
	実績	—	—	97.2%	97.3%	調査中																																																
4 有効性・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 啓発用リーフレット及び講師派遣による講義を通じて、中学生・高校生に対し、交際相手からの暴力等に関する正しい理解を進めることができた。 ○ 配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関を周知することができた。 <p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中学生・高校生に対し、正しい理解をすすめることで、将来の被害・加害を未然に防止することができ、被害の根絶につながっている。 ○ NPOの専門性を活かし、生徒及び教師に効果的かつ効率的にデートDVの啓発を実施することができた。 																																																					

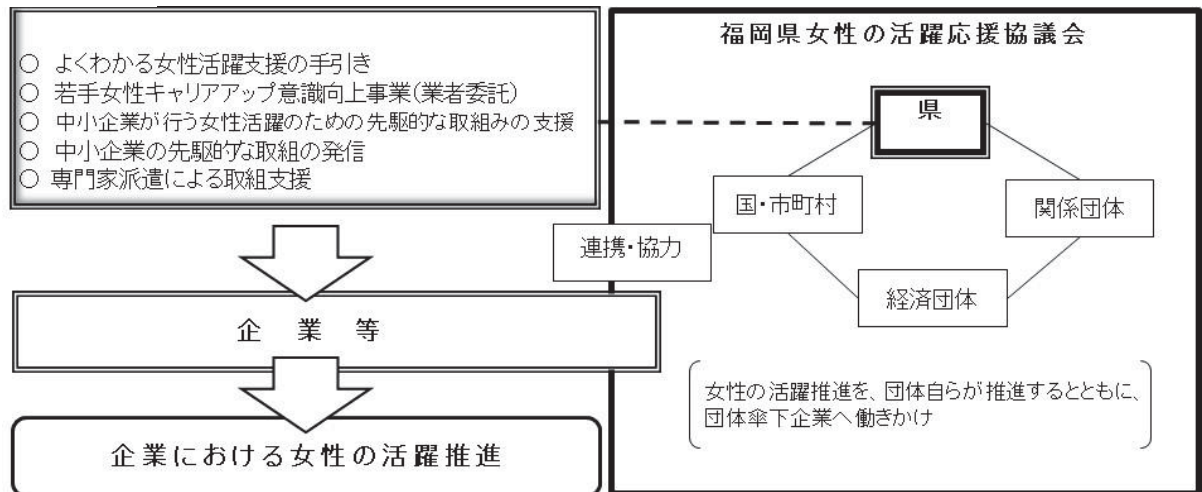
5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	3,619	4,795	▲1,002	3,443	時間	2,742	2,742	2,742
（うち一般財源）	3,619	4,795	▲1,002	3,443	人件費（千円）	11,265	11,073	11,073

6 見直しの内容
<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害の根絶、将来の被害・加害を未然に防止するためには、若年層のうちから交際相手からの暴力に関する正しい理解をすすめることが重要であり、毎年、継続的に中学生・高校生に対する事業を実施する必要がある。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校への派遣後、講師や学校側に効果等のヒアリングを行い、理解度向上に資する有効的な内容に改善していく。 また、性暴力対策アドバイザー派遣事業と連携して行うことにより、デートDV防止の強化及び経費を節減する。（△1,352千円）

事業名	企業における女性の活躍推進事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課女性活躍推進室	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	4	女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1	女性が活躍する社会をつくる
	小項目	1	働く場における女性の活躍促進	施策	5	企業等における女性の登用推進

1 事業のねらい・目的	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月、女性活躍推進法が全面施行され、女性の活躍を強化・加速化する必要がある。 福岡県女性の活躍応援協議会における実効性ある取組みの推進及び女性の活躍に向けた県内の気運の醸成を図る。 経済団体や業界団体と連携して、個々の企業等における取組みが着実に実施されるよう支援を行う。
2 事業概要	<p>1 福岡県女性の活躍応援協議会の運営 (平成28年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> H28年6月、県、行政、経済団体、業界団体など多様な主体が一体となり、本県の働く場における女性の活躍を促進するため、女性活躍推進法23条に基づく「協議会」を設置。H29年2月、「福岡の女性の活躍行動宣言」を採択し、構成団体ごとに具体的な取組目標を設定、女性の活躍を支援する取組みを進める。 構成：福岡県、福岡労働局、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県経営者協会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会、福岡県中小企業家同友会、福岡県中小企業経営者協会連合会、福岡県農業協同組合中央会、日本労働組合総連合会福岡県連合会 所掌事項：女性の活躍に関する情報共有に関すること、女性の活躍に関する取組みの協議及び推進に関すること、その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること <p>2 よくわかる女性の活躍支援の手引作成・配布 (平成28年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> H28年度、女性を生かす取組みを推進する上で企業に必要な情報を一括集約した手引書を作成。中小企業を中心に配布 <p>3 若手女性キャリアアップ意識向上事業 (平成29年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任やチームリーダーへの登用を企業が期待する中で、キャリアアップを躊躇する女性従業員の意識を高める講座を開催 <p>4 中小企業が行う女性活躍のための先駆的な取組みの支援 (平成29年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済団体又は業界団体が、業界や分野固有のテーマごとに行う女性活躍推進の取組みを支援 <p>5 中小企業の女性の活躍に関する取組みの発信 (平成29年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進に取り組む企業の参考とするため、先駆的な取組みを行う県内企業の取組内容等をホームページで積極的に紹介する「女性の活躍推進ポータルサイト」を運営 <p>6 専門家派遣による企業等の女性活躍推進に係る取組支援 (平成30年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の規模・課題に応じた診断・助言を行う社会保険労務士や中小企業診断士を派遣することで、個別企業等の課題を分析し、目標設定や取組実施の方法等を支援。R2年度において、女性活躍推進に係るセミナーについては、新型コロナウイルスの影響により中止。(R2.6月補正、1,039千円減額)

【業務スキーム図】



3 事業目標等		H29	H30	R1	R2	R3	R4
成果指標							
事業所管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	目標		→	→	→	→	23%
	実績	17.3%	—	—	—	—	調査実施
女性の活躍推進ポータルサイトにおける企業の取組事例掲載件数	目標	—	54件	74件	94件	104件	
	実績	34件	46件	59件	63件※		
専門家派遣が「役立つものであった」とする企業の割合	目標	—	80%	80%	80%	80%	
	実績	—	88%	100%	調査中		

※令和2年10月16日時点

【指標の考え方】

(1) 県内企業における女性活躍推進が事業目的であることから、県内事業所に占める管理職登用率を数値目標とし、R4の目標値については、H24からH29の倍程度の上昇を目指し23%としている。
 ※福岡県雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査が廃止になったことに伴い、総務省「就業構造基本調査」を用いる。（5年に1回の調査）

(2) 企業における女性の活躍推進の取組みへの状況と支援の効果を年次で測るため、女性の活躍推進ポータルサイトにおける企業の取組事例掲載件数及び専門家派遣による支援（指導・助言）が「役立つものであった」とする企業の割合を、H30年度から指標として加えている。成果指標「女性の活躍推進ポータルサイトにおける企業の取組事例掲載」については、年間20社掲載を目標としていたが、新型コロナウイルスの影響により取材の受入企業が縮小しているため、年間10社の掲載目標とする。「専門家派遣が「役立つものであった」とする企業の割合」については、継続して80%以上が「役立つものである」ことを目標としている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 女性の活躍推進ポータルサイトにおける企業の取組事例掲載件数については、目標未達となったが、引き続き、企業の取組みを促進していくとともに、取組みを進めた企業に対して事例掲載に向けたアプローチを行っていく。
- 専門家派遣が「役立つものであった」とする企業の割合については、H30年度から引き続きR1年度も目標を達成した。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 福岡県女性の活躍応援協議会において「福岡の女性活躍行動宣言」に基づき、各構成団体自らが取組目標を設定したこと、また、手引書の配布、女性人材の育成、経済団体や業界団体、企業への取組支援、そして、これらの取組みや各企業での取組事例を発信することで、女性の活躍に向けた県内の気運の醸成や加速化、企業の個々の着実な取組みに繋がっている。
	【事業の効率性】 ・福岡県女性の活躍応援協議会を通じて、各構成団体から傘下企業へ事業を周知することが可能となっている。 ・ポータルサイトを構築したことで、女性活躍推進に取り組む企業の情報を集約・発信することができている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	10,640	12,339	▲1,039	11,581	時間	6,267	6,267	6,267
（うち一般財源）	6,391	7,926	▲520	7,558	人件費（千円）	25,745	25,307	25,307

6 見直しの内容
<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>
【上記の理由】 ・女性がいきいきと働き活躍する社会を実現するため、経済団体や業界団体等と連携し、女性の活躍の強化・加速化への気運の向上や企業の取組支援を継続して取り組むことが必要。
【見直し内容】 ・事業の充実に向けて、女性の活躍応援協議会の構成団体や有識者の意見を踏まえ、改善していく。

事業名	性犯罪防止対策事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課		事業 開始年度	H28
総合 計画	10の事項	4 9	中項目	2 2	社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える 犯罪や事故のない社会をつくる		
	小項目	2 1		施策	2 2	性犯罪抑止対策の推進 性犯罪抑止対策の推進 (再掲)	

1 事業のねらい・目的

○ 「性暴力根絶の意識」の高揚や性犯罪をはじめとする性暴力の加害者を生まない諸対策により、県民が安心して安全に暮らせる地域社会の実現を目指す。

2 事業概要

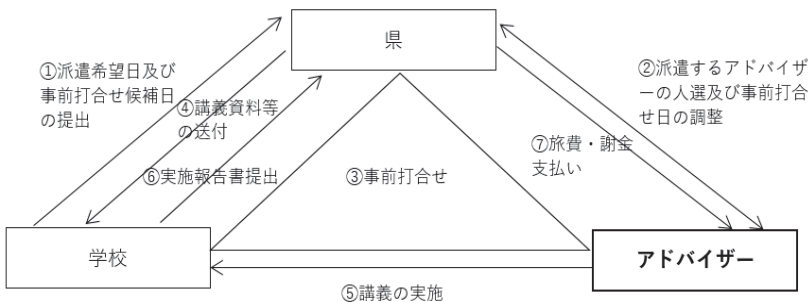
1 性暴力対策アドバイザー派遣事業
 (1) アドバイザー派遣
 ・ 児童・生徒等に対し、発達段階に応じた性暴力根絶及び被害者支援に関する総合的な教育を行うアドバイザー派遣制度を創設
 ・ 小・中・高・特別支援学校 (約30校) にアドバイザーを派遣
 (2) アドバイザー養成・研修
 ・ 県臨床心理士会等から推薦された心理職等に対し、アドバイザー養成講座及びスキルアップ研修を実施

2 性暴力加害者相談窓口の設置
 住所等届出制度の運用をはじめ、カウンセリングや生活相談により、加害者の再犯防止及び社会復帰を支援
 ・ 加害者相談窓口専門相談員を配置 (精神保健福祉士: 1名)
 ・ 再犯リスクに応じた支援 (再犯防止専門プログラム、専門医療機関の紹介等) を実施

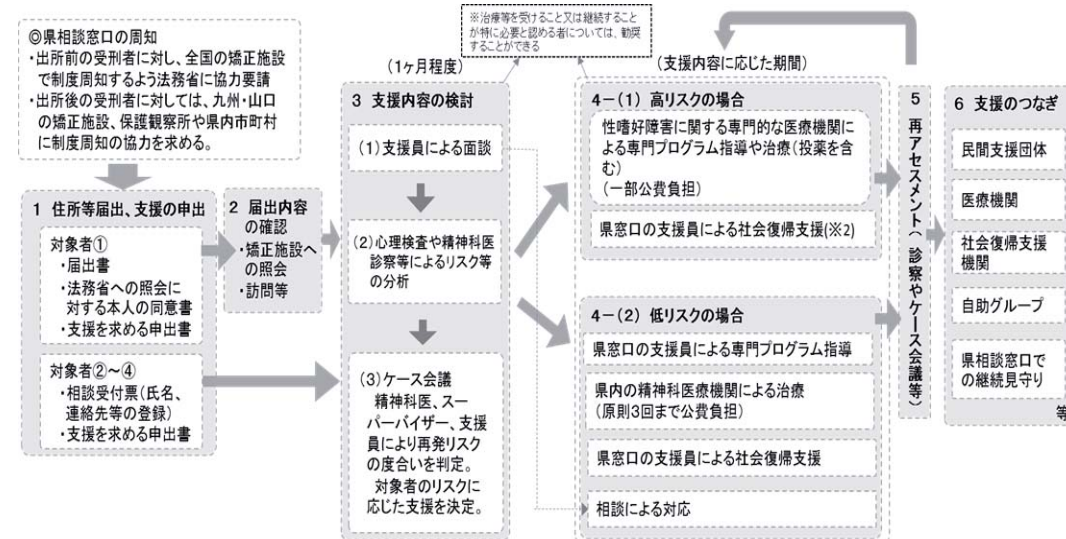
3 「協議・検討の場」の設置
 条例に基づき、指針等の策定や性暴力対策について協議・検討を行うため、関係機関及び有識者による性暴力対策会議を設置。

【事業スキーム図】

○アドバイザー派遣



○加害者相談窓口



3 事業目標等							
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	総合計画目標(R3)
性犯罪認知件数	目標	—	前年比マイナス	前年比マイナス	前年比マイナス	前年比マイナス	380以下
	実績	435	411	381	321	228	
【指標の考え方】							
・本事業の目的は、性犯罪をはじめとする性暴力の根絶であることから、性犯罪認知件数の減少を目指す。							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
・目標達成。							

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力対策アドバイザーの派遣により、児童・生徒の発達段階に応じた性暴力の根絶及び被害者の支援に関する総合的な教育を実施している。 ・性暴力加害者相談窓口において、加害者の再犯防止及び社会復帰を支援し、被害者も加害者も出さないための社会づくりに取り組んでいる。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力対策アドバイザー派遣事業については、効率的な事業実施のため、R3年度まで先行実施校において効果検証を行うこととしている。 ・性暴力加害者対策については、住所等届出、再犯防止及び社会復帰支援を窓口で一元的に実施し、効率的な事業運営を図っている。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	5,396	40,646	57,471	時間	1,817	1,817	1,817
(うち一般財源)	5,396	40,632	57,451	人件費(千円)	7,465	7,338	7,338

6 見直しの内容							
継続	(拡充	改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの)	一部改善	縮小)			
終了	(完了	再構築 (他の事業に組み替え)	廃止)				
【上記の理由】							
<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力対策アドバイザーについては、派遣回数を増やすとともに、事業の効率的な運営のため、県にコーディネーターを配置。 ・性暴力根絶に向けた社会の気運を醸成するため、児童・生徒、県民、事業者向けの広報啓発を強化。 							
【見直し内容】							
<ul style="list-style-type: none"> ・学校や事業所等への性暴力対策アドバイザー派遣 (+15,927千円) ・性暴力根絶のための広報啓発 (+8,133千円) 							

事業名	地域防犯活動活性化支援事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H17
-----	---------------	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	3	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

1 事業のねらい・目的

地域における防犯、安全・安心まちづくりに係る各種活動の定着、活性化及び拡大を図ることにより、県民が安心して暮らすことができる安全な地域社会づくりを推進する。

2 事業概要

事業名	事業主体	事業の説明
① 安全・安心まちづくり県民の集い (H19～)	県	○ 県内全域の地域防犯活動団体が一堂に集う意見交換会として「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」を開催し、これに併せて「ながら防犯」の広報・啓発を行う。また、「デジタル防犯マップ作成支援システム」簡易版を作成し、防犯団体の情報共有や効率的な防犯活動の推進に努める。
② 防犯リーダー養成講座 (H17～)	県	○ 地域で防犯活動を牽引するリーダーや地域の見守りの担い手を育成するため、活動のノウハウ等を提供する講座(2日間)を4回開催する。 【対象者】地域防犯活動団体のリーダー、地域防犯活動を始めようとする方 【講師】地域防犯活動団体のリーダー、学識経験者など
③ 防犯活動団体の活動開始支援 (H18～)	地域防犯活動団体	○ 新たな防犯活動の開始に必要な資機材等に係る経費を助成する。 【助成額等】10万円を上限に助成(R2年度:31団体)
④ 防犯対策カメラ設置支援 (H28～)	県	○ 既存の性犯罪対策を目的とした「性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業補助金」を再構築し、犯罪多発地区を補助対象とする。 【補助対象】市町村 【対象経費】防犯カメラの新規設置に必要な経費
⑤ 安全・安心まちづくりアドバイザー登録・派遣事業 (H20～)	県	○ 先駆的な取組みをしている地域防犯活動団体のリーダーや防犯の専門家等をアドバイザーに委嘱し、地域からの要請に基づき派遣する。 【派遣先】推進協議会、防犯団体、自治会等 【内容】新たな活動手法や団体立上げ等のノウハウを提供するなど協議会及び団体の育成や活動の活性化を図る。 【アドバイザー】防犯リーダー、防犯設備士、まちづくり活動の専門家のうち、先駆的活動や指導的立場で他の団体の指導や講演を行っている人に委嘱。(R2年度:21名)
⑥ 地域防犯活動団体のネット上の交流広場づくり (H20～)	県	○ 地域防犯活動団体間のネットワークを構築し、その活動を活性化するため、インターネット上に交流広場「あんあんネットふくおか」を開設する。 【コンテンツ】団体の紹介、団体相互の情報交換のための掲示板、情報発信・情報提供のためのメール配信システム等

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	総合計画目標(R3)
地域防犯活動団体の構成員数（総合計画）	目標	—	183,128	184,295	185,462	186,629	188,000
	実績	180,984	183,091	183,799	189,304	集計中	
【指標の考え方】 地域防犯活動団体の構成員数とする。							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 令和元年度における地域防犯団体の構成員数は、目標到達。 (理由) 地域防犯団体は、構成員の高齢化や固定化、担い手不足といった課題を抱えており、全国で団体の構成員数が減少している。本県では、地域見守りの担い手である「ながら防犯」の実践を県民に広く呼びかけることで目標に達成した。							

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施により地域住民の安全・安心まちづくりに対する意識、気運が高まっている。 〔防犯リーダー養成講座の参加者数 H17:102人(年1回) → R1:135人(年2回) H17~R1:延べ3,023人(計35回)〕 地域防犯活動団体の活動開始支援については、新たに防犯活動を開始する団体に対し県が資機材等の経費を補助することにより、その活性化に寄与している。 〔補助団体数 H18:21団体 → R2年度:31団体 H18~R2:延べ719団体〕 県内で発生した刑法犯認知件数は、毎年減少しており、地域、行政、警察及び学校が連携した地域防犯活動が安全で安心して暮らせる地域社会づくりに寄与している。 〔刑法犯認知件数 H17:約10万7千件 → R1:約3万5千件〕
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> インターネット及び市町村の窓口を通じた広報のほか、県主催行事の参加者や「女性と子どもの安全みまもり企業」の被登録企業へのパンフレットの配付等により、効率的な事業の周知とともに防犯に関する意識の向上、啓発等を図った。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	10,534	21,819	21,357	時間	6,100	6,100	6,100
(うち一般財源)	10,534	21,819	21,357	人件費(千円)	25,059	24,632	24,632

6 見直し内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小)	
<input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> 地域防犯活動団体の活動の定着により、本県における刑法犯認知件数はピーク期(平成14年、約16万8千件)の4分の1以下(令和元年、約3万5千件)まで減少しているが、都道府県での順位は依然として全国第8位(令和元年)の高い水準にあること。 地域によって地域防犯活動の状況に濃淡があること、活動の連携が十分でないこと、リーダー人材やノウハウ等が不足している団体が多いこと等の課題があるため、本事業を継続して実施する必要があること。 地域防犯活動は経済学的な意味での公共財であり、ボランティアのいわば手弁当による活動のみに依存した場合には社会的な過小供給が生じ得るので、公共団体が継続的に支援することが望ましいこと。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> 学生防犯ボランティア育成体験講座を防犯リーダー養成講座内で実施することにより事業費を削減(▲475千円) 防犯対策カメラ設置支援事業は、これまでの街頭犯罪対策を目的とした防犯カメラ設置補助から、将来的なAIを活用した最新の防犯システム導入を見据えたネットワーク接続や庁舎管理ができる防犯カメラ設置支援事業に置き換える(増減なし)。 	

事業名	犯罪被害者支援事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H20
総合 計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	8	治安を確保するための基盤の充実・強化

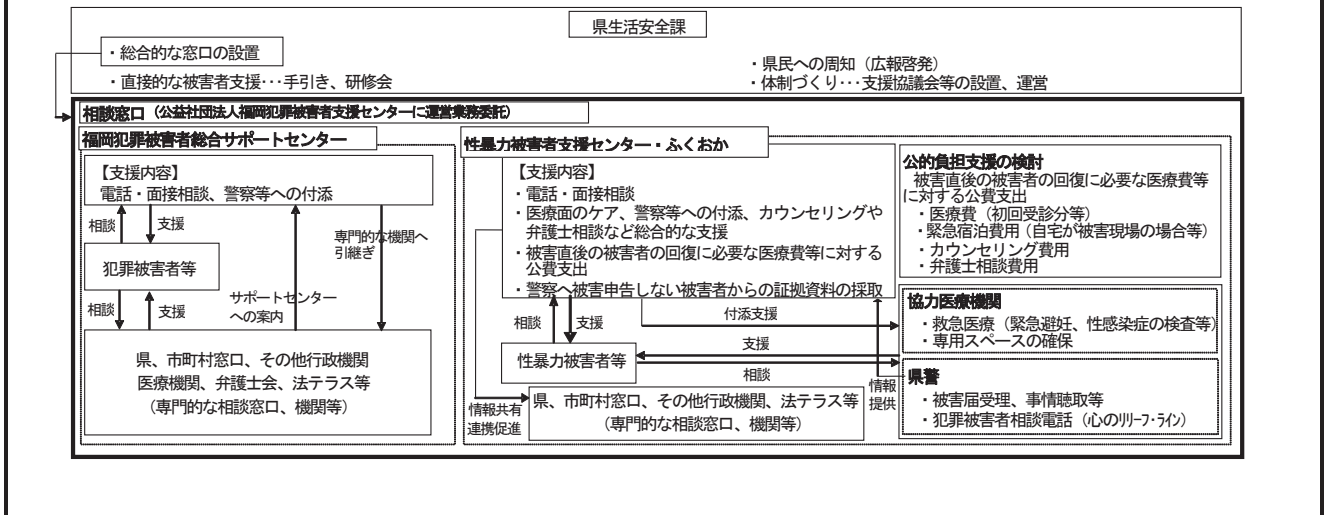
1 事業のねらい・目的

- 犯罪等の被害を受けた本人とその家族及び遺族(犯罪被害者等)が抱える福祉、雇用、住宅など様々な問題に対する総合相談窓口を開設することにより、犯罪被害者等への支援を行う。
- 性暴力被害者に重点化した支援体制を構築し、被害者の早期回復に向けた支援を推進する。

2 事業概要

- 1 犯罪被害者支援
- (1) 犯罪被害者等に対する支援を総合的に行う窓口(福岡犯罪被害者総合サポートセンター)の運営
 - ・犯罪被害者等からの相談に応じる。
 - ・行政の支援窓口(生活保護や公営住宅など)や専門的な支援機関(DV被害に対する支援など)を紹介。
 - ・面接相談により、特に精神・心理面の問題の解消を図る。
 - ・裁判所や警察署、病院などへの付添い支援などにより、不安感などの解消を図る。
 - (2) 関係機関・団体との連携の強化
福岡県犯罪被害者支援協議会(外部の支援機関を含む)及び福岡県犯罪被害者等対策会議(庁内会議)を開催。行政、警察、検察庁、法テラス、弁護士会、民間支援団体等の関係機関が連携し、被害者に対する支援を実施。
 - (3) 行政をはじめとする支援に携わる職員に対する研修の実施
犯罪被害者等への適切な対応能力の向上、被害者の心情理解、二次被害の防止などを図る。
 - (4) 県民に対する啓発の実施
ホームページなどを通じ、犯罪被害者等に対する支援の必要性などの啓発を図る。
- 2 性犯罪被害者支援
- (1) 性暴力被害者に対する「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の運営
 - ・電話相談(女性相談員が対応)。必要に応じて本人との面接を実施。
 - ・医療面のケア、警察等への付添、カウンセリングや弁護士相談など総合的な支援を実施。
 - ・被害直後の被害者の回復に必要な医療費等に対する公費支出。
 - ・警察へ被害申告しない被害者からの証拠資料の採取。
 - (2) センター相談員に対する研修の実施
男性や児童への相談対応等を円滑に実施できるよう相談知識やスキルの向上を図る。
 - (3) 若年被害者への相談体制の強化
 - ・子どもの被害に対応するため、プレイセラピールームの設置及び心理専門職を配置。
 - ※プレイセラピー:遊びを通して感情や葛藤を表現し、情緒的な安定を図る心理療法

【事業スキーム図】



3 事業目標等		被害者等に対する支援の推進					
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
犯罪被害者相談件数 ※R2. 12月末現在	目標	500	500	500	500	500	500
	実績	417	498	817	787	473※	
性暴力被害者相談件数 ※R2. 12月末現在	目標	550	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240
	実績	1,403	2,705	2,556	2,759	3,736※	
【指標の考え方】							
○ 犯罪被害者相談件数							
・ 福岡犯罪被害者総合サポートセンター（以下、「総合サポートセンター」という。）への相談件数を指標として設定する。							
・ 相談件数実績を基に目標相談件数を700件とする。							
・ H27以降は、性犯罪相談の減少率を0.3とし、500件とする。（H24性犯罪相談件数割合（127件/460件=27.6%））							
○ 性暴力被害者相談件数							
・ 性暴力被害者支援センター・ふくおか（以下、「性暴力被害者支援センター」という。）への相談件数を指標として設定する。							
・ 総合サポートセンターにおけるH23性犯罪の相談件数実績を基に、目標相談件数を300件とする。（H25は、7月末開設のため200件とする。）							
・ H27は、総合サポートセンターの性犯罪相談件数減少数を加え、500件とする。							
・ H28は、性暴力被害者支援センターの24時間化に伴い、目標相談件数を550件とする。							
・ H29以降は、24時間化後の相談増加件数690件を加え、1,240件とする。 （98件（H28年4～7月の1月平均の相談件数）－41件（H26年度の1月平均の相談件数））×12か月＝684件 550件（H28目標）＋690件＝1,240件							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
○ 犯罪被害者相談件数							
・ 平成30年度以降は目標を達成。							
○ 性暴力被害者相談件数							
・ 性暴力被害者支援センター開設以降、継続して広報活動等を行っていること、また、相談時間を24時間化したことにより、相談件数が伸びたことから、平成30年度以降は目標を達成。							

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> 総合サポートセンター及び性暴力被害者支援センターにおいて、相談から付添い支援等までをワンストップで対応することで、様々な問題を抱える犯罪被害者等に対し、効果的な支援を実施している。 総合サポートセンター及び性暴力被害者支援センターの運営を、専門的なノウハウを持つ（公社）福岡犯罪被害者支援センターに委託することで、犯罪被害者等にとって効果の高い支援となっている。 （公社）福岡犯罪被害者支援センターは、福岡県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体であり、警察からの情報提供による早い段階での支援ができることで、支援を必要とする犯罪被害者等に対し、有効な支援を実施している。 行政をはじめとする支援に携わる職員を対象とした研修会や支援協議会等の開催により、犯罪被害者等に対する理解増進や関係機関の連携強化が図られている。 性暴力被害者支援センターでは、プレイセラピーの導入により、若年被害者に対する適切な支援を実施している。
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> 総合サポートセンター及び性暴力被害者支援センターの運営を（公社）福岡犯罪被害者支援センターに委託することにより、公益社団法人に在籍する各分野の専門家（臨床心理士、医師、社会福祉士、弁護士、大学教授等）が携わることになり、相談・支援業務の適正化・効率化や人件費の削減に繋がっている。また、相談員の確保や養成に係る事務が削減されている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	77,426	69,575	69,879	時間	3,600	3,600	3,600
（うち一般財源）	46,523	62,075	53,029	人件費（千円）	14,789	14,537	14,537

6 見直しの内容	
継続	（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
終了	（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】	
・ 犯罪被害者等支援計画（計画期間：R1～R3）の検証及び次期計画を策定し、犯罪被害者等支援施策を推進するため。	
【見直し内容】	
・ 犯罪被害者等支援計画の検証・策定（+1,295千円）	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	飲酒運転撲滅運動推進事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	道路交通の安全確保	施策	1	飲酒運転撲滅対策の推進

1 事業のねらい・目的

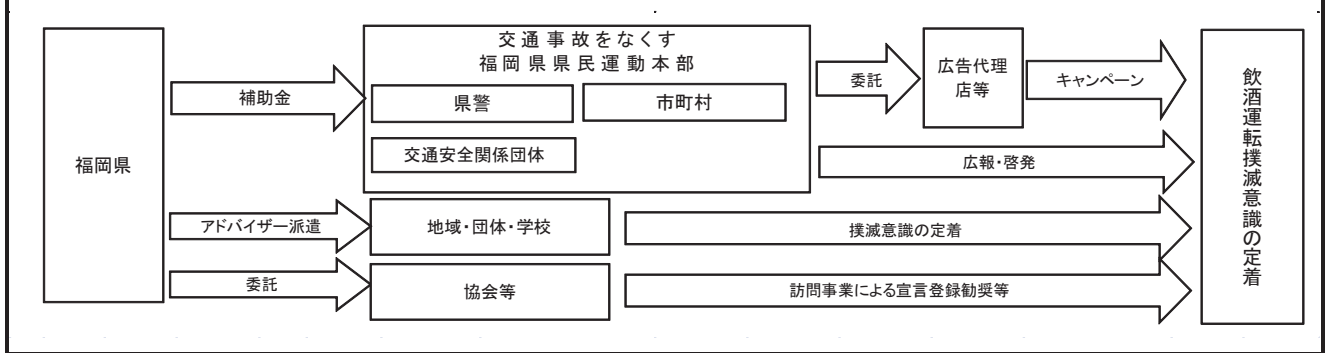
令和元年の飲酒運転事故件数は133件と、前年から11件の減少となった。また、全国順位はワースト5位と依然として高い水準であり、飲酒運転の撲滅は未だ道半ばである。飲酒運転撲滅のためには、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない。そして、見逃さない」という県民意識を定着させていくことが重要である。

また、6月議会において、更なる撲滅運動の強化と県民の意識改革を推進するため、飲酒運転撲滅条例が一部改正された。このため、飲酒運転を見つけた場合の通報義務をはじめとする県民の責務、飲食店や事業所の責務の周知、「飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店」の普及拡大など改正飲酒運転撲滅条例の内容を着実に執行していく必要がある。

2 事業概要

- 飲酒運転撲滅大会・キャンペーンの実施
 - ・海の中道事故から10年以上が経過し、痛ましい事故の記憶の風化が懸念される。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない。そして、見逃さない」という県民意識を確実に定着させるため、キャンペーンを実施するとともに、自動車学校等の協力を得て若者に対する啓発を推進していく。
- 事業所、飲食店及び酒類販売業者等に対する直接訪問活動
 - ・交通安全業務従事経験者(県警OB等)の持つノウハウを活用し、関係機関・団体の協力を得ながら、安全運転講習会等の機会の活用や直接訪問により、飲酒運転撲滅の啓発活動や「飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店」の制度周知と登録拡大を図る。
- 飲酒運転撲滅活動アドバイザーの派遣
 - ・飲酒運転撲滅に取り組む市町村、地域団体、学校等に飲酒運転事故の現状やアルコール問題に関する専門家をアドバイザーとして派遣し、講演による啓発を実施
- 常習飲酒運転者に対する相談窓口の運営
 - ・常習飲酒運転者の周囲の者や本人からの相談に応じるための相談窓口を設置し、専門家による電話、面接による相談対応、医療機関や団体等の紹介を行い、飲酒運転の防止を図る。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
飲酒運転事故件数（暦年値） （総合計画）	目標	180	→	→	120	→	→	→	110以下
	実績	153	156	158	126	144	133	111	
飲酒運転撲滅宣言企業の登録件数	目標	20,000	→	→	50,000	→	→	→	70,000
	実績	23,078	26,085	32,138	48,118	57,509	63,144	64,999（9月末）	
飲酒運転撲滅宣言の店の登録件数	目標	4,000	→	→	10,000	→	→	→	12,000
	実績	4,284	6,876	9,586	10,150	10,645	11,204	11,355（9月末）	

【指標の考え方】

- ・ 飲酒運転撲滅条例に基づく施策を推進し、飲酒運転事故件数のさらなる減少を図るため、一昨年度策定した第3次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画に定めた指標と同一とする。（飲酒運転事故件数は総合計画目標と同一の数値としている）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 改正条例及び第3次飲酒運転撲滅推進総合計画に基づき各種施策を着実に執行し、目標達成に向け全力で取り組む。
- ・ 令和元年の飲酒運転事故件数については、133件と対前年比でマイナス11件となった。また、令和2年の飲酒運転事故件数は111件と対前年比でマイナス22件となった。
- ・ 令和元年度の飲酒運転撲滅宣言企業の登録数は、63、144事業所で、飲酒運転撲滅宣言の店の登録数は11、204店となり、目標達成に向けて堅調に推移している。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】	・ 全国初の罰則付き飲酒運転撲滅条例の制定と、これに基づく様々な取組みにより、飲酒運転撲滅の意識が県全体に広がり、令和元年は対前年比でマイナスとなった。
	【事業の効率性】	・ 県、県警察、市町村、関係機関で構成する「交通事故をなくす福岡県県民運動本部」の構成員の各団体と密接に連携を取りながら、全县に及ぶ交通安全施策を効果的に推進している。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	37,931	35,696	36,030	時間	1,875	1,875	1,875
（うち一般財源）	37,931	35,696	36,030	人件費（千円）	7,703	7,572	7,572

6 見直しの内容	継続（ <input type="checkbox"/> 拡充）	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）	一部改善	縮小（ <input type="checkbox"/> ）
	終了（完了）	再構築（他の事業に組み替え）	廃止（ <input type="checkbox"/> ）	

【上記の理由】

- ・ 飲酒運転撲滅条例に基づき、「飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店」の登録拡大や「飲酒運転撲滅キャンペーン」をはじめとした啓発活動に全力を挙げて取り組み、令和2年の飲酒運転事故件数は111件と、前年と比較して22件の減少となった。しかしながら、全国順位は高水準にあるなど飲酒運転の撲滅は道半ばである。
- また、6月議会において、更なる撲滅運動の強化と県民の意識改革を推進するため、飲酒運転撲滅条例が一部改正された。改正条例では、県民が飲酒運転を見かけた場合の通報が義務となるとともに、事業者の責務等が強化されることとなった。このことから、引き続き、県警察、関係団体、市町村、県民が一体となって、撲滅意識の定着を図っていく必要がある。

【見直し内容】

- 県民が飲酒運転を見かけた場合の通報が義務となった。そのため、通報の経験談や通報のポイント等を周知するため、展示パネルや動画を作成するとともに、飲食店や酒類販売業者等にステッカーを配布し、県民に対する広報啓発を図る（+3,620千円）。
- 事業所、飲食店及び酒類販売業者等に対する直接訪問活動について、条例改正を踏まえ、直接訪問により改正条例の周知及び通報訓練の実施等の事業者の取組みを指導する事業に変更する（+15,073千円）。
- イベント主催者やテナントビル管理者等の責務が新たに設けられたことから、これらに対し啓発物を配布し周知を図っていく（+821千円）。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	高齢者運転免許自主返納促進事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H28
-----	-----------------	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	道路交通の安全確保	施策	2	交通安全対策の推進

1 事業のねらい・目的

高齢者の運転免許自主返納を促進し、高齢者が加害者となる交通事故の抑止を図る。

2 事業概要

○ 高齢者運転免許自主返納促進事業の実施

- ・市町村が行う高齢者の運転免許自主返納支援事業に対する助成
- 補助率：2分の1
- 補助限度額：返納者1人につき2,500円
- 補助対象経費：70歳以上の自主返納者及び運転経歴証明書を有する期限切れ失効者に対するコミュニティバス回数券の交付等の支援にかかる経費

【事業スキーム図】

```

graph LR
    A(県) -- 補助金 --> B(市町村)
    B -- "無料・割引交通券交付" --> C(自主返納の促進)
  
```

3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
県内交通事故発生件数 (総合計画) (暦年値)	目標	R2年までに36,000件以下を達成し、R3年は更なる減少を目指す					
	実績	37,308	34,862	31,279	26,936	21,495	
県内交通事故死者数 (総合計画) (暦年値)	目標	R2年までに100人以下を達成し、R3年は更なる減少を目指す					
	実績	143	139	136	98	91	

【指標の考え方】

交通安全対策基本法 (第25条第1項) に基づき県が策定する福岡県交通安全計画 (第11次) については、現在策定中のため、第10次福岡県交通安全計画 (28年6月) の指標を採用し、更なる減少を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・R2までの目標をともに達成。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・本補助事業を活用する市町村数は、増加（R1 31市町村 → R2 41市町村）しており、支援の取組みを拡大する観点において有効と考える。
	【事業の効率性】 ・自主返納支援事業を実施する市町村に対して、上限を設けて助成する枠組みであることから、効率性における問題はないと考える。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	11,721	22,727	23,101	時間	730	730	730
（うち一般財源）	11,721	22,727	23,101	人件費（千円）	2,999	2,948	2,948

6 見直しの内容	
<input type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 一部改善
（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	（ 縮小 ）
【上記の理由】 ・本補助事業の活用市町村は増加する見込みがあるため（R2 41市町村→ R3 45市町村（見込））。	
【見直し内容】 ・補助金交付団体数の増加（R2 41市町村→ R3 45市町村（見込））	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	自転車安全利用条例推進事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H29
-----	---------------	--	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	道路交通の安全確保	施策	2	交通安全対策の推進

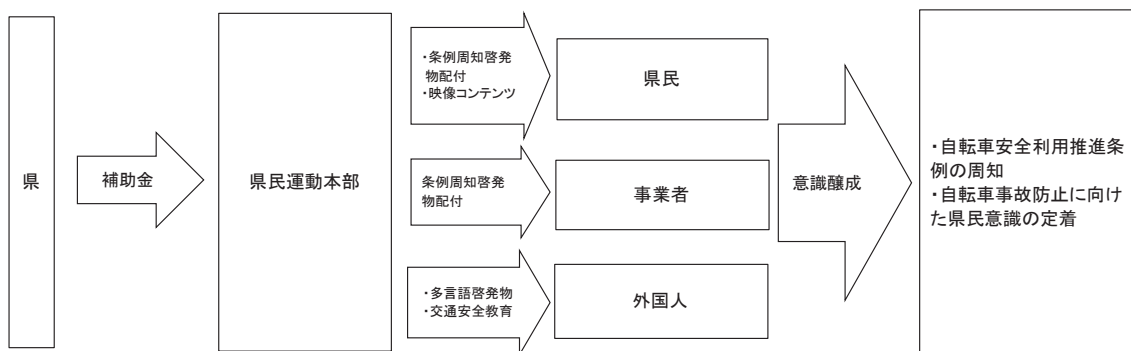
1 事業のねらい・目的

- 道路交通法、自転車安全利用条例に基づき、自転車利用に係る交通ルールの周知を徹底し、ルール順守、マナーアップを図り、交通事故抑止につなげる。

2 事業概要

- 自転車損害賠償保険の加入義務化を含む自転車安全利用条例の周知徹底
 広く県民を対象に、自転車利用に係るルールの周知徹底、遵守の意識を確立するとともに、自転車安全利用条例の内容を周知するため、ポスターやリーフレット等を作成し、市町村、自転車販売店等へ配布
 - ・事業者…安全運転管理者講習、自転車通勤セミナー、商工会議所主催の各種会議等においてリーフレット等を活用し周知
 - ・留学生、外国人就労者…多言語チラシ(英・中・韓・バトナム・ハル・カクガ語)を作成し、学校、事業所を通じて周知
 - ・インターネット広告等を活用した啓発
- 自転車貸付業者が保険に加入していることを明示するステッカーを作成し、配布
- 日本語学校における交通安全教育
 - ・警察と連携し、日本語学校において、道路上の出来事をモニター上で疑似体験できる自転車シミュレーターを活用した交通安全教育の実施

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
自転車安全利用講習会受講者数	目標	200	200	200	—	—
	実績	92	110	125	—	—
自転車関連交通事故発生件数(対歩行者)(暦年値)	目標	—	—	—	117	117
	実績	—	—	117	109	—

【指標の考え方】

- ・改正自転車条例に基づき、交通ルールの遵守及びマナーアップを一層推進し、もって交通事故を抑止することを目的とすることから、令和2年からの成果指標を「自転車関連交通事故発生件数」のうち、対歩行者事故の件数に変更する(令和元年実績値以下を令和2年以降の目標数値とする)。
- ・令和元年度まで成果指標に用いていた自転車安全利用講習会については、県主催による実施を見直し、県との包括提携協定締結企業等との協働により実施する方法に変更しているため、成果指標から除外することとした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・自転車安全利用講習会受講者数については、周知期間が不足したこと及び欠席による未受講者が生じたため、令和元年度は目標に達しなかった。
- ・自転車関連交通事故発生件数(対歩行者)については、目標達成。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・ 福岡県自転車安全利用条例を令和2年に改正し、自転車保険を義務化することなどから自転車の安全利用に対する意識が更に県全体に広がっているところである。
	【事業の効率性】 ・ 県、県警察、市町村、関係機関で構成する「交通事故をなくす福岡県県民運動本部」の構成員の各団体と密接に連携を取りながら、全県に及ぶ交通安全施策を効果的に推進している。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳 出	3,269	6,330	8,211	時 間	250	938	938
（うち一般財源）	3,269	6,330	8,211	人件費（千円）	1,027	3,788	3,788

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続（ <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>令和2年4月に福岡県自転車条例を改正（自転車の安全利用及び活用促進、自転車保険への加入義務化）したことに伴い、継続して改正内容を周知するとともに、自転車の安全利用の促進を図る必要があるため。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>自転車を車両として捉え、交通ルール及びマナーを守り、安全で適正に利用する意識を定着させるため、以下のとおり啓発を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象とした自転車の安全利用教育用テキストを作成し、県警や交通安全協会が実施する交通安全教育や自転車安全教育指導者が実施する講習等において活用する。（+2,536千円） ・通勤利用者や事業で自転車を利用する者向けの内容を記載したテキストを作成し、県警や交通安全協会が実施する交通安全教育や自転車安全教育指導者が実施する講習等において活用する。（+814千円） ・学校や事業者における自転車安全教育を充実するため、自転車安全教育を担う指導者を育成する講習会を拡充し、県内各地で実施する。（+208千円） <p>（その他の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット広告等を活用した啓発について、広告回数を見直し。（▲1,791千円）

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	悪質商法被害防止強化事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H18
-----	--------------	--	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	3	暮らしの安全・食品の安全を守る
	小項目	1	暮らしの安全の確保	施策	1	消費生活の安全・安心の確保

1 事業のねらい・目的

高齢者等をターゲットとした悪質商法の被害が多発し、その手口が悪質化、巧妙化している。相談体制の充実及び悪質事業者への処分・指導を強化して、悪質商法による消費者被害の回復及び拡大防止を図る。

2 事業概要

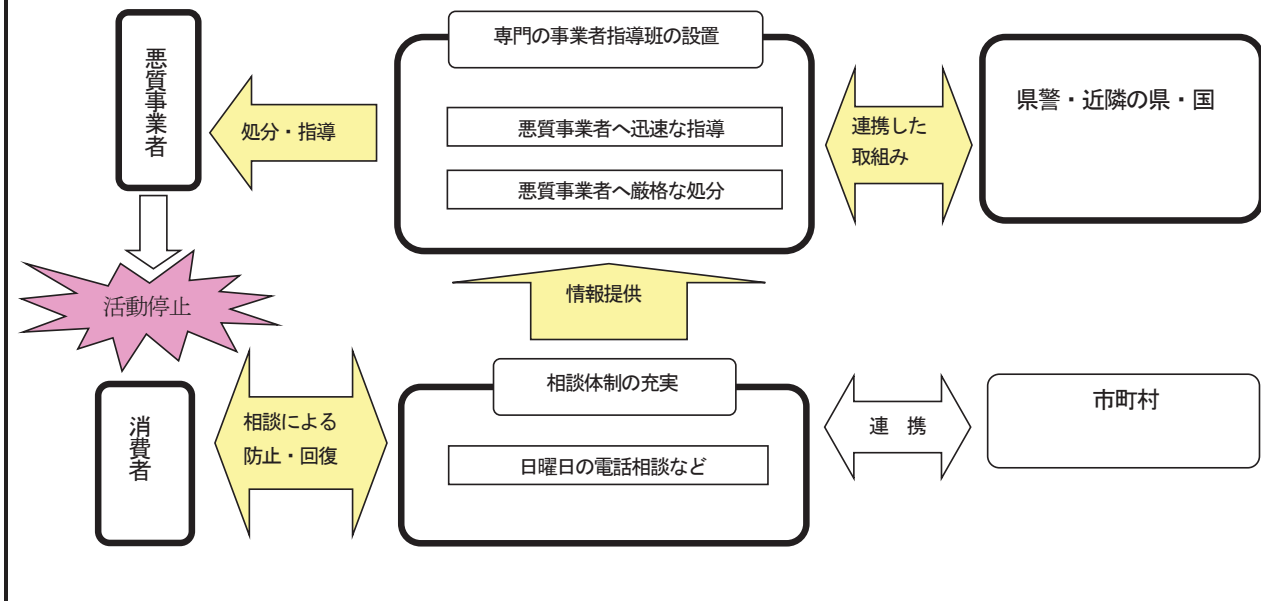
○相談体制の構築

- ・消費生活センターにおける日曜電話相談の実施による、緊急な消費者トラブルの救済（平成18年度）（クーリングオフの手続などの対応策を迅速に講じることで消費者の被害防止・回復を図る。）
- ・高齢者の家族など、周辺の方々が相談するための専用回線の設置（平成20年度～）

○悪質事業者に対する指導

- ・専門の事業者指導班（現在、事業者指導課）を消費生活センター内に設置。（平成21年）相談を通じた情報も活用しながら、県警等関係機関と連携し、悪質事業者に対する処分・指導を強化することで、被害の拡大を未然に防ぐ。

【事業スキーム図】



3 事業目標等													
成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
行政処分・指導件数	目標	30件	30件	30件	30件	30件	30件	30件	30件	30件	30件	30件	30件
	実績	11件	13件	11件	19件	20件	27件	28件	21件	26件	29件	30件*	
※ 令和 3年 1月末現在													
<p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度から専門の事業者指導班（現在の事業者指導課）を設置し、悪質事業者の行政処分や行政指導の強化を図ることとなったため、事業者に対する行政処分・指導件数を指標とする。（過年度の行政処分・指導件数の推移を踏まえ、30件の目標値を維持） 													
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <p>令和元年度は、目標未達成</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、法規制の隙間を狙った巧妙な手口を駆使する悪質事業者が増加しており、事業者の処分に当たっても、行政訴訟リスクの増大傾向を踏まえて詳細な調査が必要なうえ、事実認定にも時間を要したこと。 訪問販売に係る相談件数は全国でも減少傾向であるとともに、各企業とも消費生活センターを訪問し、自社のP I O ネット相談内容を検証するなどしており、事業者による特商法遵守の傾向も窺われ、行政処分・指導の対象となるべき悪質事業者の数が着実に減少していること。 <p>令和2年度は、目標達成</p> <ul style="list-style-type: none"> 1月末時点で30件の行政処分・指導を実施しており、目標を達成している。 													

4 有効性・効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> 日曜日の電話相談については、平日に勤務する消費者に迅速に対応することで、被害の防止・回復に寄与している。 専門の事業者指導課設置により、悪質な事業者に対して処分・公表を行うことで、当該事業者の活動停止はもとより他県からの流入防止による悪質事業者による消費者被害の防止に寄与している。
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> 日曜日の電話相談及び専門の事業者指導課に係る当該事業費は、体制を維持するための最小限の人員費、事務費を計上している。

5 事業費(千円)	R1 決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	4,307	5,339	5,647	時間	1,875	1,875	1,875
(うち一般財源)	2,412	3,288	3,224	人件費(千円)	7,703	7,572	7,572

6 見直しの内容							
<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小)							
<input type="radio"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)							
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 悪質商法に係る取引行為は、多様化、巧妙化し、活動範囲も広域化の傾向にあることは変わりなく、これらに対応するためには、供述の証拠能力を高めるためにより多くの消費者供述を確保するとともに、高度な検査技術等を持った専門機関との連携を図るなど一層の事務が求められるところであり、また、国や他県と連携した広域的な調査も不可欠なものとなっている。 さらに、処分未実施県への悪質事業者の流入が起きていることから、本県消費者の安心・安全を確保するためには、不断の対応が必要であるとともに、調査能力の維持向上が欠かせないことから、現行体制の確保及び事業の継続は不可欠である。 							
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や他県と情報交換を行い、悪質業者の動向、最新の法解釈・擬律判断、調査手法の知識を共有しつつ、広域事業者については連携して対応することで調査・指導・処分の効率化を図る。 早期に指導を実施することで、行政の監視体制と脱法の困難性を事業者に認知させ、悪質事業者の広域化を未然に防ぐ。 処分に対する行政訴訟リスクに備え、専門機関による鑑定などを実施するなどして、証拠資料の確保に努める。 							

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	消費者行政活性化事業 (県立ち応援事業)		部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	R1
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	3	暮らしの安全・食品の安全を守る
	小項目	1	暮らしの安全の確保	施策	1	消費生活の安全・安心の確保

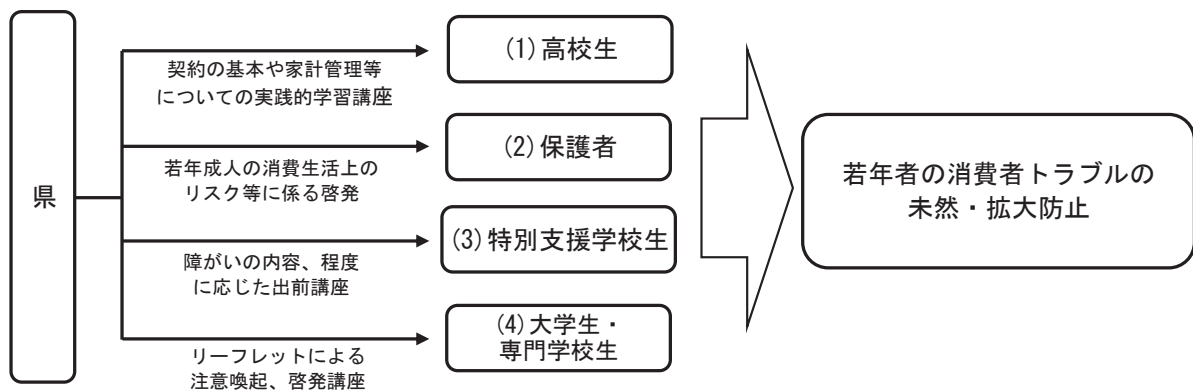
1 事業のねらい・目的

- ・成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が、令和4年4月に施行されることに伴い、これまで未成年者取消権で保護されてきた18～19歳の若者が消費者被害に遭うことが懸念される。
- ・高校生を中心とした若年者やその保護者に対し、出前講座等による実践的な消費者教育を実施し、若年者の消費者トラブルの未然・拡大防止を図る。

2 事業概要

- (1) 高校生向け(県立・私立)講座
(内容) 高校生向けの実践的学習講座。契約の基本や家計管理について、事例等を元実践的に学び、リスク対応方法を身につける。
- (2) 保護者向け講座
(内容) PTA総会などを活用し保護者等が行う家庭教育を支援するため、保護者に対し、成年となることに伴うリスク等について啓発する。
- (3) 特別支援学校生(高等部)向け講座
(内容) 障がいの内容、程度に応じ、ロールプレイや寸劇等により実践的に学ぶことのできる出前講座を実施する。
- (4) 大学生・専門学校生等向け啓発
(内容) 学生向けの注意喚起リーフレットを作成し、新入生オリエンテーション等で配付する。希望する学校には、講師を派遣し、啓発講座を実施する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3
高校生向け講座の実施学校数	目標	—	168	166	166
	実績	—	151	47*	

※令和2年12月末現在

【指標の考え方】

- ・県内の県立・私立高校及び特別支援学校(高等部)の数: 166校(県立93校、特別支援学校13校、私立60校)
- ・改正民法が施行される令和4年4月1日に一斉に成年になる、又は(令和4年度中の)誕生日が来たら成年になる高校生全員(平成14年度～平成16年度生まれ)が実践的な消費者教育を受けることができるよう、県内の全県立・私立高校において講座を実施することを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

未達成: 大半の高校において出前講座を実施したが、学校行事等の都合や新型コロナウイルス感染症の影響で出前講座を実施できない高校があった。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から成年年齢が引き下げられ、18歳から保護者の同意なく契約できることになるため、若年者（高校生、大学生等）の消費者被害の未然防止・拡大防止に寄与している。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル方式で事業者を選定・委託していることで、質の高い啓発事業を実施するとともに、当該事業に係る事務負担を軽減している。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	9,122	14,869	15,172	時間	586	586	586
（うち一般財源）	4,561	7,435	7,587	人件費（千円）	2,408	2,367	2,367

6 見直しの内容	
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） </p> <p> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に新学習指導要領が全面施行されるまでの間、教育現場における消費者教育は当事業で実施することとなり、令和3年度までの事業の継続は不可欠である。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度において出前講座を実施していない高校があったため、全ての高校で出前講座を実施できるよう努めていく。 	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	学習ボランティア派遣事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局政策課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	5	教育環境づくり	施策	1	多様な教育ニーズへの対応

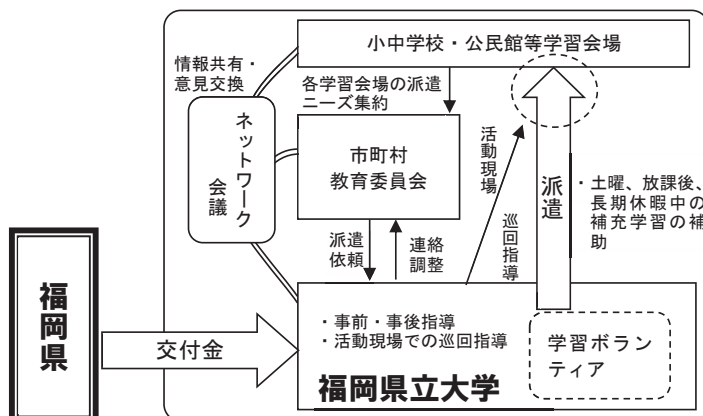
1 事業のねらい・目的

福岡県立大学は、筑豊地域に所在する公立の福祉系大学であり、保健・医療・福祉の分野において活躍する人材を輩出するとともに、地域に開かれた大学として地域と連携した取組みを積極的に展開している。
 福岡県立大学が市町村等の学力向上事業を支援することにより、筑豊地域の小学生・中学生の学力向上を図るとともに、より職業生活に近い継続的なボランティア活動を通して、対人支援職（看護師や保育士等）に就く福岡県立大学生の職業人としての資質向上を図る。

2 事業概要

- (1) 学習ボランティア（福岡県立大学生）の市町村への派遣
 市町村教育委員会と連携し、各市町村等が主催する小中学校等での補充学習の場に学習ボランティアを派遣
 ・主な派遣機会：土曜日、放課後、長期休暇中の補充学習の補助
- (2) 質の高い学習ボランティアの育成（事前・現地・事後指導）
 教員免許所持者、スクールソーシャルワーカー相当者が指導員となり、学習ボランティアとして派遣される学生を各段階で指導
 ・主な指導内容：学習ボランティアへの教育方法や内容についての随時の指導
 学生の活動記録に基づく事後の指導
 学習ボランティアの活動現場に向いての巡回指導（21か所×年6回＝126件）
 福岡県立大学、学習ボランティア（福岡県立大学生）、筑豊地域の市町村職員等を対象に、情報共有、意見交換のためのネットワーク会議を開催

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
派遣圏域数	目標	2圏域	3圏域	3圏域	3圏域	3圏域	3圏域
	実績	2圏域	3圏域	3圏域	3圏域	2圏域※	
学習ボランティア派遣延べ人数	目標	—	—	—	1,750	1,750	1,750
	実績	1,430	1,729	1,799	2,036	調査中	

※派遣圏域数のR2実績は令和2年12月末時点の数値。
 ※派遣圏域数についてH28は飯塚・嘉穂圏域と田川圏域の2圏域、H29以降は直方・鞍手圏域を加えた3圏域での実施。

【指標の考え方】

- ・筑豊地域の市町村等に学習ボランティアを派遣する指標として、派遣圏域数を設定する。
- ・学生の学習ボランティア派遣に関する指標として、学習ボランティア派遣延べ人数を成果指標に加える。
 ※70人（H29実績：68人）の学習ボランティアが、年間に25回（H29平均：25回）派遣されると想定

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和元年度派遣圏域数3圏域（令和元年度目標値3圏域を達成している。）
 ※派遣市町村数は、平成28年度4市町から令和元年度8市町となっており、着実に増加している。（ボランティアへの謝金や会場の借上げに係る経費等は市町村負担）

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土曜日や放課後等に行われる補充学習に、令和元年度は902人の児童生徒が登録している。継続的な学習支援を実施することで、児童生徒の学習習慣の定着が図られている。 ・福岡県立大学生については、平成28年度に延べ1,430回、平成29年度に延べ1,729回、平成30年度に延べ1,799回、令和元年度に延べ2,036回と、積極的にボランティア活動に参加している。継続的なボランティア活動及び事前・現地・事後指導により、参加した学生の対人支援職に就く職業人としての意識醸成・資質向上に寄与している。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県立大学が事業を主体的に実施することで、大学が有する人的・物的資源を活用して派遣学生に専門的な指導を行うことができるとともに、補充学習の場と同じ学生を派遣することによって、継続した学習指導の実施、質問しやすい環境の構築が可能となるなど、効率的な事業の実施につながっている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳 出	8,206	11,692	11,677	時 間	265	265	265
（うち一般財源）	8,206	11,692	11,677	人件費（千円）	1,089	1,071	1,071

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進展等に伴い、家族や地域の支援力が低下している状況の中、公立の福祉系大学として、保健・医療・福祉の現場で活躍できる資質を持った優秀な職業人の育成や、地域に開かれた大学として地域と連携した取組みがますます重要となっており、学習ボランティアの育成や派遣を継続して実施することが必要である。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク会議において収集される市町村や参加児童生徒、参加学生の意見を、学習ボランティアとして派遣する学生に対する指導に生かすことで、より効果的な学習支援や職業人としての資質向上につなげ、事業の充実を図る。 		

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	アジア青少年交流事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局政策課	事業 開始年度	H23
-----	------------	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	3	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する
	小項目	1	郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	施策	2	国際的視野を持つ人材の育成

1 事業のねらい・目的

「アジアをリードし、新社会を築く若者の育成」
 ・県内青年を積極的に海外に派遣することで、若者の内向き志向を打破し、国際的な視野を持ったリーダーを目指す若者を育成する。

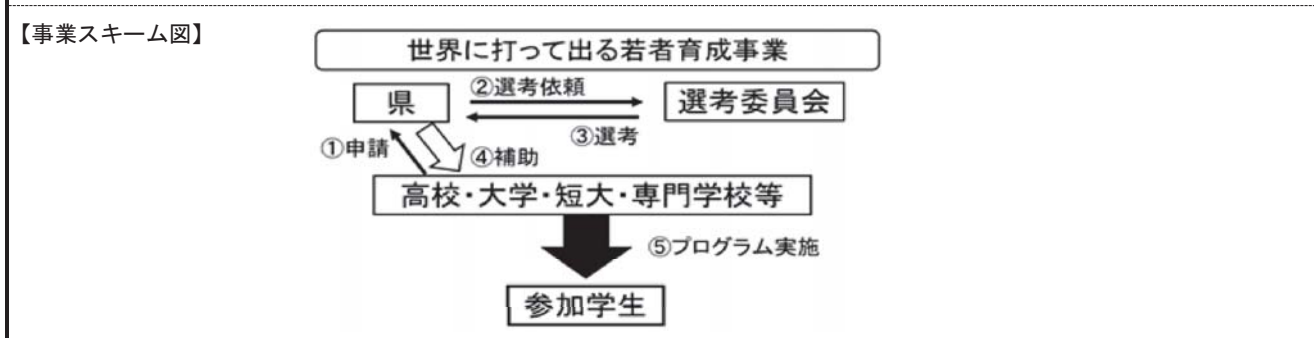
2 事業概要

「世界に打って出る若者育成事業」
 県内の高校・大学等が実施する海外体験プログラムを支援することで、若者の海外への興味・関心を高め、将来、長期の海外留学や調査研究、海外勤務等の活動に取り組むような世界に打って出る若者の育成を目指す。

① 補助対象
 県内の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(2年制以上)、高等学校、特別支援学校高等部、高等専修学校(3年制)

② 補助対象プログラム
 県内の高校・大学等が主催し、将来、長期の海外留学や調査研究又は海外勤務等の多様な活動を起こすきっかけとなる活動内容や取組みを実施する海外体験プログラム(渡航期間1か月以内)

③ 補助金額
 プログラム参加費用の定額補助(1プログラムあたり、アジア:70万円、アジア以外:150万円を上限)



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
海外研修により意識向上が図られた生徒・学生の率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100% (191人)	100% (165人)	100% (204人)	100% (190人)	100% (183人)	100% (290人)	

※実績の(人)は参加者数。R2は見込み数。

【指標の考え方】

参加者のうち、海外への興味・関心に対する意識向上が図られた生徒・学生の占める率を指標とし、事業実施後の参加生徒・学生のレポート等により確認する。全参加者の意識向上を目標とする。

成果指標		基準(H29)	H30	R1	R2	R3
参加生徒・学生以外の生徒学生への意識向上を図る取組の実施校の率	目標	-	-	-	-	100%
	実績	-	-	-	-	

【指標の考え方】

プログラム実施校が、本事業に参加した生徒・学生の意識向上のみならず、参加していない自校の生徒・学生にも本事業の実施効果を波及させるような取組を実施した学校の率を指標とし、取組実施後の報告により確認する。プログラム実施校のすべての取組実施を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・目標を達成

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に参加することで海外への関心度が高まったなどの刺激を受けている。 <p>(プログラム参加レポート・報告書から抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修を通して、海外でも活動できる仕事に就きたいと思った。他国の文化に触れ、現地の人とコミュニケーションをとることで、思っていた以上の大きな楽しさと喜びを感じた。(イギリス) ・ 独自の文化や歴史を学ぶことができ、将来自分が海外で働くイメージを持つことができた。(ニュージーランド) ・ カンボジアで働いている日本人の方々の活躍を見て、自分も日本という枠にとらわれずに、世の中で必要とされる仕事ができるようになりたいと思った。(カンボジア) ・ 日本での生活が恵まれている環境にあるということに感謝するとともに、将来海外の子どもたちと関わるような職に就きたいと思った。今回の経験で自分の新たなやりたいことが見つかった。(マレーシア) ・ 国際社会で活躍する卒業生との交流を通じて、卒業生の仕事に対する情熱と後輩に対する熱い思いに触れ、国境を越えて世のため人のために貢献したいという思いを新たにすることができた。(アメリカ)
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各高校、大学等が実施する海外研修プログラムを補助することで、各学校の教育理念、特色を生かしつつ、県が直接実行するよりも効率的に海外への視野を広める研修を実施することができた。

5 事業費 (千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳 出	9,489	14,352	14,350	時 間	900	900	900
(うち一般財源)	9,489	14,352	14,350	人件費 (千円)	3,698	3,635	3,635

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバル化の進展に伴い、グローバル人材の必要性、特に若い内からの海外体験の重要性が指摘されている一方、日本人の海外留学者数は、H16年度の82,945人に対し、H29年度は58,408人と低い水準が続いており、依然として若者の内向き志向が全国的に懸念されている。 ・ このため、県内の高校・大学等が主催する海外研修プログラムに参加する生徒への継続的な支援を通して、国際的な視野を備え、地域はもとより世界を舞台に活躍する青年の育成を図る。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な広報の展開や補助金交付申請マニュアルの見直し、令和3年度から、プログラム実施校に対し、プログラムに参加していない自校の生徒・学生の意識向上を図る取組の実施を求めることで、より効果的な事業に再構築する等、事業内容の改善点を検証しながら、引き続き事業の充実を図る。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	私立専修学校職業実践専門課程促進事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局私学振興課	事業 開始年度	R1
-----	--------------------	-------	--------------------------------	------------	----

総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	5	雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる
	小項目	2	職業能力の向上	施策	2	熟練技能の継承

1 事業のねらい・目的

○ 「職業実践専門課程※」として国に認定された学科を設置する専門学校に対し、県が補助することにより、認定学科の促進及び継続を支援し、県内専門学校の職業教育の質の向上・維持を図る。

※「職業実践専門課程」(文部科学省により認定(平成26年4月から実施))
 目的: 職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成
 要件: 企業と連携したカリキュラム編成、演習実習授業・教員研修・学校評価の実施、HPでの情報提供

2 事業概要

○ 「職業実践専門課程」の認定を受けた専門学校に係る経費への補助

(1) 内容

① 新規に「職業実践専門課程」認定を受けた県内専門学校に対し、1校当たり300千円を上限に補助(2年目以降は、200千円を上限(既設校と同条件による補助))

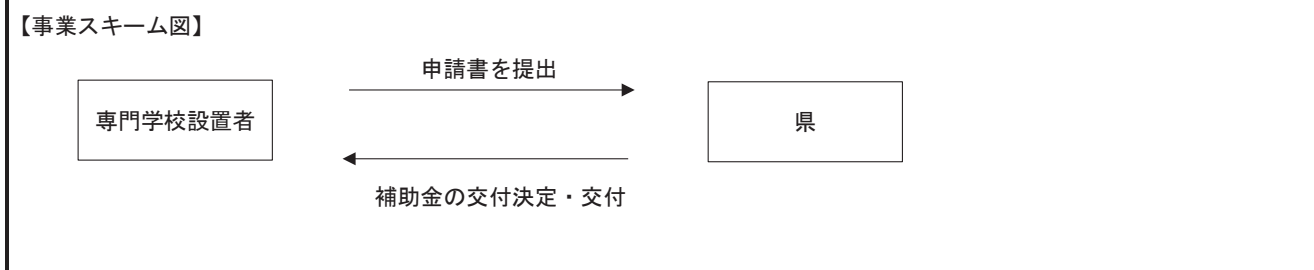
- 新規認定校 : 300千円 × 1校 = 300千円

② 「職業実践専門課程」を既に設置している県内専門学校に対し、1校当たり200千円を上限に補助。学科を追加して認定を受けた場合、1校当たり100千円を上限に1年間上乗せ。

- 既設校 : 200千円 × 65校 = 13,000千円
- 学科追加校(加算) : 100千円 × 3校 = 300千円

※ ①②共に補助対象経費の1/2を補助

【補助対象経費】
 教育課程編成委員会への企業等外部専門委員、企業等と連携した実習、教員実務研修、学校評価の実施、学校運営等の情報提供、職業実践教育に必要な環境整備等に係る経費



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
「職業実践専門課程」認定校数	目標	-	96	119	130	130	130
	実績	65	66	調査中	-	-	-

【指標の考え方】
 令和元年度から3年間で、全ての専門学校130校(修業年限2年以上)が「職業実践専門課程」の認定を受け、これが維持されることを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和元年度における認定校数は66校であり、目標を達成できなかった。
- 職業実践専門課程の認定にあたって、学校は国が定める要件を満たした教育を行い、そのカリキュラム等による卒業生が輩出された年度の翌年度でなければ認定の申請を行うことができないという制度になっており、国が定める要件を満たしていない学校は認定まで3年間を要する(専門課程の修業年限2年間+その翌年度に申請し、年度末に国が認定)ため、今年度は認定校数が増加しなかったもの。
- また、国が定める要件を満たさなくなったものとして、認定を廃止された学校があり、認定校数が減少したため。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 各学校が企業等と連携した実習や教員の実務研修のための経費について本補助金を活用しており、学校の職業教育の質の向上・維持に有効。
	【事業の効率性】 各私立専修学校に対して、事業内容の周知を行っている。 また、一般社団法人福岡県専修学校各種学校協会にも事業内容の周知を行い、職業実践専門課程の認定や補助金の申請について加盟校に呼びかけるなどして、協力して事業を実施している。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	9,402	13,600	14,300	時間	909	909	909
（うち一般財源）	9,402	13,600	14,300	人件費（千円）	3,735	3,671	3,671

6 見直しの内容	<input type="checkbox"/> 継続（拡充） <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 終了（完了） <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止		
【上記の理由】	<p>令和2年度から開始した高等教育の修学支援新制度（無償化）の機関要件については、職業実践専門課程の要件と共通している部分が多いため、無償化の要件を満たしている学校（103校）の中で、職業実践専門課程の要件を既に満たしている学校が存在すると思われる。職業実践専門課程の要件を満たしたカリキュラム等による卒業生が輩出されるまで一定の年数を要するが、職業実践専門課程の制度周知が進み、認定の申請が行われれば、今後の補助金対象学校数が増加するものと見込まれるため。</p>		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の内容について、県が想定していなかったものを補助対象であるものと誤認して申請を行った学校があったため、本補助金の対象とならないものを具体的に例示するなどして、補助対象経費の明確化を行った。 昨年度は暫定予算の関係で学校への周知時期が遅かったことにより、対象となる学校の全てから申請がなされなかったため、複数回学校へ周知を行い、より活用できる事業となるよう努める。 		

R2年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	不登校・中途退学対策事業 (フリースクール支援事業)	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局私学振興課	事業 開始年度	H19
-----	-------------------------------	-------	--------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	3	いじめや不登校等への対応

1 事業のねらい・目的

小・中学校の不登校児童生徒が利用するフリースクールの指導体制、体験活動等の教育環境の整備・改善を支援することで、不登校の児童生徒が早期に社会的自立や学校復帰ができるようにする。

2 事業概要

※フリースクールとは

設置者は非営利法人、株式会社、個人等であり、教育内容も様々である。また、フリースクールという名称は、一般的な呼称であり、定義はない。

不登校児童生徒にとって、フリースクールは同世代と一緒に過ごしたり、学習や社会体験、集団生活を行い、将来の社会的自立に向けた集団生活への適応やコミュニケーション能力、基礎的学力を修得する、家庭と学校や社会をつなぐ中間的な居場所である。

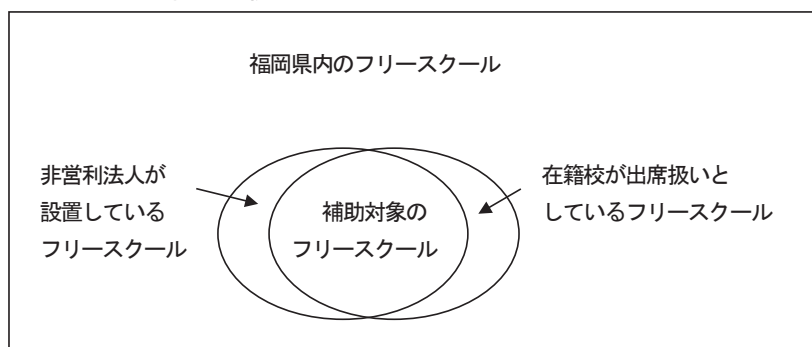
【県事業の内容】

非営利法人（NPO 法人、社会福祉法人等）が設置し、在籍校が出席扱いとしている、施設の利用料が低額等の要件を満たすフリースクールに対し、不登校児童生徒の社会的自立、学校復帰に必要な教育環境を整えるため、当該施設が必要とする指導体制の整備や学習、社会体験活動等に補助を行う。

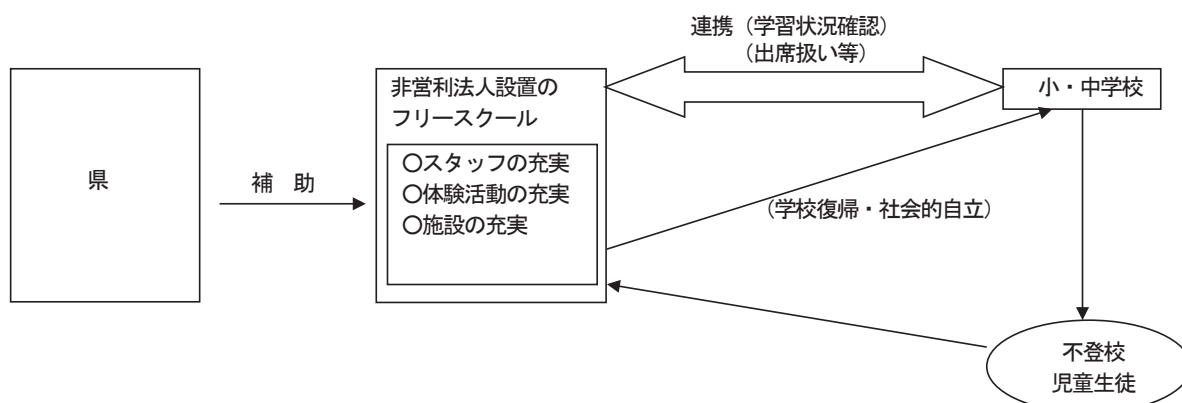
（補助の内容）

- ・常勤職員の追加配置（複数体制とするための経費）
- ・カウンセラーの配置（臨床心理士、精神科医等の配置に係る経費）
- ・体験学習、実習及び教材、参考図書、外部講師に要する謝金及び旅費、広報活動等に係る経費

本事業が支援対象とするフリースクールのイメージ図



【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	目標	13.5人	14.7人	16.9人	18.8人	全国平均以下	全国平均以下
	実績	12.6人	13.6人	17.8人	21.0人	調査中	
【指標の考え方】							
<ul style="list-style-type: none"> ・目標は、1,000人当たりの不登校児童生徒数を全国平均以下とする。 (県教委の「令和2年度福岡県教育施策実施計画」を参考とした。) ・令和元年度の1,000人当たりの不登校児童生徒数(国公私立小・中) 福岡県 21.0人 全国平均 18.8人 (※) 文部科学省調査「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
<p>令和元年度における1,000人当たりの不登校児童生徒数は21.0人で、目標値18.8人に対し2.2ポイント上回り、目標を達成できていない。</p> <p>不登校となったきっかけと考えられる状況は、不安など情緒的混乱、学業の不振、親子関係をめぐる問題など様々であり、本事業の成果のみでは目標の達成には至っていない。</p> <p>なお、在籍校での対応、市町村設置の適応指導教室、フリースクール等で相談、受入れ後の在籍校への復帰率は全国平均を上回っている。</p> <p>R元年度 公立小・中学校：福岡県 28.2% 全国 22.8% 私立小・中学校：福岡県 31.3% 全国 22.0%</p>							

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースクールにおける常勤職員の追加配置、カウンセラーの配置が可能となり、学習、対人関係等さまざまな問題を抱える不登校児童生徒の学習指導、精神的ケア体制の充実が図れた。 ・教材、教具の購入、社会体験活動のさらなる実施が可能となり、学習環境の充実が図れた。 ・令和元年度は、フリースクール利用者185名のうち、58名が学校復帰(うち22名が高等学校へ進学)した。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・運営の継続性を確保するため、補助対象のフリースクールの設置者を非営利法人(NPO法人、社会福祉法人等)としている。 ・運営の健全性を確保するため、利用児童生徒の在籍校がフリースクールの教育環境を評価し、出席扱いとしているフリースクールを補助対象としている。 ・補助対象経費は、NPO法人の管理経費(光熱水費、消耗品費等)は対象とせず、児童生徒の対応に要する経費としている。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	16,000	18,000	18,000	時間	144	144	144
(うち一般財源)	16,000	18,000	18,000	人件費(千円)	592	582	582

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小)	
<input type="radio"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒数は増加傾向にあり、フリースクールの果たす社会的自立、学校復帰に向けた活動は重要である。また、教育機会確保法が施行されたため、本補助事業を効果的に行う必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・申請施設は増加傾向にある。今後も施設の意見を聴きながら、教育委員会が運営する適応指導教室等の公的支援の状況も踏まえ、効果的な支援を行っていく。 	

R2年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	不登校・中途退学対策事業 (学習支援センター支援事業)	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局私学振興課	事業 開始年度	H19
-----	--------------------------------	-------	--------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	3	いじめや不登校等への対応

1 事業のねらい・目的

学業不振や学校不適応に悩む私立高校の生徒、中途退学したが再度高校卒業にチャレンジする者に、学習の場を提供し、学業の継続を支援することで不登校や中途退学を防止する。

2 事業概要

私学団体が設置する「学習支援センター」が行う不登校高校生に対する進路相談、カウンセリング、学習支援等の学校復帰のための事業に補助を行う。

1 学習支援センターの概要

- ・設置者：一般社団法人福岡県私学教育振興会、福岡県私学協会
- ・開設：平成19年4月1日（支所：平成21年9月）
- ・所在地

	名称	所在地
支所	学習支援センター本部	福岡市博多区三筑2丁目7番8号
	福岡学習支援センター	本部内に併設
	北九州学習支援センター	北九州市小倉北区皿山町10番18号
	飯塚学習支援センター	飯塚市吉原町6番1号
	久留米学習支援センター	久留米市天神町8番地

・利用状況

	H29	H30	R1
問い合わせ	225件	239件	246件
面接・相談	196件	213件	224件
入所者	161人	177人	184人

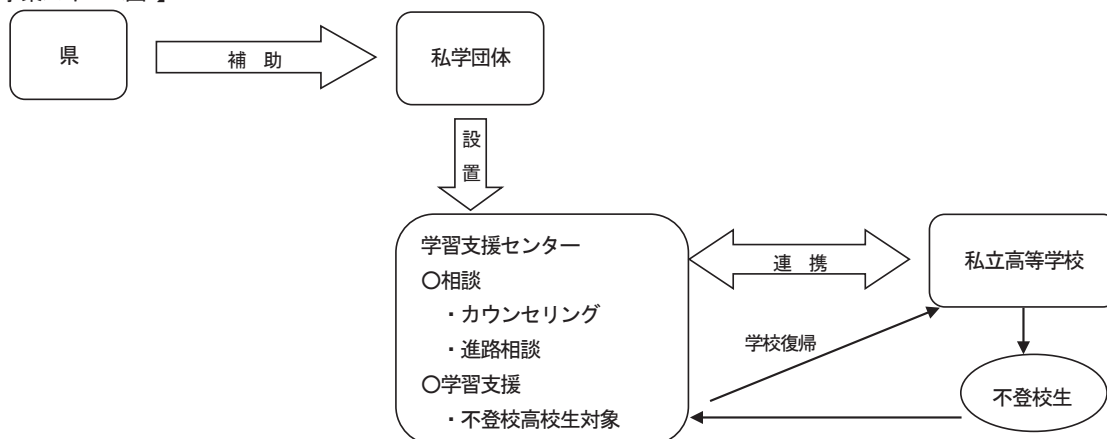
2 学習支援センターの機能

- (1) カウンセリング・進路相談
- (2) 学習支援
 - ・基礎学力の回復プログラムと標準学力基準に基づくプログラムの2つを基本に講座制あるいは個別指導により学習支援を行う。
- (3) その他
 - ・在籍校は、学習支援センターで学習する日は出席扱いとし、学習センターにおける出席状況、学習状況等の報告を基に、単位認定、進級、卒業等の判定を行う。（学習支援センターでの学習期間は原則として1年度以内）

* 補助対象経費

カウンセラー人件費：生徒に対するカウンセリング、教職員や保護者への指導・助言
 教育相談員人件費：生徒に対する進路相談や在籍校・進学先等との連絡・調整
 施設賃借料：本部の施設賃借料
 管理運営費：本部の運営に係る旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等

【事業スキーム図】



3 事業目標等		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
成果指標	目標	1.93%	1.88%	1.83%	1.78%	1.73%	1.68%	1.63%
	実績	1.54%	1.78%	1.76%	1.96%	1.99%	調査中	

【指標の考え方】
平成21年度末時点で当時の目標（中退率2.76%）を達成したため、平成22年度からは、毎年度の中退率を前年度の目標より0.05ポイント減とする目標値に再設定した。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
令和元年度の福岡県の中退率は1.99%で、目標値1.73%に対し0.26ポイント上回り、目標を達成しなかった。
中退理由には学業不振や学校不適應以外にも進路変更や病気、経済的理由等が挙げられ、本事業の成果のみでは目標の達成には至っていない。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 県内4か所に学習支援センターを設置することにより、県全体で在籍校での学業継続が困難な者や中途退学者に対して、学習の場を提供し、学業の継続や在籍校への復帰を支援することが可能となった。 県内私立高等学校の中退者数は、学習支援センター開設前の平成18年度の1,872人(中退率:3.47%)から、令和元年度では1,075人(中退率:1.99%)に減少している。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 不登校や中退者対策に取り組んでいる私学団体の専任スタッフが、個々の私立学校では対応が難しい学校不適應生に対応することにより、的確で効率的な対応が行われている。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	9,022	10,000	10,000	時間	36	36	36
(うち一般財源)	9,022	10,000	10,000	人件費(千円)	148	146	146

6 見直しの内容	
<p>継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>	
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度時点で私立高校の中退率は全国平均の1.5%を上回っており、引き続き不登校・中途退学防止対策に取り組む必要がある。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> 学校の教務部門との更なる連携強化を図るとともに、私学団体内に設置した運営委員会の研究の深化により専門性を高め、学習支援センターの一層の機能強化を図る。

事業名	高等学校英語力向上支援事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 私学振興課	事業 開始年度	H27
-----	---------------	-------	------------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	3	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する
	小項目	2	外国語能力の育成	施策	1	グローバル化に対応した外国語能力の育成

1 事業のねらい・目的

- 本県の各高等学校の英語教育の充実のため、イングリッシュキャンプを通じて生徒の英語の学習意欲向上と実践的英語コミュニケーション能力の向上を図る。

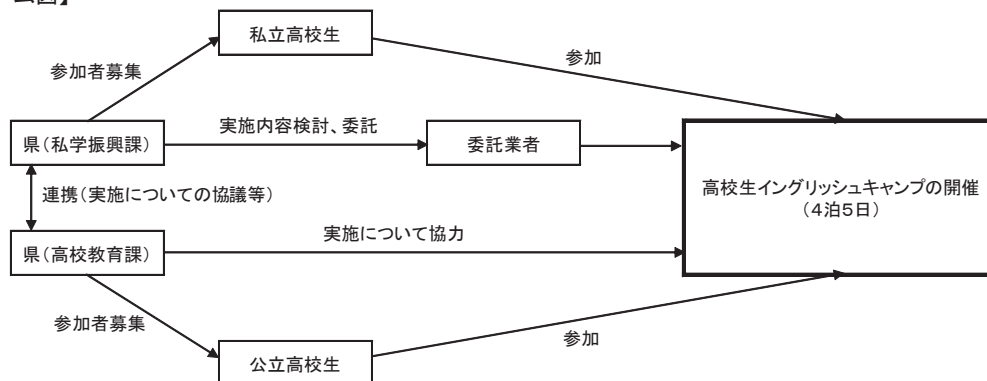
2 事業概要

○ 高校生イングリッシュキャンプの開催

- (1) 対象 : 県内公私立高校生70名(英語検定準2級、2級程度の英語力を有する生徒)
(2) 期間 : 4泊5日
(3) 内容 : ・海外渡航体験(疑似入国審査)
・外国人講師との異文化交流
・グループワーク(プレゼンテーション、ディベート)
・英語民間資格・検定試験対策講座(英語の4技能(読む・聞く・話す・書く)強化対策)
・英語日記
・日本人スタッフによる講話

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
高校生イングリッシュキャンプの参加生徒数 (H27~28)	目標	100名	100名	—	—	—	—	—
	実績	70名	70名	—	—	—	—	—
イングリッシュキャンプ参加後の英検等外部検定・ 資格の取得割合(H29~)	目標	—	—	20%	40%	40%	40%	40%
	実績	—	14.3%	35.7%	31.9%	26.8%	調査中	

【指標の考え方】

- 事業目的(生徒の英語の学習意欲向上、実践的英語コミュニケーション能力向上)に係る達成度として「参加者のキャンプ後の英検等外部検定・資格の取得割合」を指標とする。
※平成28年度までは「高校生イングリッシュキャンプの参加生徒数」を成果指標としていたが、事業効果の判断が難しいことから、指標を変更した。
- 指標については、イングリッシュキャンプ参加者全体のうち、イングリッシュキャンプ参加後、6か月以内に英検等の外部検定・資格試験を受験し、合格した生徒の割合とする。
- 目標値については、H30イングリッシュキャンプ参加者アンケート結果から、イングリッシュキャンプ参加後の外部検定・資格試験の合格率(31.9%)を上回る40%に設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

目標達成状況

- 平成29年度に実績が目標値を上回ったため、目標値としているイングリッシュキャンプ参加後の英検等外部検定・資格の取得割合を20%から40%に引き上げた。
- 令和元年度は、イングリッシュキャンプ参加希望者が322名と平成30年度参加希望者222名から100名増加し、応募のあった多くの学校からそれぞれ参加することとしたため、英検等外部検定・資格試験を受験した生徒の英語力にバラつきがあったことから、目標達成には至らなかったものと考えられる。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2泊3日の間、原則日本語禁止とし、実践的な英語力の向上を目指した内容を実施したことで、生徒の英語力向上への意識、英語のコミュニケーション能力の更なる向上を図ることができた。 イングリッシュキャンプ参加後に実施したアンケートにおいては、約7割の生徒が「英語等の学習意欲が高まった」、約6割の生徒が「英語力が向上した」と回答している。また、約7割の生徒が参加後に英検等外部検定・資格試験を受験しており、英語学習に対する意欲の高まりが見られ、本事業の実施により一定程度成果があったと考えられる。 <p>○令和元年度参加者アンケート（回答者66名）</p> <ul style="list-style-type: none"> イングリッシュキャンプ後の参加者自身の変化 <ul style="list-style-type: none"> ア 英語等の学習意欲が高まった 49名/67名 73.1% イ 英語力が向上した 42名/67名 62.7% ウ 海外留学（ホームステイを含む）について興味が高まった 30名/67名 44.8% イングリッシュキャンプ後の英検等外部検定・資格試験の受験者数 49名/67名 73.1%
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度は英語検定3級～2級程度の英語力を有する生徒を対象としていたが、平成28年度から準2級及び2級程度の英語力を有する生徒に絞り込み、レベルの高いイングリッシュキャンプを実施することで、生徒の英語力向上への意識、英語のコミュニケーション能力の更なる向上を図った。 平成27年度は民間施設で実施していたが、平成28年度から実施施設を県有施設に変更し、施設利用に係る経費を抑えることで、外国人講師を多数配置し、少人数指導を実施することとした。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	3,256	5,265	4,361	時間	392	392	392
（うち一般財源）	3,256	5,265	4,361	人件費（千円）	1,611	1,583	1,583

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と協調していくためには、外国語能力、とりわけ実践的な英語力を身に付ける必要がある。 イングリッシュキャンプ参加者アンケートの結果、学習意欲や英語力が向上したという効果がみられたことから、今後もキャンプを実施していく必要がある。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> 事業効果の検証及び参加者の一層の英語力向上を図るため、参加者に対し英検等の外部検定・資格試験の受験を促していく。 イングリッシュキャンプ実施後の参加者アンケートの結果を踏まえ、改善を重ねていくことにより、事業効果を高めていく。 		

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	私立学校英語教育強化事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 私学振興課	事業 開始年度	H30
-----	--------------	-------	------------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	3	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する
	小項目	2	外国語能力の育成	施策	1	グローバル化に対応した外国語能力の育成

1 事業のねらい・目的

- ・高校生の英語力向上
- ・大学入学共通テストでの民間試験の活用（令和6年度～）に伴う経済的理由による受験機会の格差是正

2 事業概要

1 事業内容
 大学進学希望者など英検等受験希望者に対して、英検準2級等取得の受験料を1年生から3年生まで各学年1回受験する費用について、新しい大学入試の導入期（R5年度）まで補助する。

2 補助対象者
 私立高校生及び大学入試資格が付与されている私立専修学校高等専門課程（3校）（第1学年～第3学年）の生徒で、保護者等が高校生等奨学給付金受給対象者

3 補助額
 受験料の1/2（上限3,450円）

4 補助対象検定
 英検準2級、GTEC CBT、GTEC for STUDENT、TOEFL、TOEIC等 CEFR（※） A2レベル以上
 ※CEFR:外国語の学習・教授・評価のための欧州協議会が発表したヨーロッパ共通参照区分

【事業スキーム図】

```

graph LR
  A[福岡県  
(私学振興課)] -- ①募集通知 --> B[高等学校等]
  B -- ②申請書を配布 --> C[生徒  
(保護者県内在住)]
  C -- ③申請書提出 --> B
  B -- ④申請書提出 --> A
  A -- ⑤補助金の交付 --> B
  B -- ⑥補助金の交付 --> C
  
```

3 事業目標等

成果指標		基準 (H29)	H30	R1	R2	R3
		私立高校生の英検準2級取得程度の割合	目標		30%	40%
	実績	20.1%	30.4%	34.3%	33.5%	

【指標の考え方】
 ・私立高校生の英語力がどの程度向上しているか判断するため、CEFR A2以上（英検準2級以上）の英語力を有する私立高校生の割合を成果指標とする（H29年を基準とし、毎年10%上昇を目標としているが、R2年の目標が達成できなかったため、R3年の目標は引き続きR2年と同様50%とする）。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 ・令和2年度は目標50%に対し、33.5%となり目標を達成できていない。
 ・本事業の対象は私立高校生全体ではなく、保護者等が高校生等奨学給付金受給対象者等である生徒と限定的であるため、本事業の成果のみでは目標達成には至っていない。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、英語資格検定試験の成績が各大学に提供される予定であり、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を育成する授業が各私立学校等において実施されることが予想されるため、申請者の増加が見込まれる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各私立学校等に事業の周知・申請者の募集について協力を依頼している。県のホームページに事業概要・申請情報を掲載し、申請者への事業周知を行っている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	1,071	8,530	6,127	時間	837	837	837
（うち一般財源）	1,071	8,530	6,127	人件費（千円）	3,439	3,380	3,380

6 見直しの内容	<p><input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）</p> <p>終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、英語資格・検定試験が大学入試で採用される予定であり、各私立高校等が学校単位で受験を申し込むことが予想され、申請者が増加すると思われるため、事業を継続する。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・実績に基づいた申込者見込数の見直しを行い、事業費を減額した。（▲2,403千円） ・申請者が増加するなど、一定の成果が得られているものの、更なる私立高校生の英語力向上及び経済的理由による受験機会の格差是正のため、引き続き受験見込調査を行い、事業のニーズや効果の検証を実施し、より効果的な事業となるよう努める。 		

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	放課後児童健全育成事業 (放課後児童支援員認定研修)	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	事業 開始年度	H27
-----	-------------------------------	-------	-------------------------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	2 4	安心して子育てができること 女性がいそいそと働き活躍できること	中項目	1 1	安心して子どもを生き育てることができる社会をつくる 女性が活躍する社会をつくる
	小項目	3 1	子育てを応援する社会づくりの推進 働く場における女性の活躍推進	施策	2 3	多様な保育ニーズへの対応 多様な保育ニーズへの対応 (再掲)

1 事業のねらい・目的

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、放課後児童クラブを運営する放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに放課後児童支援員を配置する必要がある、国が定めた基準に沿った支援員の資格認定のための研修を実施する。

2 事業概要

○放課後児童支援員認定研修の実施

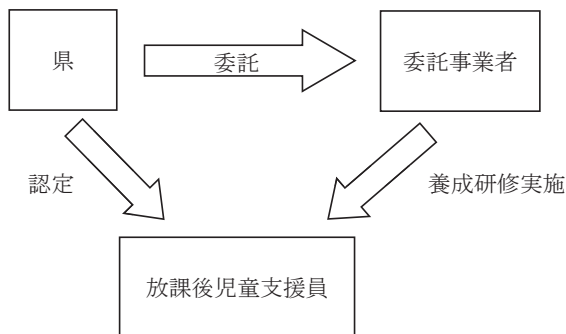
(1) 研修概要

- ①実施主体 都道府県 (一部委託も可)
- ②定員 100名程度
- ③時間数 24時間 (16科目)
- ④研修回数 年12回

(2) 認定研修の科目及び時間数 (24時間16科目)

- ①放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の理解 4. 5時間 (90分×3科目)
- ②子どもを理解するための基礎知識 6. 0時間 (90分×4科目)
- ③放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 4. 5時間 (90分×3科目)
- ④放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 3. 0時間 (90分×2科目)
- ⑤放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 3. 0時間 (90分×2科目)
- ⑥放課後児童支援員として求められる役割・機能 3. 0時間 (90分×2科目)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
放課後児童支援員認定件数	目標	-	800	900	1,100	1,100	1,200	1,200	900
	実績	0	780	820	1,017	1,068	1,038	集計中	

【指標の考え方】

平成26年度当時、放課後児童クラブには指導員が約4,000人従事しており、全員が5年間のうちに研修を修了する必要があるため、1年あたり800件認定することを目標値としていた。平成28年度以降は、放課後児童クラブの増加に対応し、市町村が必要とする支援員数 (約5,000人) を確保するため、認定件数の目標を年間800件から、平成28年度は900件、平成29、30年度は1,100件、令和元年度は1,200件に拡大した。5年間の経過措置期間は令和元年度末に終了したが、放課後児童クラブの増加に伴い支援員も増加していることや支援員の入れ替わりが多く、未受講者も発生しているため、令和2年度は認定件数の目標を1,200件とした。令和3年度は、市町村への受講意向調査の結果を踏まえ、認定件数の目標を900件とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年度は講義の欠席等により、研修を修了できなかった受講者が発生したため。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 事業の実施により、放課後児童支援員を認定し、国の基準に基づいた支援員の配置に寄与できた。
	【事業の効率性】 放課後児童健全育成事業に関する、支援技術の向上のための各種研修を実施している団体に委託し実施することにより、効率性を図った。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	8,500	8,472	8,744	時間	892	892	892
（うち一般財源）	4,250	4,236	4,372	人件費（千円）	3,665	3,602	3,602

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】	・市町村が必要とする放課後児童支援員数を確保するため、引き続き研修の受講機会を提供していく必要がある。
【見直し内容】	・研修の受講機会を十分に確保するため、市町村の要望を踏まえ、研修の開催日程及び場所の見直しを行う。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	放課後児童クラブ利用料減免事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	2 安心して子育てができること 2 安心して子育てができること 4 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1 安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる 2 きめ細やかな対応が必要な子どもを支える 1 女性が活躍する社会をつくる		
	小項目	3 子育てを応援する社会づくりの推進 2 貧困の状態にある子どもへの支援 1 働く場における女性の活躍促進	施策	2 多様な保育ニーズへの対応 2 生活の支援 3 多様な保育ニーズへの対応 (再掲)		

1 事業のねらい・目的
市町村の生活保護世帯等に対する放課後児童クラブ利用料減免制度を支援し、生活保護世帯等の児童が放課後児童クラブを利用しやすい環境づくりを促進することを目的とする。

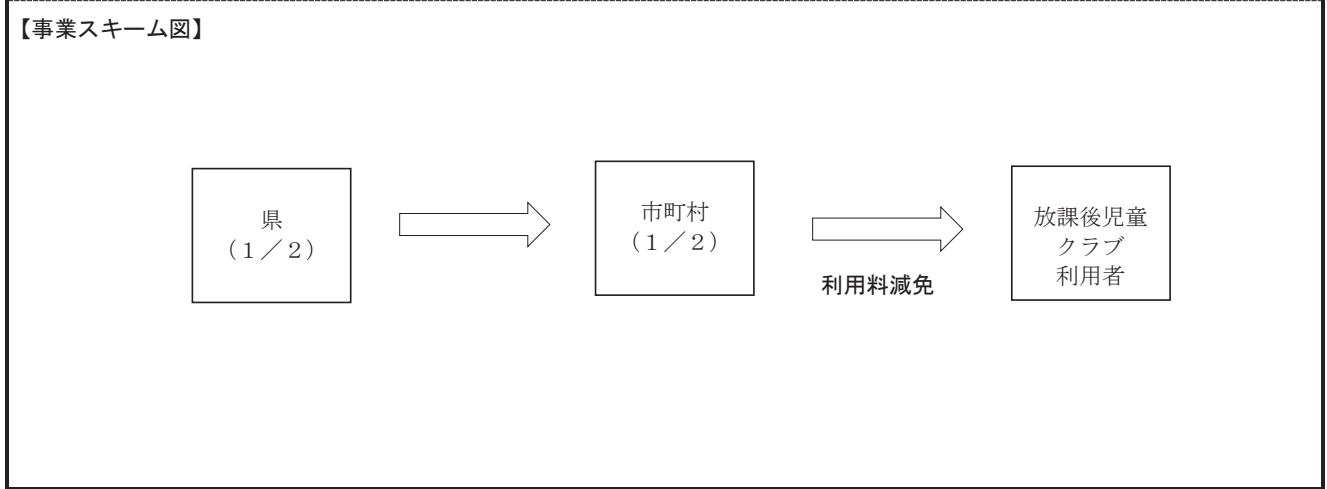
2 事業概要

(1) 内容
市町村が実施する放課後児童クラブの利用料減免のうち、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に対する利用料の減免に要する経費を助成。

(2) 補助対象世帯及び補助基準限度額
ア 生活保護世帯 月5,000円/人
イ 市町村民税非課税世帯 月2,500円/人

(3) 対象経費
放課後児童クラブ利用料の減免に必要な経費。
※利用料のうち、生活保護の収入認定で控除される額については対象としない。

(4) 補助率
1/2



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
実施市町村数	目標	-	40	46	52	59	59
	実績	34	45	52	56	集計中	

【指標の考え方】
令和3年度までに放課後児童クラブを実施している全ての市町村での、放課後児童クラブ利用料減免制度の創設を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
R1年度まで目標達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 事業開始前の平成28年度までは、放課後児童クラブ利用料減免制度を実施している市町村数が34市町村であったが、事業開始後令和2年度には57市町村が実施する予定であり、放課後児童クラブ利用料減免制度創設が進んでいる。
	【事業の効率性】 放課後児童クラブ利用料減免を実施している市町村に補助することにより、未実施市町村の減免制度創設を誘導できた。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	64,138	72,799	66,411	時間	600	600	600
（うち一般財源）	64,138	72,799	66,411	人件費（千円）	2,465	2,423	2,423

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】	生活保護世帯等の児童が放課後児童クラブを利用しやすい環境づくりを促進するため、放課後児童クラブを実施しているすべての市町村において、放課後児童クラブ利用料減免に取り組んでもらう必要があるため。
【見直し内容】	市町村担当者会議等を活用し、利用料減免制度を実施していない市町村に対し、実施に向けての働きかけを行っていく。

事業名	非行少年等の自立促進事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	事業 開始年度	H24
-----	--------------	--	-------	-------------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	4	少年の非行防止と健全育成

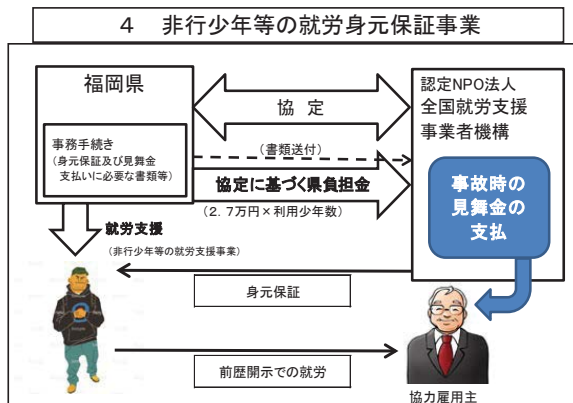
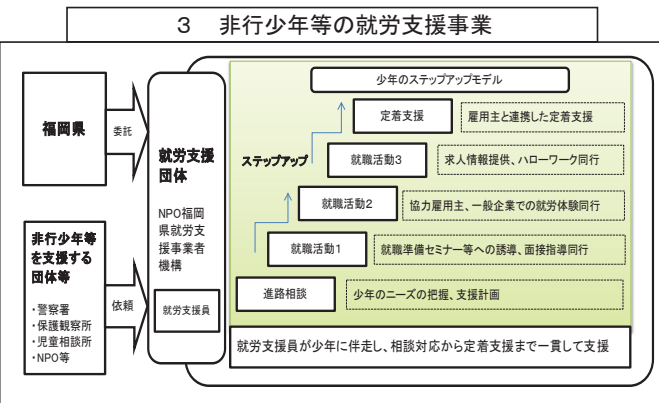
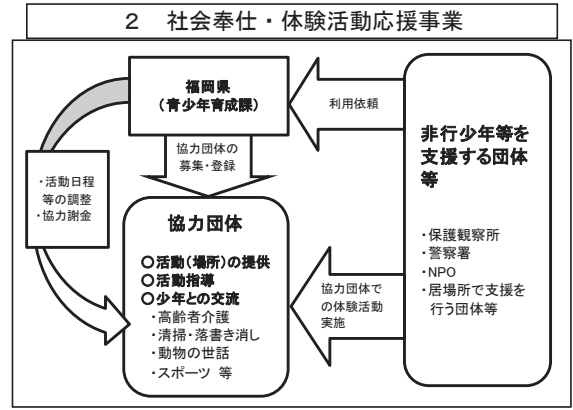
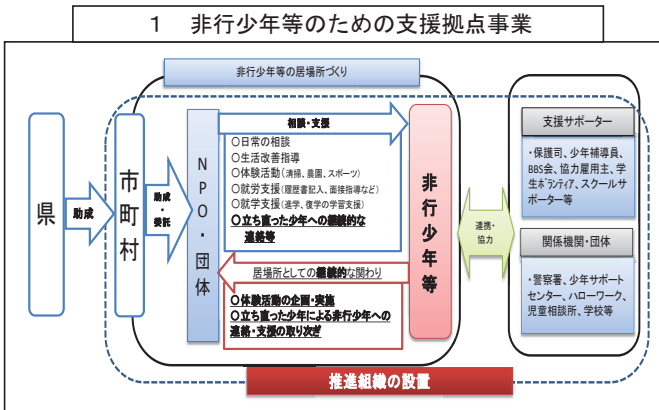
1 事業のねらい・目的

- ・少年非行の防止や、非行少年の立ち直りを支援する社会機運を醸成し、刑法犯少年検挙補導人員の減少を目指す。
- ・非行等の問題を抱える少年(非行少年等)に対し、非行が深化する前に社会的自立を支援する体制や受け皿をつくり、再度の非行を防止することで、健全な育成を目指す。

2 事業概要

- (1) 非行少年等のための支援拠点事業(非行少年等を受け入れ、自立をサポートする市町村事業への補助)
 - ・補助対象: 市町村(3カ所。補助率1/2)
 - ・対象事業: 非行少年等の自立を支援する拠点に専任スタッフが常駐し、日常の相談や生活改善、就労・就学支援を実施
- (2) 社会奉仕・体験活動応援事業(非行少年等の立ち直りに向けた体験活動の充実)
 - ・事業概要: 体験活動を提供する団体の確保と、非行少年等を支援する団体等とのマッチングを県が実施
- (3) 非行少年等に対する就労支援事業(就労による非行少年等の立ち直り支援)
 - ・事業概要: 進路相談から就職活動、就労後の定着支援まで一貫した寄り添い型の就労支援を実施
 - ・委託先: NPO法人福岡県就労支援事業者機構
 - ・対象者: 無職少年等
- (4) 非行少年等の就労身元保証事業(NPOが行う身元保証への負担金)
 - ・非行少年等を雇用する事業所のリスク軽減のため、少年が事業所に業務上の損害を与えた場合にNPOが見舞金を支払う
 - ・身元保証期間: 就労開始後1年間
 - ・1件当たりの見舞金上限額100万円(累計200万円まで)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
非行者率（総合計画）	目標	9.8人以下	—	—	—	→	4.5人以下
	実績	5.2人	4.1人	3.4人	2.9人	調査中	
再犯者数（総合計画）	目標	—	—	—	—	→	720人以下
	実績	870人	606人	492人	377人	調査中	

【指標の考え方】

非行少年の立ち直りが目的であるため、事業効果を測る指標として「非行者率」、「再犯者数」を設定する。

○非行者率（10～19歳までの人口1,000人当たり刑法犯少年の占める割合）

H28年の約15%減を目指す。

○再犯者数（14歳以上の刑法犯少年のうち2回以上検挙された少年の数）

H28年の約20%減を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・R1年については、非行者率、再犯者数ともに、目標に到達している。
- ・R2年も目標達成に向けて事業実施中。

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

- ・非行少年等のための支援拠点事業では、北九州市・福岡市・久留米市へ助成。スタッフが街頭で声をかけ悩みを聞いて、ボランティア活動や就労に向けた面接指導、復学・就学に向けた学習支援を行い、少年の立ち直りにつながっている。
- ・就労支援事業では、非行や犯罪歴のある人の就労支援を行っているNPOに委託し、就労支援員（保護司）が進路相談から就職活動への同行指導、就労後の定着支援まで一貫した寄り添い型の就労支援を行った。令和1年度は受け入れた71名の少年のうち23名が就労体験を行い、24名がその後の就職につながるなど、成果が見られる。
- ・これらの事業は、再犯防止施策を検討する国の会議で紹介されたり、他自治体からの視察や文書・電話による照会を受けるなど、非行少年等の立ち直り支援に関する先進的な事例として参考にされている。

【事業の効率性】

- ・保護観察所、県警、支援拠点設置市、協力雇用主、NPOなど、少年の立ち直り支援に取り組む各機関や団体から構成する「立ち直り支援研究会」を開催し、事業の効率的な実施に向けた意見交換を行い施策に反映している（令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため現時点で未実施）。
- ・非行少年等の就労支援事業では、NPOとの協働（委託）実施により、少年の推薦機関との迅速で密な連携や受入れ先の雇用主とのスムーズな調整や支援を行うことができています。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	11,961	12,933	12,822	時間	1,229	1,229	1,229
（うち一般財源）	11,944	12,933	12,822	人件費（千円）	5,049	4,963	4,963

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・少年の立ち直り支援に関して具体的な効果が表れており、今後も現状に則した見直しを図りながら、継続していく意義は大きいと考えられる。
- ・支援に際しては、少年の状況や立ち直りの段階に応じたきめ細かな支援を実施。

【見直し内容】

- ・就労支援事業については、より多くの非行少年等に対する支援が行えるよう、各種会議の場における事業PRや、支援機関・団体に対する個別の事業説明等をきめ細かにを行い、利用の促進を図る。
- ・NPOやボランティア団体、保護観察所等と連携して課題や対応策を意見交換し、少年の再犯防止に向けた必要な取組み、また、効果的な取組みについて検討する。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	若者自立相談事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局青少年育成課	事業 開始年度	H30
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	4	少年の非行防止と健全育成

1 事業のねらい・目的

- ・相談のたらい回しの防止や、一つの専門機関では対応できない子ども・若者の多種多様な相談への対応の充実が必要。
- ・外出することが難しいため、専門機関に繋がっていないひきこもりや若年無業に対応するため、各家庭に赴いて訪問相談を充実させる必要がある。
- ・高校中退から無業、不登校からひきこもりなど、年齢や状況の変化に応じ、対応する専門機関が変わる際に個人情報を引き継ぐ仕組みがなく支援が途切れている。
- ・全国20都県において、子ども・若者からの多種多様な悩みに一元的に対応する子ども・若者支援拠点を設置。
- ・社会資源や財政力の乏しい市町村での子ども・若者支援拠点設置は全国的に進んでおらず、県の取組みが重要。【政令市8/20市、中核市8/60市、その他53/1,724市町村】
- ・相談先が判らない子ども・若者やその保護者からの相談にワンストップで対応するとともに、相談機関に出向くことが困難なひきこもりや若年無業者等に訪問相談を行い、状況を把握した上で専門機関に繋ぎ、適切な支援を提供する。

2 事業概要

若者自立相談窓口の運営

実施主体：県（社会福祉法人等に業務委託）

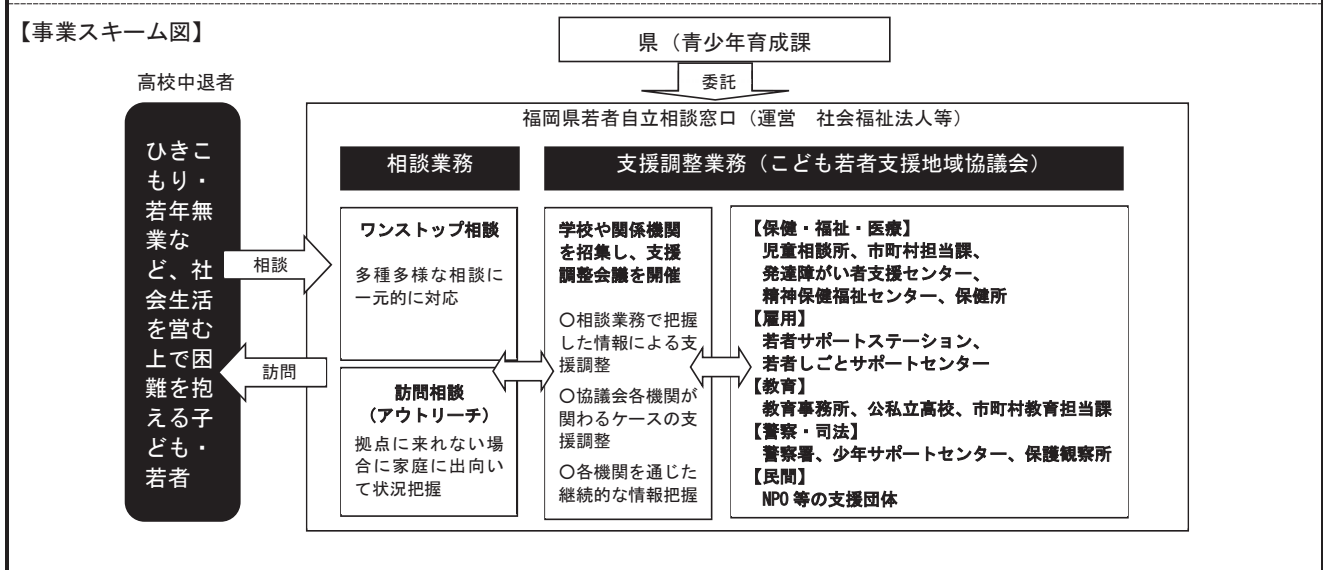
- ・開所日 月曜日から土曜日（日曜休）
- ・開所時間 10：00～19：00
- ・相談対応 来所面談、訪問面談、電話、メール

①相談業務（相談員）

- ワンストップ相談
複数の専門機関で対応することが必要な多種多様な相談に、ワンストップで対応。
- 訪問相談（アウトリーチ）
支援拠点まで出向くことが難しい場合に、家庭に赴いて状況を把握するとともに、信頼関係を構築。専門機関への同行など適切な支援に繋げる。

②支援調整業務（コーディネーター）

- 相談業務からの支援調整
ワンストップ相談窓口で受けた相談内容に基づき、学校や専門機関で構成する地域協議会において、個人情報の共有及び支援に携わる機関や連携体制を確認。
- 既に各機関が対応している場合の支援調整
高校中退により学校との関わりがなくなる場合や、複合的な問題を有する場合など、既に対応している機関から提供された個人情報に基づき、関係機関を招集して支援調整を行う。



3 事業目標等						
成果指標		H30	R1	R2	R3	R4
相談件数（人）	目標	360	420	480	480	480
	実績	171	928	※667		
子ども・若者支援地域協議会 代表者会議・ケース会議の開催回数 ※ケース会議は（）内	目標	3 (20)	3 (20)	1 (20)	1 (30)	1 (30)
	実績	3 (0)	1 (11)	※0 ※(0)		

※R2.9末現在

【指標の考え方】

- ・困難を有する子ども・若者を適切な支援へ繋いでいくため、若者自立相談窓口における相談件数を成果指標とする。
 - ※1 北九州市の実績を参考に目標を設定： 新規10件+継続10件 =20件×12カ月+120件（情報提供等）=360件<H30>
 - 〔他機関からの依頼増〕 25件×12カ月+120件 =420件<R1>
 - 〔継続案件の増〕 30件×12カ月+120件 =480件<R2～>
- ・困難を有する子ども・若者の状況に応じた切れ目のない支援を行うためには、関係機関の情報共有及び連携が重要であることから、協議会開催件数を成果指標とする。
 - ※2 代表者会議 年1回開催、ケース会議 通常月は月1回、長期休暇期間（3,7,8,12月）は月3回開催を目標に設定

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○相談件数：
令和元年度は目標を達成している。今年度は9月末現在、目標以上の相談件数で推移している。

○子ども・若者支援地域協議会：
代表者会議については令和2年度以降の目標値を見直し、代表者会議は年1回程度の開催とし、具体的な支援を実施するケース会議をより充実させることとしている。令和元年度は協議会の体制の整備に関する協議事項が生じなかったことから、当初目標の年3回開催は達成していない。
ケース会議は、令和元年度はケース会議を必要とする案件が少なかったことから、11件で未達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 高校中退等で進路が定まらず社会とのつながりが切れてしまう若者を、適切な支援機関につないで切れ目のない支援を実施することで、対象となる若者の就学や職業的な自立を実現している。
	【事業の効率性】 ○ワンストップで相談を受け、適切に状況を把握し専門支援機関に引き継ぐことで、相談先がわからない若者や複合的な問題を有する若者に対する効率的な支援ができる。 ○ケース会議を実施することで、各支援機関と顔の見える関係性を構築し、より効果的な連携支援ができる。 ○高等学校と連携をとり、高校を中退する時点で窓口とつながることで、社会とのつながりが切れることを防ぎ、切れ目のない支援につなげている。 ○最終的には就労による自立を図ることで、社会コストの軽減及び税収増につなげることができる。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	13,610	13,059	13,052	時間	1,612	1,914	1,612
（うち一般財源）	6,750	6,530	6,526	人件費（千円）	6,623	7,729	6,510

6 見直しの内容
<input type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 相談件数は増加傾向にあり、今後も各支援機関との連携をより一層強化し、一人でも多くの若者の就学や職業的な自立を実現させるために、本事業を継続して実施する必要がある。
【見直し内容】 ○県子ども・若者支援地域協議会： 相談者により身近な市町村における連携支援の輪を広げるため、令和2年度は関係機関で構成する実務者会議の研修会を県内4か所実施。より効果的な取組みにつなげていく。 ○SNS相談の試行： 若者本人が相談しやすい環境を整備するため、令和2年度は期間限定のSNS相談を実施（11月24日～12月7日）。効果を検証し、今後の相談体制の参考とする。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	青少年ネット適正利用促進事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	事業 開始年度	H26
-----	----------------	-------	-------------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	5	インターネット適正利用の推進

1 事業のねらい・目的

インターネットによる犯罪被害やいじめ、ネット依存から青少年を守るとともに、青少年のインターネットの適正な利用を促進する。

2 事業概要

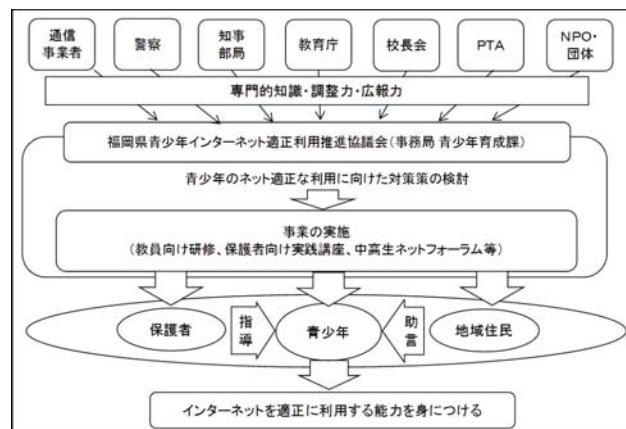
1 福岡県青少年インターネット適正利用推進協議会の運営
 ○内容 専門性のある通信事業者・NPOなど、官民一体となった協議の場を設け、青少年のインターネットの適正な利用に向けた対策を検討し、行政などの調整力や広報力を発揮することで、事業や企画を総合的に推進する
 ○構成 知事部局、教育庁、警察、校長会、PTA団体、通信事業者、NPOなど
 ○開催 協議会1回、部会2回

2 青少年自らが考え、自主的な行動に結びつける参加型啓発の普及・実施
 (1) 保護者に対するネットトラブル防止啓発の実施
 平成27年度に実施した小学生向けプログラムの成果の普及とともに、保護者に対する取組みの充実を図る。
 【保護者向け実践講座】※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
 ○内容 家庭や地域でのネット適正利用に向けた取組みを促進するため、実機を使いフィルタリング等を学ぶ講座を開催
 ○対象 小学校PTA役員等

(2) 中学校教員向け研修
 ○内容 県内の各中学校で行われている校内研修等に専門講師を派遣し、情報モラルに関する生徒指導のポイントなどを学ぶ研修会を開催
 ○対象 中学校の教員
 ○開催 70校程度/年(5年間で県内の全中学校で実施)

(3) 生徒自らがネットのルールやマナーを考える「中学生ICTサミット」の開催
 ○内容 中学生と高校生がネット利用の問題や適正な利用の仕方について議論し考えたルールやマナーを発表
 ○参加 県内の中学生及び高校生 10校40名程度
 ○開催 県内1か所

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3
中高生熟識への参加者数	目標	40人	40人	40人	40人	40人
	実績	35人	42人	84人	2月実施	
保護者向け実践講座参加者数	目標	250人	250人	250人	160人	-
	実績	132人	93人	0	3月実施	-
中学校教員向け派遣研修実施中学校数	目標	-	73校	73校	73校	-
	実績	-	61校	58校	実施中	-

【指標の考え方】

- ・中高生ICTサミットについては、参加生徒数を成果指標とする。10校40名の参加を目標値とする。
- ・家庭でのネット適正利用の取組みを促進させる指標として、保護者対象の実践講座参加者数を指標とする。会場定員（福岡会場70名、北九州・筑豊・筑後会場各60名、R2は各会場40名）を目標値とする。
- ・県内の中学校に専門講師を派遣する事業の指標として、研修実施校数を指標とし、県内全中学校（365校）の概ね2割とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年度について

- ・中高生熟識は目標達成。
- ・保護者向け実践講座は、目標未達成（新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止）。
- ・中学校教員向け派遣研修は、目標未達成（新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修を中止した学校があったため）。

4
有効性
・
効率性

【事業の有効性】

- ・協議会において、官民が連携して青少年のネット利用に関する課題の抽出や施策を検討し、施策を実施することにより、青少年のネット適正利用に向けた取組みの促進が図られている。

【事業の効率性】

- ・事業実施にあたっては、教育委員会やPTA団体を通じた周知や、研修会等の運営に協議会委員の協力を得て、効率的に行うことができている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	5,127	5,693	820	時間	2,418	2,418	378
（うち一般財源）	5,127	5,693	820	人件費（千円）	9,934	9,764	1,527

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・インターネットトラブルは依然増加傾向にあるため、中高生を対象とした取組みが引き続き必要である。

【見直し内容】

- ・保護者向け実践講座及び中学校教員向け研修については、ネット依存防止対策に特化した事業に見直す。（▲4,847千円）
- ・刻々と変化しているインターネット環境や利用の低年齢化などの現状を的確に捉えながら、引き続き、官民一体となった推進協議会の中で課題や対応策を十分協議し、効果的な取組みを実施していく。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ふくおかグローバル青年育成事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課		事業 開始年度	H28
総合 計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	3	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する	
	小項目	1	郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	施策	2	国際的視野を持つ人材の育成	

1 事業のねらい・目的

【学 生】県内の企業や自治体が世界（アジア）を舞台に活躍している現状を体感、認識させ、国際的な視野を広げるとともに、県内企業等の魅力を伝えることで、将来の選択肢を増やす。
 【社会人】グローバルな視点を持ち、職場や団体等で中核的存在となるような人材の育成を目指す。

2 事業概要

(1) 事前研修 3回 (1泊2日研修 2回)
 【目的】訪問国に関する事前研修などに加え、下記のプログラムを導入し、海外の青年と交流する際に、郷土の歴史や文化、産業等について語るができるようにする。

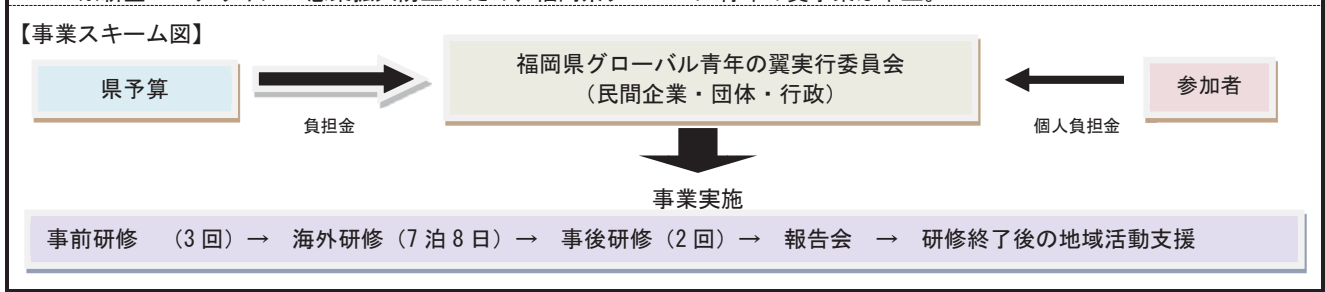
- ・郷土の歴史（特にアジアとの交流や近現代史等）や文化、偉人、産業等について学ぶ
- ・県の課題（グローバル化、少子・高齢化等）や政策（水素戦略や70歳現役社会づくり等の新しい社会づくり）などについて学ぶ

(2) 海外研修 (7泊8日)
 【目的】海外体験研修を通じて、県内企業や自治体がアジアを舞台に活躍している現状を体感、認識させる。
 （視察中心ではなく、交流・体験活動を重視した内容）
 【訪問先】発展著しい中・先進国と、これからの発展が期待されるアジア諸国から2カ国を選定。

(3) 事後研修 2回 (1泊2日研修1回)
 【目的】海外体験研修について学んだことのレビュー、成果発表、報告書作成、報告会準備など。

(4) 研修終了後の地域活動支援
 【目的】研修終了後もそれぞれの地域や組織で活躍できるよう、継続した支援を実施する。
 【内容】①交流会 (年1回)
 ②勉強会 (若手起業家など各界活躍する方と車座談義、県内留学生との交流)
 ③県事業や社会貢献活動とのマッチング

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、福岡県グローバル青年の翼事業は中止。



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
国際的な視野を持ち、地域活動への関心度が増した若者の率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	23(人) 100%	23(人) 100%	24(人) 100%	20(人) 100%	0(人) 0%	

【指標の考え方】

参加者のうち、国際的な視野を持ち、地域活動への関心度が増した若者の占める率を指標とし、事業実施後の参加者のレポート等により確認する。全参加者の関心度が増すことを目標とする。
 ※実績の(人)は参加者数。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

令和元年度は、目標を達成した。
 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業中止。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業の参加者全てのレポートから、グローバルな知見を以て地域で活躍する事の重要性に対する気づきがあった。 ・プログラム終了後もグローバルな知見を深めるために海外に留学するなどし、継続的な学習に努める動きが見られる。 ・プログラム参加者OBの任意団体による社会貢献活動など、地域における活動にも取り組んでいる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業・団体・行政などからなる「福岡県グローバル青年の翼実行委員会」において、国内での研修内容や、海外研修における訪問先や交流内容について、検討し、効率的なプログラム構築に努めている。 ・研修報告会は、研修に関係する人、団体だけでなく広く一般に向けて発信することで、効率的に事業の広報を行い、継続的な参加者募集につなげている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	6,000	7,296	6,366	時間	806	806	806
（うち一般財源）	3,266	3,648	3,183	人件費（千円）	3,312	3,255	3,255

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域創生が求められる中、グローバルな視点を持ち、地域で活躍する人財の育成はますます重要な課題。 ・アジアに近い特性を生かし、地域・郷土の歴史をグローバルな視点で学び、発展著しいアジアの現状を体感させることで、引き続きグローバル人材の育成に努める。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・官民一体となった実行委員会において、研修内容、視察先など、アジア情勢を的確に把握し、効果的な取り組みを実施していく。 		

事業名	ふくおかスポーツ振興プロジェクト事業	部課(室)	人づくり・県民生活部スポーツ局 スポーツ企画課	事業 開始年度	H27
-----	--------------------	-------	----------------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	2	大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	施策	2	スポーツの活力を活かした地域の魅力の創造と国際交流の推進

1 事業のねらい・目的

○ 適切かつ計画的・効果的な2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会のキャンプ地誘致活動や開催気運の醸成活動を通して、県内自治体の希望に応じたキャンプ地誘致を実現するとともに、これらを契機として、子どもや高齢者の運動・スポーツへの動機付けや運動の習慣化を強化し、スポーツの振興と地域の活性化を図る。

2 事業概要

1. 大規模国際大会キャンプ地誘致事業

- 効果的なキャンプ地誘致・受入事業
 - 委託企業の専門的知識及びネットワークを活用し、キャンプ地誘致の成功とキャンプ受入を契機としたスポーツレガシー構築を効果的・効率的に実施する。
- 福岡県キャンプ地誘致プロモーション活動
 - 基本合意に向けた調整及び交渉
 - 県内市町村のターゲット国に対する誘致活動
 - 福岡県キャンプ地誘致プロモーションホームページの管理・運営
- 福岡県対策本部会議・誘致連絡会議の運営
 - 対策本部会議、幹事会、部会の開催
 - 誘致連絡会議の開催
- 福岡県キャンプ地誘致推進事業費補助金(※1)
 - キャンプ地視察受入支援
 - プロモーションツール制作支援
 - キャンプ受入によるスポーツ交流支援

(※1) 新型コロナウイルスの影響により規模縮小(令和2年度6月補正予算)

2. 国際交流員の配置

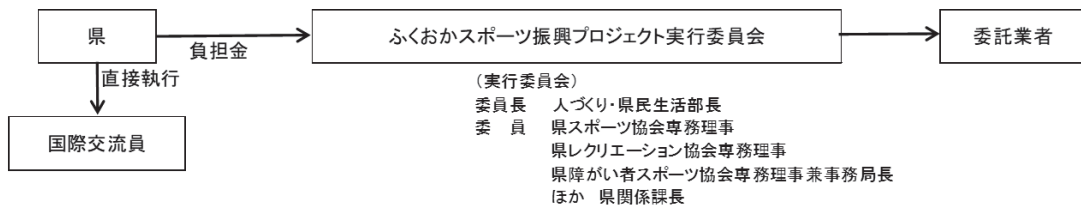
- JETプログラムを利用し、スポーツに理解のある国際交流員を当課に配置
 - 事業全般に係る翻訳、海外訪問時の通訳及び調整窓口、ボランティアや大学生に対する語学指導
 - 設備の多言語化に向けた助言、福岡県のスポーツに関する動向の海外への発信

3. オリ・パラ気運醸成事業(※2)

- オリ・パラ気運醸成事業
 - 1ヶ月前イベントの開催
 - ロビー展の開催
 - 県内ゆかりの東京オリンピック・パラリンピック競技大会出場者による県民報告会の開催
- 東京2020大会を契機とした国際会議開催事業
 - 運動会及び国内外の子ども達による国際会議の開催

(※2) オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴い取りやめ(令和2年度4月補正予算)

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
スポーツの活力をいかした国際交流に取り組む市町村数(総合計画)	目標	—	3	7	11	15	19	21	21
	実績(累計)	1	3	5	14	15	15	調査中	

【指標の考え方】

○ キャンプ地誘致等に取り組む意向のあった21市町村全てにおいて、スポーツの活力を活かした国際交流が行われることを目標として設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○ 令和元年度の目標は未達成。(キャンプ受入を希望し、協議交渉を行っている市町村はあるものの、令和元年度での受入決定には至らなかったため。)

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ○ 目標は未達成であるものの、これまで、スウェーデン、ノルウェー、タイ、ケニア、ドイツ、南アフリカ、オセアニア諸国、カザフスタン、ロシア、ブルガリア、ルーマニア、英国、コロンビア、ベラルーシ、アフガニスタンの29の国・地域と事前キャンプ実施の基本合意を締結している。（東京都に次いで第2位）
	【事業の効率性】 ○ 平成28年度より地方創生推進交付金を活用。誘致活動の進展に応じて事業内容の見直しを随時実施。 ○ 平成28年度前半は、本県の魅力を広く知ってもらうためのプロモーションを実施しながら、市町村の意向を踏まえて、国や競技などの絞りこみを実施。後半からは、対象国に対する個別具体的な誘致戦略に基づく活動を実施。 ○ その結果、H30年度から誘致対象国による視察が相次ぎ、事前キャンプ実施の基本合意の締結に向けた交渉が加速。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	52,601	92,006	▲15,005	▲33,000	103,188	時間	10,850	10,850	10,850
(うち一般財源)	45,881	88,648	▲13,684	▲33,000	101,029	人件費(千円)	44,572	43,813	43,813

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】 ○オリンピック・パラリンピック競技大会の1年延期 (R2→R3) に伴い、R2に実施予定だった事業をR3に実施するもの。 ○現在国において、キャンプ地やホストタウンが実施すべき新型コロナウイルスへの対応策が整理され、ガイドラインがとりまとめられている。同ガイドラインでは、キャンプ期間中に徹底した感染防止策を講じることがキャンプ受入自治体に求められていることから、キャンプ受入自治体を補助対象としている福岡県キャンプ地誘致等推進事業費補助金の補助上限額の引き上げを実施。
【見直し内容】 ○福岡県キャンプ地誘致等推進事業費補助金の補助上限額を引き上げ (+14,500千円)

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ラグビー普及事業 (IRWRC2019福岡開催事業)	部課(室)	人づくり・県民生活部スポーツ局 スポーツ企画課	事業 開始年度	H29
-----	-------------------------------	-------	----------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	2	大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	施策	2	スポーツの活力を活かした地域の魅力の創造と国際交流の推進

1 事業のねらい・目的

○ 県が考えるラグビーワールドカップ2019日本大会の成功の姿のうち、いまだ実現に至っていない④県内にラグビーの裾野が広がり、競技力が向上すること、⑤九州、さらにはアジア地域へラグビーを普及させることの実現に向けた取組みを推進。
【大会成功の姿】

- ①前回同様、すばらしい試合が行われること … 実現
- ②会場を満員の観客で埋めること … 実現
- ③県内全体がラグビーで盛り上がる … 実現
- ④県内にラグビーの裾野が広がり、競技力が向上すること … 実現に向けた継続的な取組みが必要
- ⑤九州、さらにはアジア地域へラグビーを普及させること … 実現に向けた継続的な取組みが必要
- ⑥インバウンドの増加など、地域の活性化につなげる … 実現

2 事業概要

1. アジアラグビー交流フェスタの実施

- ・概要 アジア地域へのラグビー普及と実現を目指して、アジアの玄関口である本県にアジア地域の子ども達を招聘し、ラグビー交流事業を実施。
- ・時期 2020年秋頃の6日間(5泊6日)
- ・場所 宗像グローバルアリーナ、春日公園球技場等
- ・対象 アジア地域の中学生(海外:15チーム、国内7チーム)
- ・内容 ラグビークリニック、交流試合、文化交流等

※新型コロナウイルス感染症の影響により、海外チームの来福が不可能であったため大会は中止(令和2年度12月補正予算)したが、オンラインで出場予定であった子供たちとの交流を実施。

2. ラグビー普及事業

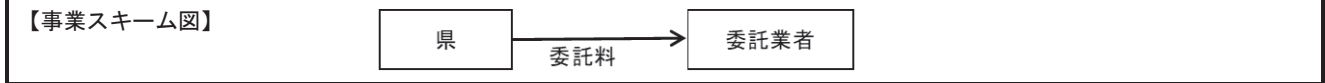
①ラグビー体験授業の実施

- ・概要 県内のラグビー普及のため、県内小学校にラグビー選手を講師として派遣し、体験授業を実施
- ・時期 令和2年10月～令和3年2月(※緊急事態宣言の発令に伴い、一部中止)
- ・場所 小学校9校、中学校2校
- ・対象 県内4地区(福岡、北九州、筑豊、筑後)で1校ずつ程度

②アジア太平洋子ども会議イン福岡におけるタグラグビー交流事業の実施

- ・概要 アジア太平洋子ども会議イン福岡において、九州とアジアの子ども達に対しタグラグビー教室を実施
- ・時期 令和2年7月頃
- ・場所 福岡市内
- ・対象 アジア太平洋子ども会議・イン福岡の参加者(九州、アジアの小学生)
- ・内容 ラグビートップリーグ選手による、ラグビー教室

※新型コロナウイルスの影響により中止。(令和2年度12月補正予算)



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
RWC2019福岡会場満員	目標	—	—	満員				
	実績	—	—	満員				
アジアラグビー交流フェスタ 海外参加チーム	目標	—	—	—	—	→	→	15
	実績	—	9	8	0			

【指標の考え方】

- ・R1まではRWC2019日本大会の福岡会場において、上記大会成功の姿の一つである、1試合あたり満員を目指して実施。大会が終了し、目標を達成したため、R2からは「アジアラグビー交流フェスタ海外参加チーム」を指標として実施。(R5にアジアラグビー連盟に加盟する31カ国・地域(日本を含む)の半分である15チームの参加を目指す)。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・R2は大会中止のため目標未達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 R1時点では、目標としている海外参加チーム数15には届いていないものの、これまでの2か年でバングラディッシュ、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、スリランカ、台湾、マカオ、インドネシア、ネパール、タイなどラグビー後進国と言われているアジア10か国・地域からの参加があり、アジアにおけるラグビー普及に貢献する事業として、アジアラグビー連盟からも高い評価を得ている。
	【事業の効率性】 ラグビーフットボール協会や県内関係市町村と連携し効率的に事業を実施している。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	534,978	19,273	8,603	時間	21,700	2,170	2,170
（うち一般財源）	528,679	10,060	4,754	人件費（千円）	89,144	8,763	8,763

6 見直しの内容			
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）			
【上記の理由】	○ ラグビーワールドカップの成功の姿と位置付けていた県内、九州、アジアでのラグビー普及の実現のために必要な事業であり、効率化を図りながらも、引き続き継続して実施する必要があるため。		
【見直し内容】	○ ラグビー参加チームの旅費・宿泊及び貸切バスの運行日数を見直したことによる減 （▲10,746千円） ○ ラグビー体験授業の実施校数の増加による増 （+76千円）		

(様式1号)

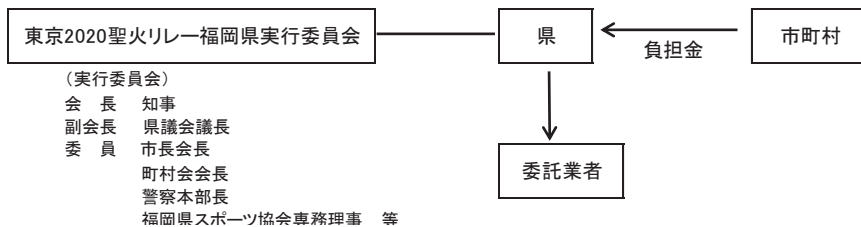
R2年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	東京2020聖火リレー事業	部課(室)	人づくり・県民生活部スポーツ局 スポーツ企画課	事業 開始年度	H30
-----	---------------	-------	----------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しむ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	2	大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	施策	2	スポーツの活力を活かした地域の魅力の創造と国際交流の推進

1 事業のねらい・目的	
<input type="checkbox"/> 安全かつ円滑に聖火の火を繋ぐこと <input type="checkbox"/> 多くの県民の皆さんの心に残るリレーとなること <input type="checkbox"/> できる限り多くの皆さんに関わっていただくこと <input type="checkbox"/> 福岡県内の地域の良さが、国内外に発信されること	
2 事業概要	
<p>1 オリンピック聖火リレー</p> <p>(1) 実行委員会の開催</p> <p>(2) 聖火リレーの実施</p> <p>(3) セレブレーション(1日の最終聖火ランナー到着時に行うセレモニー)の実施</p> <p>(4) 広報・PRの実施</p> <p>(5) シティドレッシングの実施</p> <p>2 パラリンピック聖火リレー聖火フェスティバル</p> <p>(1) 実行委員会の開催</p> <p>(2) 市町村が行う採火(式)等の実施に対する支援</p> <p>(3) 集火・出立式の開催</p> <p>(4) 集火式(都内)・開催都市内聖火リレーへの参加</p> <p>※東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴い、R3年度に延期。</p>	

【事業スキーム図】



3 事業目標等	
<p>【指標の考え方】</p> <p>本事業は安全かつ円滑に聖火の火を繋ぐこと、多くの県民の皆さんの心に残るリレーとなること等を目的としており、その達成度を示す統計数値や具体的な指標の設定は困難。</p>	
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京2020オリンピック・パラリンピックの延期に伴い、R2年度に予定していた聖火リレーが延期となった。 ・R2.9月に新たな実施日程等が公表され、改めて聖火リレーの実施に向けて準備を進めている。 	

有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全県で盛り上がる聖火リレーとなるよう、県内多くの地域を回り、出来るだけ多くの人が見に行くことができるルートを設定。 ・聖火リレーを実施する市町村のほか、それ以外の市町村もできるだけ参加できるように聖火ランナーを選定。 ・パラリンピック聖火フェスティバルには県内35市町村が参加。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聖火リレー当日の警備に一部ボランティアを活用することで、制服警備員の人件費削減に努めている。

5 事業費 (千円)	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳 出	53,124	422,172	▲379,755	398,377	時 間	8,060	6,045	3,023
(うち一般財源)	53,124	253,817	▲231,400	234,558	人件費 (千円)	33,111	24,410	12,207

6 見直しの内容	
<input type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了	改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック聖火リレーにおける新型コロナウイルス感染症対策費を追加。 ・パラリンピック聖火フェスティバルにおける新型コロナウイルス感染症対策費及び熱中症対策費を追加 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック聖火リレー新型コロナウイルス感染症対策費 +14,390千円 ・パラリンピック聖火フェスティバル実施運営事業(コロナ対策費) +1,630千円 ・パラリンピック聖火フェスティバル実施運営事業(熱中症対策費) +1,547千円 ・パラリンピック聖火フェスティバルに係る市町村への補助 (コロナ対策分) +1,750千円 (50千円×35市町村) 	

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	スポーツの総合祭典 市町村対抗「福岡駅伝」事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課	事業 開始年度	H26
-----	----------------------------	-------	----------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	1	誰もが気軽にスポーツに親しむ環境の整備	施策	1	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

1 事業のねらい・目的

- 全県的スポーツの総合祭典として実施することにより、「福岡県スポーツ推進計画」の基本理念である「スポーツ立県福岡～福岡県のスポーツをより元気に、スポーツの力で福岡県をより元気に～」の実現を図る。また、市町村対抗・世代間交流駅伝とすることで、地域への帰属意識の高揚と世代間の交流促進を図る。
- オリンピック・パラリンピックの東京開催を来年に控えスポーツへの機運が高まるなか、福岡県内全60市町村のランナーが一堂に会して、郷土の誇りを胸に襪をつなぐことにより、県民のスポーツへの参加意欲を高める。
- 障がい者スポーツ体験教室により、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツに親しむ意識の醸成を図る。
- スポーツと健康について考える場をつくることにより、スポーツ活動を通して健康で活力に満ちた長寿社会の形成を図る。
- 市町村フェアを開催することにより、人と人との交流及び地域と地域との交流の促進を図る。

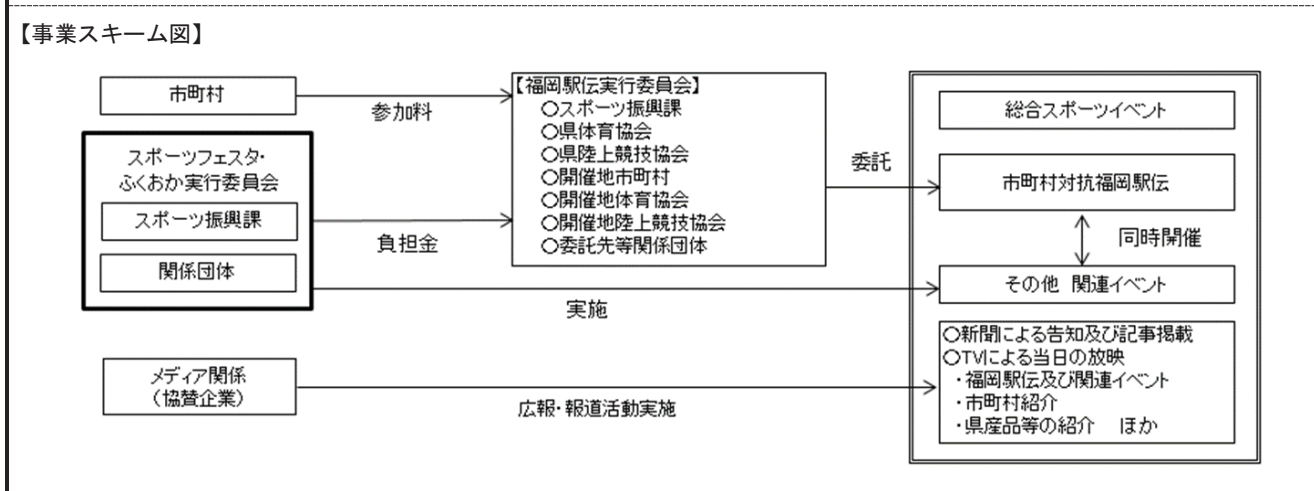
2 事業概要

■スポーツの総合祭典 市町村対抗「福岡駅伝」

○事業概要

- 1 実施期日 11月第3週日曜日(令和2年11月15日を予定)
- 2 会場 筑後広域公園周回コースを予定
- 3 事業内容
 - (1) 福岡駅伝
 - ア 60市町村対抗 イ 中学男女、ジュニア男女、一般男女、シニアでチーム編成
 - (2) こどもあそびフェスタ・・・障がいの有無に関わらず、県民と一緒にスポーツを楽しむ
 - (3) ふるさとフェア・・・各市町村のスポーツへの関わりや文化、生活、特産品の紹介

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
市町村対抗「福岡駅伝」参加者数	目標	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	実績	50,000	45,000	50,000	40,000	—	

【指標の考え方】
福岡駅伝の参加者数(選手・競技役員・応援者)5,500人を基準とし毎年100人の増を目標とすると設定していたが、同時開催イベントにより来場者数が非常に多かったため、スポーツの「みる」「する」「支える」といった多様な価値を多くの人が享受することを目指して、毎年5万人を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各市町村での予選会の開催が困難であったこと、ガイドライン等を作成し、対策を行ったとしても、安全な大会運営が困難であることから大会を中止としている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・ 駅伝のチームを多世代とすることにより、世代間の交流が促進された。また、市町村対抗形式であることから、地域への帰属意識の高揚を図ることができる。 ・ 同時開催イベントにより来場者が多く、「みる」スポーツなど、スポーツの多様な価値を享受することができた。 ・ 同時開催のこどもあそびフェスタの参加者も例年増えており、「福岡駅伝」参加者のみならず、多様な目的で訪れる人が増えるなど、スポーツを通じた地域の活性化に寄与している。
	【事業の効率性】 ・ 同時開催イベントを受け持つ関係機関と連携することにより、効率的な事業実施が図られている。 ・ マスコミを活用することにより、事業の内容を効率よく周知することができた。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	4,550	4,558	4,558	時間	90	90	90
（うち一般財源）	4,550	4,558	4,558	人件費（千円）	370	364	364

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ・ 県と同時開催イベントの関係機関が連携協力体制を確立したことで、それぞれの予算によって効率的に実施できている。 ・ 大会を重ねるごとに充実した大会を開催できており、各市町村からも「福岡駅伝」が定着してきたこと、さらには、「福岡駅伝」を通じて地域の活性化につながっているという意見が出されている。
【見直し内容】 ・ より多くの来場者獲得に向けて、観戦時の情報をより迅速に提供するため、会場内の実況映像放映や大会速報の本大会専用ホームページ掲出等、広報活動の充実を図る。 ・ 事前の広報活動をさらに充実させるとともに、福岡全域からの来場者を獲得できるような仕組みを検討する。 ・ 新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、新しい生活様式での大会運営を検討する。

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者スポーツ推進事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課	事業 開始年度	H28
-----	--------------	-------	----------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	1	誰もが気軽にスポーツに親しむ環境の整備	施策	2	県民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備・充実

1 事業のねらい・目的

- 県民に夢や感動を与え世界で活躍するアスリートを輩出するため、関係機関・団体間の連携を強化し、障がい者アスリートの支援やトップコーチの養成を行う。
- 障がい者アスリートの発掘事業や大会の開催により、障がいのある人がアスリートを目指す機会や県民が障がい者スポーツに触れる機会を確保する。
- 県内各地で障がい者スポーツの体験を行うことができる機会を提供するため、県が配備した障がい者スポーツ用具を活用した体験会を開催し、障がい者スポーツの魅力を発信するとともに、障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がい者スポーツの普及振興を図る。

2 事業概要

(1) 障がい者アスリート発掘・育成事業
日本パラリンピック委員会加盟競技団体強化指定選手を対象に国内外大会参加に係る費用や強化合宿等の助成を行う。助成対象者については、選手選考のための選考委員会を設置し、決定を行う。

(2) 障がい者スポーツ基盤づくり事業
平成28年度にパラスポーツ用具を配備し、29年度から県民にも貸出しを行っている。パラスポーツ用具を県内4地区に運搬し、障がい者スポーツの体験会を行い、障がいのある人がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、県民が障がい者スポーツに触れる機会を提供し、障がい者スポーツの魅力を発信する。
※新型コロナウイルス感染症の影響により規模縮小（県内4カ所⇒2カ所）

(3) 福岡県障がい者スポーツ大会の開催
「福岡県障がい者スポーツ大会」として、障がいの種別を超えた県内最大級の障がい者スポーツ大会を開催する。
※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(4) 障がい者アスリート強化拠点事業

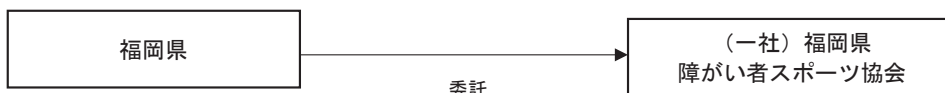
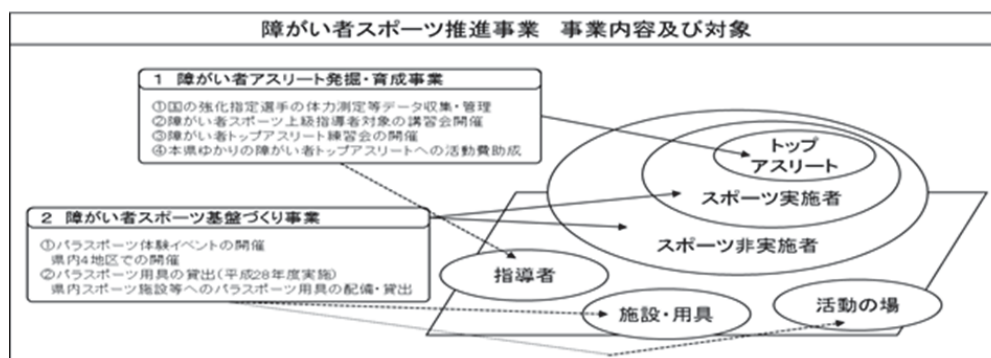
① 指導者養成

- ・日本障がい者スポーツ協会が認定するスポーツコーチ（水泳専門）1名、日本身体障がい者水泳連盟が認定する障がい者水泳指導員の資格取得者を6名以上養成する。
- ・養成した指導員を活用し、福岡県強化指定選手を対象とした強化練習会や、スイミングスクールや特別支援学校等での指導を併せて行い、アスリートの拡大を担う。
※新型コロナウイルス感染症の影響により一部のみ実施予定（指導員研修の一部のみオンラインで実施）

② アスリート発掘・育成

- ・特別支援学校等を活用し、障がいのある方を対象に、測定会を実施し選手発掘を行う。
- ・福岡県強化指定選手の選定を行う。
※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

【事業スキーム図】



3 事業目標等								
成果指標			H28	H29	H30	R1	R2	R3
パラリンピックを目指すアスリートに対する支援 (人数)	目標		—	21	21	20	20	20
	実績		8	20	17	15	20	
<p>【指標の考え方】 中央競技団体が指定する強化指定選手または強化指定候補選手に対し、活動費助成を行うことから、本県ゆかりの強化指定、強化指定選手数（人数）を目標とする。（助成対象選手：21名（H29, 30）、20名（R1～））</p>								
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】 令和2年度は、目標達成。</p>								

4 有効性・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の障がい者アスリートに対して国内外の大会に出場する費用を助成することで、トップアスリートとして活躍し、県民に夢や希望を与えることにつながる。 教室や体験会の開催は、障がいのある県民が、スポーツに親しむ機会となり、継続してスポーツを行い将来的に県民スポーツ大会や障がい者スポーツ大会への参加につながる。 パラリンピック競技種目（水泳）における選手育成・強化のしるきを県内に構築することで、世界で活躍できる障がい者アスリートを継続的に輩出することができるようになる。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央競技団体が指定する強化指定選手の中から助成対象候補を選ぶことで、より効果的に助成対象を選考できる。 県が所有する障がい者スポーツ用具の無償貸出を県のホームページで周知し、活用することで、県民が気軽に活用することができる。 本県ゆかりの障がい者アスリートが世界で活躍することで、県民の注目が高まり、障がい者スポーツの普及振興につながる。

5 事業費(千円)	R1決算	R2当初	R2 4月補正	R2 6月補正	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	32,850	39,032	▲3,000	▲1,202	34,813	時間	1,380	1,380	1,380
(うち一般財源)	16,115	19,517	▲1,500	▲601	17,417	人件費(千円)	5,670	5,573	5,573

6 見直しの内容		
<p>継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）</p>		
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者アスリート発掘・育成事業、障がい者スポーツ基盤づくり事業については、障がい者スポーツの推進のために今後も継続的に実施する必要がある。 2020年東京パラリンピック競技大会の開催を契機に、障がい者スポーツの裾野を広げるとともに、更なる障がい者スポーツへの理解促進を図るためにも、今後も健常者と一緒に活動できる機会を作る必要がある。 		
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先（福岡県障がい者スポーツ協会）等からヒアリングを行い、要望・改善事項などを聞きながら、より効果的なものに改善していく。 		

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者スポーツ推進事業 (特別支援学校等を活用した障がい児・者のスポーツ活動実践事業、 県民体育大会)	部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課	事業 開始年度	H28
-----	--	-------	----------------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野 の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	1	誰もが気軽にスポーツに親しむ環境の整備	施策	2	県民が主体的に参画する地域スポーツ環境の 整備・充実

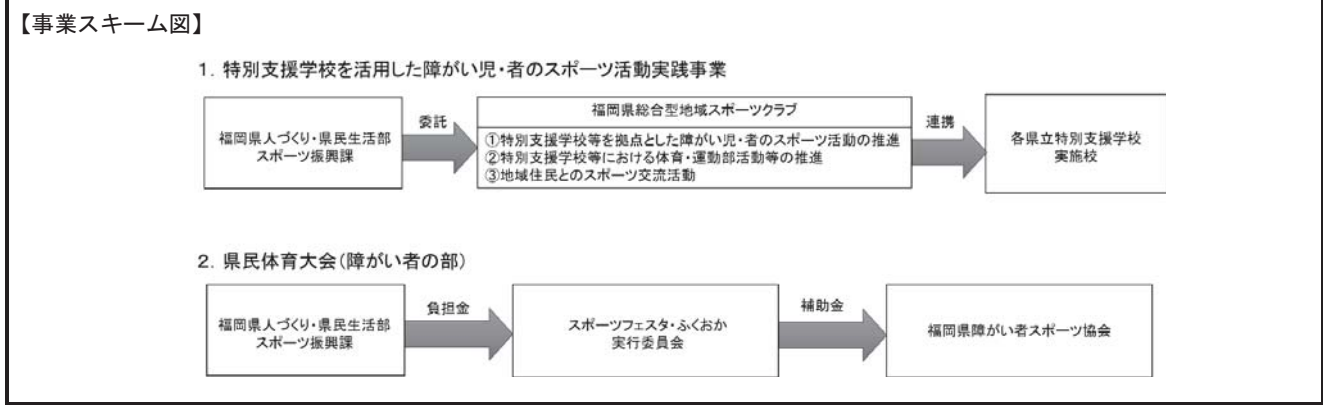
1 事業のねらい・目的

- 2020年東京パラリンピック大会開催を契機に、特別支援学校を拠点として、総合型地域スポーツクラブ指導者が障がいの有無に関わらず在校生・卒業生と地域住民がスポーツを通じた交流を行うことにより、障がい者スポーツを共に楽しむことを通じて、障がい者スポーツの裾野を広げると共に障がい者スポーツへの理解促進と障がい者スポーツを支える人材の育成等、共生社会の実現を図る。
- スポーツ庁委託事業「Specialプロジェクト2020」と併せて、県立特別支援学校20校すべてを障がい者スポーツの活動拠点として整備する。
- 2020年東京パラリンピック大会までに障がい者スポーツの推進のための地域住民の意識を醸成し、指導者やサポーターを育成することにより、大会後も自律的に障がい者スポーツの活性化に取り組むことができる地域体制を確立する。
- 障がいの有無に関わらず健常者とともにスポーツ活動ができる機会をつくることで、障がい者スポーツに対する県民の理解を促進し、共生社会を実現する。

2 事業概要

1. 特別支援学校等を活用した障がい児・者のスポーツ活動実践事業
【内容】特別支援学校で総合型地域スポーツクラブの指導者による障がい者スポーツ等の実施
【対象者】特別支援学校の在校生(平日)、在校生・卒業生(放課後)、在校生・卒業生・地域住民(休日)
※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

2. 県民体育大会(障がい者の部)
【内容】毎年、開催する県民体育大会にて、障がい者の部として、健常者のスポーツの大会と同時に開催することにより、障がい者スポーツの理解を深め、普及・振興を目的として実施する。
【競技】
○ 継続実施競技 : 車いすバスケットボール、車いすテニス、ブラインドサッカー、バドミントン、卓球等 12競技
○ 新規実施競技 : 車いすフェンシング、柔道(視)、パワーリフティング等 6競技
【参加者】障がいのある方、健常者、障がい者スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ 等
※新型コロナウイルス感染症の影響により原則中止(3競技のみ実施見込み)



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
1. 特別支援学校等を活用した障がい児・者のスポーツ活動実践事業の実施校数	目標	1	4	10	15	20	20
	実績	1	4	9	13	13	
2. 県民体育大会(障がい者の部)の実施競技数	目標	—	4	8	12	18	16
	実績	—	4	8	12	調査中	

【指標の考え方】

1. 県内の特別支援学校(福岡地区8校、北九・京築地区4校、筑後地区5校、筑豊地区3校)の合計20校での実施
2. 東京オリ・パラ開催年(R2)までに、パラリンピック競技、全国障害者スポーツ大会競技の内、県内で競技者がいる競技18を大会種目として実施。東京オリ・パラ開催が1年延期されたため、R3年度は競技種目を見直し16競技を実施予定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

1. R1年度は、目標数15校のところ一部の特別支援学校との間で開催スケジュールの調整が出来ず、13校に留まり目標未達。
2. R1年度は、目標達成。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 1. 特別支援学校を拠点として、各地域で活動する総合型地域スポーツクラブによる事業を実施し、地域において在校生・卒業生と地域住民がスポーツを通じた交流を行うことで、スポーツの裾野を広げると同時に、障がい者スポーツの理解が促進され共生社会の実現につなげることができる。 2. 本大会の実施により健常者と共に活動できる機会をつくり、障がい者スポーツに対する県民理解の促進が図られる。
	【事業の効率性】 1. 特別支援学校がある地域の総合型地域スポーツクラブと連携することで、効果的に事業が実施できるとともに、事業終了後においても継続的な関係性の醸成につなげることができている。 2. 健常者と同じ競技種目において同日日程にて開催することで、会場及び運営に係る競技役員を共有することで、効率的な開催が出来ている。

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	15,329	22,457	17,050	時間	1,380	2,070	2,070
（うち一般財源）	8,792	11,229	8,565	人件費（千円）	5,670	8,359	8,359

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 <input checked="" type="radio"/> 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 1. R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できなかったため、R3年度まで事業期間を延長する。 2. 県民体育大会（障がい者の部）の実施競技数を削減する
【見直し内容】 県民体育大会（障がい者の部）では当初18競技としていたが、2競技（パワーリフティング、車いすフェンシング）について、県内の競技人口が少なく大会の実施には至らないと判断したため、16競技に見直す。（▲5,560千円）

(様式1号)

R2年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	福岡アスリート応援企業支援事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課	事業 開始年度	R1
-----	-----------------	-------	----------------------------	------------	----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しむ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	2	大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	施策	1	県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進

1 事業のねらい・目的
 ○企業からの競技活動経費の援助・就職を望むトップアスリートや結婚出産妊娠を期に競技から離れ再度復帰を目指す女性アスリートと県内企業が情報交換を行うための仕組みを整備することで、相互の希望に応じた支援体制や雇用関係を構築し、本県において競技活動の続行を希望する本県ゆかりのトップアスリートが安心して打ち込める環境を整備する。

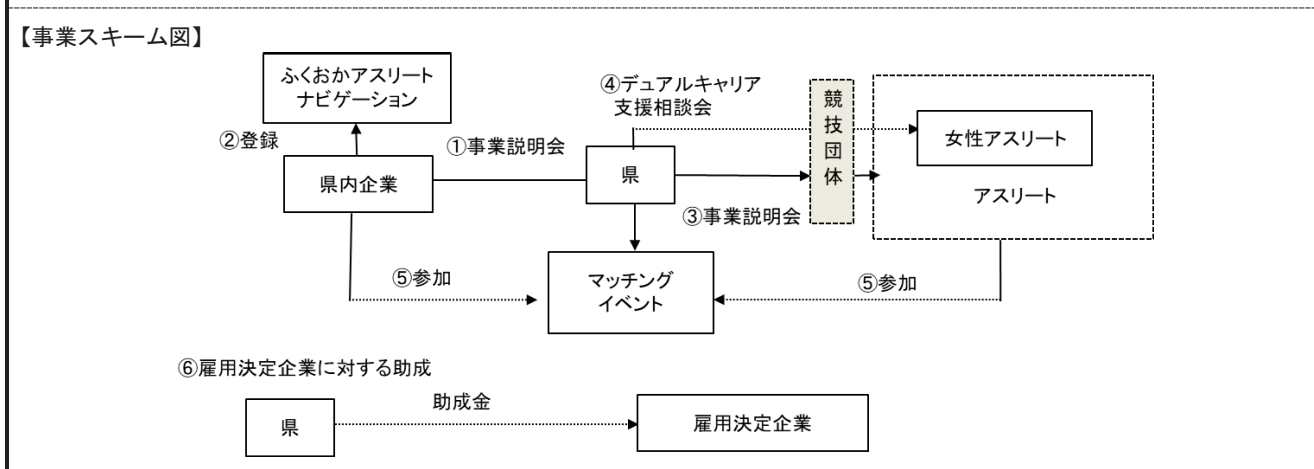
2 事業概要

■競技団体への事業説明の実施
 6月から7月にかけて、(公財)福岡県スポーツ協会に加盟する41の競技団体に対して、事業の説明及び協力、周知を依頼。

■企業への事業説明会の開催
 福岡県内の経済団体へ事業に係る説明会の開催について、経済団体ホームページや会員企業に向けたメールマガジンを活用して周知を実施。
 アスリートの雇用に興味がある企業に対して、企業説明会を開催。
 参加企業数 6社(9名)

■マッチングイベントの開催
 事業に登録しているアスリートがアスリートの雇用に興味がある企業へ自己PRを兼ねたプレゼンテーションや情報交換を行える場として、マッチングイベントを開催。
 参加企業数 19社(22名)
 参加アスリート 9名

■アスリート雇用企業助成
 事業に登録している企業がアスリートを雇用した際に係る費用を助成



3 事業目標等

成果指標		R1	R2	R3	R4	R5
企業説明会参加企業数	目標	20	25	30	35	40
	実績	13	19			
雇用成立選手数(累計)	目標	8	16	19	22	25
	実績	0	未定			

【指標の考え方】
 企業説明会参加企業数：H30調査時に「アスリートの雇用に興味がある」と回答した企業数が20社であったため、事業開始年度の目標値を20社とした。毎年5社の増加を目指す。
 雇用成立選手数：令和元年度・2年度については各年8人ずつの雇用成立、令和3年度から5年度にかけては各年3人ずつの雇用成立を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 企業説明会参加企業数については、事業開始年度であったこともあり、事業自体が認知されていなかった。
 雇用成立選手数については、マッチングイベントに参加した選手数が2名と少なく、条件等が合わなかったため、雇用に至らなかった。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 これまで、アスリートの雇用に興味がある企業は、アスリートの情報などが把握できていない状況にあったが、マッチングイベントを開催したことにより、県内に活動拠点をおき、就職を希望するアスリートとの情報交換の場を提供することができ、雇用に向けた条件整備の改善につながった。</p>
	<p>【事業の効率性】 福岡県内の経済団体や企業との関わりがある関係各課が保有しているメールマガジンや会報等の周知媒体を活用することで、企業に対する周知を低コストで実施することができた。</p>

5 事業費（千円）	R1決算	R2当初	R3当初	人件費	R1	R2	R3
歳出	1,312	5,643	2,693	時間	492	492	492
（うち一般財源）	1,312	4,822	2,322	人件費（千円）	2,022	1,987	1,987

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 </p>
<p>【上記の理由】 経済団体との連携により、メールマガジンや会報等で事業周知を行っているが、企業説明会の参加企業が成果指数の目標として掲げている数に到達していないため。</p>
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は日程調整ができずに企業説明会への参加を見送る企業が多くみられたため、令和3年度は個別の企業説明会を希望するか企業に対し調査を行い、希望する企業に対し、個別に企業説明会を実施する アスリート雇用企業助成金の対象人数を8人から3人に変更する。（▲2,500千円）